厚生労働科学研究費補助金

健康安全・危機管理対策総合研究事業

化学・爆弾テロ等重大事案(事件)に対する机上シミュレーションによる 訓練・対応手法検討に関する研究

平成 28 年度 総括・分担研究報告書

平成 29 (2017) 年 5 月

目 次

I.	総括	総括研究報告	
	化学	・爆弾テロ等重大事案(事件)に対する机上シミュレーションによる	
	訓練	『・対応手法検討に関する研究3	
	布施	3 明	
II.	分担研究報告		
	1.	「NBC テロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル」と化学・爆弾テ	
		口等重大(事件)に対する机上シミュレーションによる訓練・対応手法の整合性	
		に関する研究 71	
		鈴木進吾	
	2.	BC テロ対応と化学・爆弾テロ等重大事案(事件)に対する机上シミュレーショ	
		ンによる訓練・対応手法の整合性に関する研究 82	
		河本志朗	
	3.	爆弾テロ対応と化学・爆弾テロ等重大事案(事件)に対する机上シミュレーショ	
		ンによる訓練・対応手法の整合性に関する研究 130	
		布施 明	

平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業) 化学・爆弾テロ等重大事案(事件)に対する机上シミュレーションによる 訓練・対応手法検討に関する研究 総括研究報告書

研究代表者 布施明 日本医科大学大学院 医学研究科救急医学 准教授

研究要旨

"化学・爆弾テロなど特殊事件における迅速でより安全な新たなプレホスピタル対応手法を開発し施策として提案すること"が本研究の目的である。H28 年度は我が国で関係省庁等が出している報告書等を整理して、事態対処医療を包含した化学・爆弾テロ等重大事案(事件)に対する対応手法を検討した。具体的には「NBC テロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル」(NBC テロ対策幹事会(事務局:内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付))、H28 年度救助技術の高度化等検討会報告書(消防庁国民保護・防災部参事官付)などである。"all hazard approach"による CBRNE テロ・災害における留意事項、連絡体制、初動の動き等の内容を統合した。本研究報告は想定される関係機関の動きから検討したものであって、必ずしも関係省庁の考え、実際の動きと同等であることを保証しているものではないが、各報告書との整合性を図っているため内容の妥当性はある。今後、さらに他の報告書等を加えながら充実をはかり、本報告書の内容を CBRNE テロ・災害時のプレホスピタルにおける対応手法の基本にするとともに、訓練等で活用できるツールの活用につなげることが肝要と考えられる。

A. 研究目的

平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金 (健康安全・危機管理対策総合研究事業) 「化学・爆弾テロ等重大事案(事件)に対 する机上シミュレーションによる訓練・対 応手法検討に関する研究」の目的は、"化 学・爆弾テロなど特殊事件における迅速で より安全な新たなプレホスピタル対応手法 を開発し施策として提案すること"であ る。3 か年計画の中で、H28 年度は我が国 で関係省庁等が出している報告書等を整理 して、事態対処医療を包含した化学・爆弾 テロ等重大事案(事件)に対する対応手法 を検討した。H28 年度救助技術の高度化等 検討会報告書(消防庁国民保護・防災部参 事官付)の第1編 検討会の概要及び第IV 編 爆弾テロ災害時における消防機関が行 う活動マニュアルの目次(内容については 非公開のため)より想定される爆弾テロ対 応時の留意事項、連絡体制、初動措置の動 き等、を基本として、同報告書の第II編 化学災害又は生物災害時における消防機関 が行う活動マニュアルより、化学災害又は 生物災害時の留意事項、連絡体制、初動措 置の動きなどについても整合性を図った。 さらに、NBC テロ対策幹事会(事務局: 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付)が取りまとめた「NBCテロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル」の内容も加えて検討し、内容を統合した。本研究報告は想定される動きを検討したものであって、必ずしも関係省庁の考えと整合していることを保証しているものではないため、今後、「第 IV 編 爆弾テロ災害時における消防機関が行う活動マニュアル」が公表された際に修正を行うなど継続的な修正が望まれる。

B. 研究方法

H28 年度救助技術の高度化等検討会報 告書(消防庁国民保護・防災部参事官 付)の第1編 検討会の概要及び第IV 編 爆弾テロ災害時における消防機関が 行う活動マニュアルの目次より、爆弾 テロ対応時の留意事項、連絡体制、初 動措置の動きなどを、さらに同報告書 の第Ⅱ編 化学災害又は生物災害時に おける消防機関が行う活動マニュアル より、化学災害又は生物災害時の留意 事項、連絡体制、初動措置の動きなど から、化学・爆弾テロ等重大事案(事 件)に対する机上シミュレーションに よる訓練・対応手法を検討するうえで 参考となる留意事項をまとめた。加え て、NBC テロ対策幹事会(事務局:内 閣官房副長官補(事態対処・危機管理 担当)付)が2001(平成13)年にとり まとめ、2016(平成28)年に改訂した 「NBC テロその他大量殺傷型テロ対処 現地関係機関連携モデル」を精査し、 化学・爆弾テロ等重大事案(事件)に 対する机上シミュレーションによる訓

練・対応手法を検討するうえで参考となる記述を抽出した。抽出した記述は、他の報告書等との整合性を比較しやすいようにシーンごとに整理した。 (倫理面への配慮)

本研究において研究対象者は存在しないため、人権擁護上の配慮、不利益・ 危険性の排除や説明と同意は不要である。また、動物実験も行わないため動物受護上の配慮も不要である。

C. 研究結果

CBRNE 災害・テロ災害時における活動

I. 対象事案

"all hazards approach" を基本に考える。 すなわち、CBRNE のすべてに対応する が、本研究の目的である爆弾、化学災 害・テロを中心とした。災害発生要因が 明らかな工場等の爆発事故の場合は、 各消防機関における火災・爆発マニュ アルに基づいて活動する。一方、駅やス タジアムなどの大規模集客施設など不 特定多数のものが利用する場所での爆 発で、発生要因が不明の場合は爆弾テ 口を想定した活動を行うことが求めら れる。すなわち発生場所や時間等が予 測できず警戒レベルが高くないイベン ト会場、駅などのソフトターゲットに おける爆弾テロ災害が想定される。い わゆるマス・ギャザリング、大規模イベ ントにおける警戒態勢中の場合は災害 対応に必要な車両・資機材があり、事前 に警戒・活動計画が策定されているが、 その際にも基本的な事項は共通してい ることが求められる。爆弾という手段 が単独で起こるテロ以外にも化学剤、

生物剤、放射性物質等の危険物質を使 用した爆弾テロが起こることは十分に 想定される。また、立てこもり、大型自 動車での暴走、銃乱射事案等と爆弾テ 口の同時発生も考えられる。したがつ て、爆弾テロを中心としつつも、多数傷 病者活動マニュアル、化学災害、放射性 物質による災害マニュアルとも整合性 を持たせた総合的な対応が必要となる。 化学剤、生物剤の事故・事件、テロに伴 II. 各災害・テロの特性等について う原因物質の有害性又は有毒性に起因 する災害では次のことに留意する。

- 1. 大量の硫化水素等が発生した場合 には本マニュアルに基づく
- 2. 火災や爆発が起きた場合には、火 災や爆発に関するマニュアルに基 づく消防活動を基本とするが、本 マニュアルの活動も検討し、状況 に応じて実施する
- 3. 生物災害への対応では主管部局は 衛生主管部局(保健所)である。し かし、主管部局の対応能力を超え る場合や搬送等では消防機関も対 応することが想定される。
- 4. 消防本部には地域差があるため、 初動は管轄消防本部が対応するも のの、応援や専門機関との連携な どを迅速・的確に実施する
- 5. 現実の災害では、火災・爆発などを 伴うなど複合的な災害となること を鑑みると、本マニュアルと他の 災害のマニュアルを組み合わせて 総合的に対応することについて、 検討を進める必要がある
- 6. 大規模テロ災害においては二次攻 撃の危険性や多数傷病者発生など

異なる対応が求められる。ソフト ターゲットにおける大規模テロ発 生時の消防活動については、事案 によって活動における時間軸が異 なる場合があることから、参考資 料「事例別時系列整理による対応 要領」を組み合わせた対応が必要 である。

- 1. 爆弾テロ災害の事例検討から下記 の特徴がみられる
 - 1) ソフトターゲットが狙われる。 大規模集客施設や駅、空港な どやラッシュの時間帯などで
 - 2) 爆発は一回だけにおさまらず、 爆発によって集結した初動要 員等を殺傷することを目的と して第二の爆発、銃撃等の二 次攻撃が発生することがある。
 - 3) 爆弾に加えて、危険物質等の 使用や他のテロ手段の併用な ども懸念される
 - 4) 自爆テロも想定される
 - 5) 爆発の威力が高まる閉鎖空間 で起きることが多い
 - 6) 爆傷は特徴ある外傷となるた め診療にあたってのポイント がある。
 - 7) 凄惨な現場となることが多く、 精神科的側面からの支援が必 要である。

2. 化学災害

1) 化学災害;化学剤に起因する災 害であり、意図的に起こされた もの及び事故の総称である

2) 化学テロ災害;化学剤がテロリストの兵器として使用される事案の事である。高度な知識と素早い判断並びに強い統制が求められることとなる。

3) 化学剂

- (1) 化学剤;戦争等で使われる 有毒な化学物質(工業用有 毒物を含む)であり、作用に より、
- 神経剤
- びらん剤
- 窒息剤
- シアン化物
- 血液剤
- 無能力化剤
- 催涙剤
- 嘔吐剤
- (2) 化学剤の分類;毒性と刺激性の有効濃度によって分けるのが一般的である。
- 有毒化学剤;低濃度でも殺 傷能力あり
- 無障害化学剤;低濃度では 刺激性、高濃度で殺傷能力 あり
- (3) 化学剤の物理化学的特徴
- 特久性;揮発性が低い、沸点が高い 例) V 剤、マスター
- 一時性;揮発性が高い、沸点 が低い 例)G 剤、ホスゲ ン、シアン化水素
- (4) 化学剤の効果に影響する要因

- 風;あれば拡散しやすく、ないと化学剤によってはその場に滞留する
- 雨;化学剤によっては効果 が弱くなる
- 温度;高いと蒸発しやすい、 残存しにくい、低いと残存 しやすくなる
- 大気の安定性;昼は蒸気は 拡散しやすく、夜は蒸気が 残存しやすい
- (5) 化学剤の曝露経路;吸入、皮膚、眼への接触、経口がある
- (6) 化学剤曝露による身体的特 徴

神経剤、血液剤、窒息剤、無能力化剤、催涙剤及び嘔吐剤による曝露者は、皮膚には変化が見られない。びらん剤は紅斑が曝露から2-3時間後に発生し、事後、水疱、びらんを形成する。

(7) 化学剤の毒性の強さを表す 指標

> 通常、Ct(曝露量)及びLCt50 (50%致死曝露量または半 数致死曝露量)を用いる。曝 露量は化学剤の濃度 C (mg/ ・)と曝露時間 t (min)の積 で表す。LCt50 は、防護服を 着用していない状態で 1 分 間の換気量及び曝露時間に おいて半数が死亡する化学 剤の曝露量であり、数値が 小さいほど毒性は強い。

3. 生物剤

- 1) 生物災害;生物剤に起因する災害であり、意図的に起こされたもの及び事故の総称である。
- 2) 生物テロ災害;
 - 生物剤がテロリストの 兵器として使用される 事案のこと。
 - 犯行声明の存在、生物 剤の存在、生物テロ災 害の情報など特別の条 件がなければ認知が難 しい。
 - 患者が発生して初めて その事実が確認される が、発症するまで潜伏 期間がある。
 - 化学テロ災害のような 各ゾーンを設定するような活動形態が発生する可能性は少ない

(1) 生物剤

- 生物剤
 - 微生物である
 - 人、動若しくは増 物の場合はは増 を発ったいくのでは、くいでは、、くいでは、、くいでは、、くいのは、ないができる。 は、ないができる。 は、ないができる。 は、ないができる。 は、ないのでは、これでは、ストットのでは、ストット
- ② 生物剤の分類
 CDCによる生物テロに
 使用可能な生物剤、関
 連疾患のカテゴリー分

類が用いられる カテゴリーA

- 1. 炭疽(炭疽菌)
- 2. ボツリヌス症(ボツリヌス毒素)
- 3. ペスト(ペスト菌)
- 4. 天然痘(痘そうウィルス)
- 5. 野兎病(野兎病菌)
- エボラ出血熱・マールブルグ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱等のウィルス件出血熱

III. 連絡体制・初動体制等の整備

- 1. 平時における現地関係機関の連絡 体制の整備
- 現地関係機関;地方公共団体、都道府県警察、消防本部、保健所、検疫所、地方衛生研究所、海上保安庁、 自衛隊、医療機関、その他の研究機関・専門機関等
- 平時より、地方公共団体を中心と し現地関係機関相互間の連絡体制 をあらかじめ整備する
- 連絡体制については、定期的に通 報訓練等を行い、その実効性の確 保に努める
- 2. 通報及び初動体制
 - 1) 警察又は消防は、NBCテロを 含む大量殺傷型テロであるこ とが疑われる場合には、相互 にその内容についての連絡を 行う。
 - 2) 保健所が感染症又は中毒様の

症状を呈する患者発生の通報 があり、テロを疑う場合は、保 健所は警察及び消防にその内 容を連絡する

- 3) 警察及び消防は部隊を出動させる
- 4) 消防は最寄りの保健所又は衛生部局、市区町村並びに都道県に連絡する。また、消防は自衛隊に情報提供する。
- 5) 保健所及び衛生部局は、医療機関に情報提供を行う。消防 は必要に応じて医療機関に対 する情報提供を行う。
- 3. 現場における初動措置
 - 1) 警察及び消防は近接した場所 に現地指揮本部を設置する。
 - 2) 警察及び消防は直ちに立入禁止区域等を設定する。立入禁止区域等は状況の変化に応じて見直しを行う。
 - 3) 現地関係機関は、相互に連携 し、安全確保、救助・救急搬送、 救急医療、原因物質の特定・分 析、影響評価、防護、避難、除 染・防疫、無害化等の措置を実 施する。
 - 4) 警察は現場保存及び記録等の 活動を実施する
- 4. 現地調整所の設置及び運営
 - 1) 現地調整所の意義;円滑な連携を確保するため
 - 2) 設置
 - (1) 参加機関; 地方公共団体、 警察、消防、保健所、海上 保安庁、自衛隊、医療機関、

その他必要な機関

(2) 設置の要領;現地関係機関の活動を円滑に調整する必要を認めた場合。設置場所は、現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性等を考慮するものとする。

3) 運営

- (1) 原則として地方公共団体 の職員が行う。現地関係 機関の各代表者は、随時 参集し、協議を行う。
- (2) 活動内容の確認及び調整を行う
 - ① 避難住民の誘導
 - ② 消防活動・被災者の 救援(被災者の捜索 及び救出、救護・救急 及び医療提供等)
 - ③ 汚染原因物質の除去 又は除染
 - ④ 警戒区域の設定、交 通の規制
 - ⑤ 現地の安全性に関す る評価
 - ⑥ 応急の復旧
 - ⑦ 広報
- (3) 情報共有;現地調整所において共有する情報例
 - ① 現地関係機関の活動 に関する情報
 - ・ 現地関係機関の 部隊等の編成状 況(人員数等)
 - 現地関係機関の

活動状況(作業 の進捗状況等)

- ② 災害に関する情報・ テロ攻撃による被害 状況
 - 交通に関する情報(道路、線路、橋等の破損状況、交通規制の状況等)
 - 二次災害及び二 次攻撃の状況並 びに危険性に関 する情報
 - 有害物質の有無 や大気中の放射 線又は放射性物 質の量
 - その他、現地で 活動する職員の 安全の確保に資 する事項
- ③ 住民に関する情報
 - 被災者の数、負 傷者等の状況
 - 住民の避難状況、 避難施設等の状 況
 - 住民の安否に関 する情報
- (4) 各対策本部と現地調整所 との連携

地方公共団体の対策本部は、 収集した情報を現地調整所に 伝達することとし、現地調整 所は、現地の活動内容等を地 方公共団体の対策本部に対し て報告する。

- 5. 自衛隊による支援
 - 1) 支援の枠組みと要請先
 - 自衛隊法第 83 条に基づく災 害派遣要請(都道府県知事が 行う)。
 - 自主派遣で対応する場合があ る。
 - 省庁間協力の場合は強力を要請する機関に対応する関係省庁等が防衛省と連絡調整を行う。
 - 2) 災害派遣による対応の流れ
 - (1) 災害発生~派遣要請まで
 - 発災直後の対応;必要な場合、連絡員を現地又は防災担当課等へ派遣する
 - 派遣要請;自衛隊法第83条
 - 派遣要請時に必要な事項 (自衛隊法施行令第 106 条参照);
 - ▶ 要請する任務
 - 派遣部隊の規模・装備等の決定に資する原因物質
 - ▶ 汚染範囲等の被災状 況に関する情報
 - ▶ (必要に応じて)派 遣先までの交通規制 等の情報
 - (2) 派遣要請〜出動後;災害 派遣部隊の指揮官は、現 地調整所等において現地 関係機関の代表者ととも

に災害派遣活動等の内容 について調整し、必要な 事項を実施する。

IV. 消防活動の基本原則

- 消防の任務:国民の生命・身体・財産の保護、災害の防除、被害の軽減及び傷病者の搬送
 - →隊員の安全確保に関し最新 の注意を払い、人員及び施設 を有効に活用し効果的な消防 活動を実施する
- 2. 各消防本部には規模の差が存在するため、基本的な考え方を示すことを優先する。各地域の実情に応じた活動を行う必要があり、他の消防本部からの応援部隊や関係機関との連携を図る。
- 3. 隊員の安全確保が最優先である。 単独行動や単独での判断を行わず、 強い指揮統制を行い、関係機関と の連携を密にし、情報共有、活動の 調整等を行った上で、爆発による 火災の消火、迅速な要救助者の救 出、爆傷傷病者への応急処置等を 実施する必要がある。

4. 警察機関との連携

- 1) 災害の実態や二次攻撃の危険 性等の情報を早期に共有
- 2) 二次攻撃に関する災害発生現場の安全性の評価を共有し、警察機関との連携の下で活動を行うなどの調整が必要。消防機関、警察機関でそれぞれ得意とする分野で評価、分析に必要な情報について十分共

有する。さらに警察機関の助 言を受けて、災害に出動した 指揮者及び部隊等を包括的に 指揮管理するもの(現場最高 責任者)が、隊員の安全核に関 し細心の注意を払い、活動方 針等を判断することが必要と なる。

3) 不審物が発見された場合は、 警察機関における不審物の除 去及び更なる不審物の検索の 完了と確認の上、活動することを原則とする

5. 消防活動の主眼

- 警察機関等関係機関との連携。 災害実態、二次攻撃及び二次 災害発生の危険性等について の情報共有・災害発生現場の 安全性の評価
- 2) 化学剤、生物剤、放射性物質等 の危険物質を使用した複合的 なテロ災害発生の可能性を考 慮した活動
 - (1) 活動隊員に対する化学 剤·生物剤の曝露防止(活 動隊員の安全管理)
 - (2) 被害の拡大防止(化学剤・ 生物剤の拡散防止及び活 動隊員、被害者、資機材、 救急車等を介した化学 剤・生物剤の拡散防止)
 - (3) 区域の設定(ゾーニング)
 - (4) 原因物質の早期検出(簡 易検知)と危険性の把握
 - (5) 被害者の一次除染
 - (6) 活動隊員、使用車両·資機

材等の除染

- 3) 二次災害発生に対する活動隊 員の安全管理
- 4) 災害発生場所付近の住民等に 対する避難誘導
- 5) 関係者、避難者等からの情報 収集
- 6) 進入統制ライン及び消防警戒 区域の設定

救助活動の開始及び中止の判断は、現場最高指揮者が判断する。

7) 迅速な要救助者の救出

警察機関による不審者、 不審物がないことの確認、 二次攻撃の予告の有無等、 二次攻撃に関する災害発 生現場の安全性の評価に ついての共有や、警察 関との連携の下で活動を 行うなどの調整が必要で ある。

- 8) 多数傷病者への応急処置
- 9) 傷病者の医療機関への搬送
- 6. 消防活動の流れ

覚知→出動→現場到着→消防 警戒区域の設定/現場指揮本 部の設置/進入統制ラインの 設定→現地調整所における調 整→要救助者の救出・簡易検 知活動→

(簡易検知活動の結果;検知 あり)

→「BC マニュアル」「RN マニュアル」に基づく活動/「(爆発) 火災活動マニュアル」「多数傷病者活動マニュアル」に

基づく活動→傷病者管理

(簡易検知活動の結果;検知なし)

→傷病者管理

化学災害又は生物災害時におけ る消防活動の流れ

7. 救助活動・簡易検知活動における 装備・資機材

> 爆弾テロの初動時は、CBRN 対応のため化学防護服の上に 防火衣を着装した身体防護措 置で活動する場合もある。火 災の発生がないことを確認後 は、レベル A 着装による簡易 検知活動等を実施することが 考慮される。

> 爆破によって建物倒壊等による粉塵等の危険物質が飛散している可能性があるため、進入統制ライン内及び状況によっては進入統制ライン外での活動においても空気呼吸器や

RL3 クラスの防塵フィルター が取り付けられたマスク等を 着装する。

各種検知器等、さらに重量物 排除用器具等も救助器具の携 行を考慮する。

危険物が検知されなかった場合は、多数傷病者活動マニュアルを参考とした装備、資機材、活動を参考とする。

8. 一次集結場所の設定、進入統制ラインの設定

一次集結場所;災害発生場所 から風上側で、安全が確保されている場所。そこで警察機 関の集結場所、犯人の動向、二次攻撃に関する情報について、 消防指令室、現地で活動している警察機関等から情報収集 及び調整を行う。

進入統制ライン設定;

- 1) 二次攻撃の危険性の無い安全 確保がなされた位置で、かつ、
- 2) 化学剤、生物剤、放射性物質等 の危険物質を使用した複合的 なテロ災害の可能性を考慮し た位置
 - ① BC マニュアルでは; 異常確認位置より目 安として 120m 以上 離れた風上側
 - ② RN マニュアルでは;空間線量率の測定値がバックグラウンドレベルで、かつ、周辺状況(風上、高所、遮

蔽物の外側、液体の漏えい)など現場の 状況が目視できると 判断した位置

消防現場指揮本部の設置;警察機関の現場指揮本部と近接していることが望ましい。堅牢強固な建物付近近後方等の場所を選定する。

風向きが変わったら進入統制 ラインの再設定を考慮することをためらわない。

- 9. 化学災害又は生物災害時の消防活動における基本的事項
 - 区域の区分;危険度に応じた 活動区域の設定(ゾーニング) の事であり、危険度の高い順 にホットゾーン、ウォームゾ ーン、コールドゾーンに区分 される
 - ホットゾーン;原因物質 に直接接触する可能性の ある区域
 - ▶ 化学剤又は生物剤そのもの、収納容器等の残留物が目視できる場所等
 - ▶ 化学剤又は生物剤が 拡散したと思われる 場所
 - ▶ 人が倒れている、うずくまっている付近 一帯
 - ▶ 簡易検知器による反応がある付近一帯
 - ▶ 小動物等の死骸や枯

- 木草が確認できる付 近一帯
- ▶ 曝露者のものと思われる吐しゃ物、血液等がある付近一帯
- ウォームゾーン;直接的な危険性は少ないが潜在的危険区域。主たる危険は二次汚染
 - ▶ 化学剤又は生物剤が存在しない場所に汚染された人(物)があらかじめ来ると予測され、汚染の管理ができている付近一帯
 - ▶ 曝露者集合場所、一次トリアージ、除染所
- コールドゾーン;直接の 危害が及ばない安全区域2次トリアージ、救護 所、現場指揮本部
- 2) 防護措置の区分 活動隊員自身の

活動隊員自身の防護措置は、 活動における基本であり、現 場へ進入する前に、判明した 情報に基づいて適切な防護措 置を選択し、化学剤又は生物 剤が体表面や粘膜に触れない ように細心の注意を払わなく てはならない。

- (1) レベル A 防護措置;全身 化学防護服を着装し、自 給式空気呼吸器にて呼吸 保護ができる措置である。
- (2) レベル B 防護措置;化学

防護服を着装し、自給式空気呼吸器又は酸素呼吸器にて呼吸保護ができる 措置である。

- (3) レベル C 防護措置; 化学 防護服を着装し、自給式 空気呼吸器又は酸素呼吸 器又は防毒マスクにて呼 吸保護ができる措置である。
- (4) レベル D 防護措置;化学 剤・生物剤に対して防護 する服を着装しておらず、 消防活動を実施する必要 最低限の措置である。
- (5) スタンダードプレコーション;感染防止衣に感染防止マスクを着装し、感染の危険から予防するための措置である。
- 3) 区域ごとの防護措置と消防活動
 - (1) ホットゾーン;レベル A活動隊
 - (1) 簡易検知活動
 - (2) ホットゾーンの設定
 - (3) 救助活動
 - (4) 危険排除
 - (2) ウォームゾーン;レベルB 活動隊
 - (1) ウォームゾーンの設定
 - (2) 歩行可能な傷病者の 誘導
 - (3) 1次トリアージ
 - (4) 除染活動

- (3) コールドゾーン;レベル C 活動隊・レベル D 活動 隊
 - (1) 情報収集
 - (2) 消防警戒区域及びコ ールドゾーンの設定
 - (3) 進入統制ラインの設定
 - (4) 広報·避難誘導
 - (5) 2次トリアージ
 - (6) 救急活動
- 4) 活動時の合図要領
 - (1) 化学防護服を着装した状態では音声が届きにくく、 意思の疎通が困難となる
 - (2) 汚染環境下で安全かつ効果的に活動を行うためには確実な意思の疎通が不可欠
 - (3) 合図による伝達方法を事前に定めておく必要がある
- 10. 要救助者救出に際しての爆傷に対する応急処置
 - 活動性の動脈性出血に対する 止血帯(CAT:コンバット・ア プリケーション・ターニケッ ト)を積極的に使用する
 - 2) 爆傷に適したトリアージを実 施する
 - 3) 危険物質が使用された爆弾テロの場合、除染が必要となる。 傷病者が重症の場合は、救命処置が優先される場合があり、 除染が不完全なまま医療機関 への搬送を行うことも考えら

- れる。その場合は、二次汚染防止のため、搬送先医療機関に対して情報共有を確実に行うことが重要である。
- 4) 放射性物質による汚染が疑われる場合の搬送では、汚染傷病者搬送用シートで傷病者を被覆する等で汚染拡大防止措置を講じる必要がある。
- V. 消防本部の通信指令部署の対応及び消 防対策本部の対応
 - 1. 消防指令室の対応
 - 1) 119番受信から出動指令まで 発生原因が不明、ソフト ターゲットでの爆発によ り、多数傷病者が発生し た災害を 119 番受信した 場合は、爆弾テロ災害に 対応する体制による出動 の指令を考慮するととも に、CBRN 等の危険物質 を使用した複合的なテロ 災害発生の状況を聴取し た上で出動について指令 する。特定できない災害 の 119 番通報で多数の傷 病者、漏洩又は臭気に関 する内容を受信した場合 には、化学災害又は生物 災害に対応する体制によ る出動を指令する。
 - (1) 以下の内容を聴取した場合は、爆弾テロ災害の発生を疑う
 - ① 駅、空港、大規模集客

- 施設等、通常、爆発が 発生することを想定 しがたい場所におい て、原因不明の爆発 が発生した。
- ② 同時又は、連続して 爆発が発生した。
- ③ 自爆行為を目撃した
- ④ テロ行為の予告後に 爆発が発生した
- ⑤ その他爆弾テロを疑う事柄がある
- (2) 以下の内容を聴取した場合には、化学災害又は生物災害の発生を疑うこと
 - (1) 多数の傷病者が目、 鼻、咳等の異状を訴 えている
 - (2) 多数の傷病者が発生 している場所付近で の異臭、動植物の異 常な死体、枯死があ る
 - (3) 化学・生物剤散布等 について目撃した者 がいる
 - (4) 容疑者、犯人のテロ 行為の予告実行があ る
 - (5) 化学剤、生物剤が入っていたと思われる不審なビニール袋、ビン、散布器等が残留している
 - (6) 普段見かけないよう

- な液体、粉体、金属片 等がある
- (7) その他化学災害又は 生物災害と疑わしい 事柄がある
- (3) CBRNE テロ・災害の発生が疑われる場合は、通報者の安全を確認したうえで、通常の聴取(場所等)のほかに、以下の情報をできる限り聴取すること
 - ① 発生場所の詳細(建物内、屋外、地下、廊下の幅、エレベーターの有無等)
 - ② 倒れている人及び気 分不良を訴えている 人の人数及び症状
 - ③ 事故及び多数の傷病 者の発生等に係る原 因
 - ④ 爆発被害の範囲(火 災の発生、建物被害 の状況等)
 - ⑤ 漏洩等している物質の名称、漏洩量、毒性、性状、致死率
 - ⑥ 住民、従業員等の避 難状況
 - ⑦ 現在までの事故経過
 - ⑧ 自爆行為者、粉等を 散布している不審者 の目撃者又は目撃証 言の有無
 - ⑨ 不審者、不審物の有無(サイズ、外装、設

- 置場所等)、散布器等 の残留物の有無
- ⑩ その他通報場所周囲の異常な状況
- (4) 通報者等への要請事項
- 現場に出動した消防隊と 可能な限り接触すること。
- 消防隊と接触するように要請したり、消防機関が対応中である旨について、管理人等は放送等で説明するように指示する
- 化学災害又は生物災害の 場合
 - ▶ 原因物質等から離れ、 接触しないこと
 - 身体露出部分の防護 をすること
 - 汚染者に対して周囲 の者を近づかせない ようにすること
 - ▶ 口や鼻を覆いながら、 建物内では屋外へ、 屋外では風上に向かって避難すること
- (5) 警察機関からの情報収集 早期に情報収集し、出動 部隊へ周知徹底を図る
- 被害に関する情報(テロの認識の有無)
- 二次攻撃に関する災害発 生現場の安全性の評価
- 犯人の動向(不審者、不審 物等)に関する情報
- 警察機関の活動部隊に関 する情報(機動隊や NBC

- 部隊、爆弾処理部隊の出 動の有無、到着時間等)
- 警察機関の集結場所、現 場指揮本部の設定位置に 関する情報
- 道路規制に関する情報
- 避難の範囲、避難方法に 関する情報
- CBRN 等の危険物質を使 用した複合的なテロ災害 発生の可否に関する情報
- 危険物質の盗難等使用可 能性のある危険物質の情報
- 2) 爆破予告受信時の対応 所轄の警察機関へ情報共有す るとともに、所轄警察機関と 連携しながら、必要に応じて 消防車両を出向させての情報 収集や住民に対する避難誘導 等を実施する
 - (1) 対応上の留意事項
 - 必要に応じて一次集結場 所を指定し、爆破予告対 象物への無秩序な接近を 避ける
 - ・ 現着後、現場警察官と協議の上、消防部隊の任務及び活動範囲を決定する。
 - 予告対象物が実際に爆発 した場合には、本マニュ アルに基づいた活動に速 やかに移行する。
- 3) 出動消防部隊とその確保方策 (1) 必要な消防部隊 爆弾テロ災害においては、初

動の段階から、CBRN 等の危 険物質を使用した複合的なテ 口災害に備える。従って、BC マニュアル及び RN マニュア ルに基づく、レベル A 活動隊 による要救助者の救出及び簡 易検知、除染等の活動を行う ため下記に示す部隊について 出動を考慮する。進入統制ラ イン内で簡易検知活動を行い、 危険物質が検知された場合は、 出動部隊の任務はそのまま継 続、危険物質が検知されなか った場合は、多数傷病者活動 マニュアルに基づく任務に変 更することを考慮する。

爆弾テロ災害における NBC 複合テロ災害に備え必要と想定される消防部隊

(2) 必要な消防部隊を確保するための方策

消防相互応援協定の 活用又は救急消防援 助隊の応援要請を効 果的に行う

- (3) 出動部隊の増加要因 空港、ターミナル駅 等の大規模集客施設 での爆弾テロ災害の 発生を把握した場合 は、躊躇することな く消防部隊を増加す る
- 4) 出動消防部隊の規模とその確

保方策

- (1) 最低限必要な消防部隊; 曝露者が少数でトリアー ジを行わない、実施可能 な複数の活動を 1 隊で担 うと仮定する
 - 合計 7隊(31人)
 - ① ホットゾーン
 - i. 救助隊 1 隊(5 人); 簡易検知活動、ホットゾーンの設定、危険排除
 - ii. 救助隊 1 隊(5人); 救助活動
 - ② ウォームゾーン
 - iii. 消防隊 1 隊 (5 人); ウォームゾ ーンの設定、歩 行可能な曝露者 の誘導、除染活 動
 - ③ コールドゾーン
 - iv. 指揮隊 1 隊 (3 人);情報収集
 - v. 消防隊 1 隊 (5 人);進入統制ラインの設定、消防警戒区域及びコールドゾーンの設定
 - vi. 消防隊 1 隊 (5 人); 広報·避難 誘導
 - vii. 救急隊 1 隊 (3 人); 救急活動

- ④ 合計 7隊 (31人)
- (2) 必要な消防部隊を確保するための方策
 - ① 消防相互応援協定 化学剤検知器、生物 剤検知器及び除染シャワーは、各都道府 県において1以上の 消防本部が保有している
- (3) すべての活動項目が必要 な場合に必要な消防部隊 相当程度の曝露者が発生 した場合はトリアージが 必要で、1 隊が 1 活動項 目を担うと仮定する
 - ① ホットゾーン
 - i. 救助隊 1 隊 (5 人); 簡易検知活 動
 - ii. 救助隊 1 隊(5人);ホットゾーンの設定
 - iii. 救助隊 1 隊(5人); 危険排除
 - iv. 救助隊 1 隊 (5

人);救助活動

- ② ウォームゾーン
 - i. 消防隊 1 隊(5 人); ウォームゾ ーンの設定除染 活動
 - ii. 消防隊 1 隊(5 人);歩行可能な 曝露者の誘導、 集合管理
 - iii. 消防隊 1 隊(5人);1次トリアージ
 - iv. 消防隊 1 隊 (5 人);除染活動
- ③ コールドゾーン
 - i. 指揮隊 1 隊(3人);情報収集
 - ii. 消防隊 1 隊(5人);進入統制ラインの設定
 - iii. 消防隊 1 隊(5 人) 消防警戒区域及 びコールドゾー ンの設定
 - iv. 消防隊 1 隊 (5 人); 広報·避難 誘導
 - v. 救急隊 1 隊(3 人); 2 次トリア ージ
 - vi. 救急隊 1 隊 (3 人); 救急活動
- ④ 合計 14 隊 64 名
- (4) 出動消防部隊の増加要因 時期を失することなく、

的確に消防部隊を増加するためには、消防活動の 展開を見込み、早期に追加出動の要否、追加する 消防部隊種別を決定しなければならない

- ① 大量の曝露者 曝露者が増えた場合、 主に救助活動、除染 活動及び救急活動に 関する消防活動の増 加が見込まれるため、 これらを担う消防部 隊の増加を図る
- ③ 消防活動時の気象条件等
 - 有風、昼間の場合は、剤が拡散し広範囲となるため、主に広報・避難誘導に関する消防活動の部隊の増加を図る。
 - 無風、夜間の場 合は、剤が滞留

- 2. 消防本部における CBRNE テロ・ 災害時の対策本部の設置と対応
 - 1) 消防対策本部の役割
 - (1) 現場指揮本部から以下の 災害情報を入手する
 - 災害発生場所
 - 災害発生状況(連続爆破、自爆、 不審物や不審者の目撃等)
 - 消防警戒区域
 - 救助活動に係る情報(要救助者の人数、救出完了時間、活動障害、要救助者の状態等)
 - 避難誘導に係る情報(避難対象地域及び対象者数等、曝露者の人数等)
 - 消防機関で管理している傷病 者の観察結果(傷病者の人数 及び症状等)
 - 化学剤、生物剤、放射性物質等の危険物質を使用した複合的なテロ災害発生に係る情報(種類、量、危険性等の性状)
 - 応援部隊等の必要性の有無
 - 救急搬送状況
 - 検体の検知結果(生物災害時 に限る)
 - (実地)疫学調査の情報(生物

災害時に限る)

- 建物内の曝露者の管理状況 (生物災害時に限る)
- ◆ その他必要な事項(2) 関係機関との連携
- 情報提供:所轄警察機関、衛生 主管部局(保健所)、市区町村、 都道府県及び自衛隊
- 応援要請(必要に応じ): 自衛隊(都道府県知事)、DMAT、 医療機関(災害拠点病院又は あらかじめ定められた医療機関)、衛生主管部局(保健所)
- 現場指揮本部等から入手した 情報を迅速に関係機関に連絡 し情報の共有化を図り、連携 活動における役割の調整を行う。
- 平時から各機関における連絡 先・調整窓口、担当者、責任者 等を確認しておくとともに連 携訓練等の実施及び発災時に 調整する事項を事前に確認し ておくことが必要である。
 - (3) 応援態勢の確保 自然災害と比較して、短 時間かつ局所的に多数の 傷病者が発生し、速やか な消防活動が求められる ことから消防応援協定に よる要請及び緊急消防援 助隊の要請を速やかに判 断する
- 関係機関との調整内容 「NBCテロその他大量殺

(1) 所轄の警察機関

① 情報収集

- 二次災害、二次攻撃 の状況、危険性に関 する情報、発生現場 の安全性の評価
- 被害に関する情報 (テロの認識の有無)
- 犯人の動向(不審者、 不審物等)に関する 情報
- 警察機関の活動部隊 に関する情報(機動 隊や NBC 部隊、爆弾 処理部隊の出動の有 無、到着時間、活動区 域等)
- 警察機関の集結場所、 現場指揮本部の設定 位置に関する情報
- 道路規制に関する情 報
- 避難の範囲、避難方 法に関する情報
- CBRN 等の危険物質

を使用した複合的な テロ災害発生の可否 に関する情報

- ▶ 原さの提提は関や原に場要間らる 因れ情供供搬、か因時合すをう 質場をてれ先健伝質を、概供う が合迅もた医所達の要同ねし依 検、速ら情療にす同す定のて頼 出そにう報機速る定るに時もす
- 危険物質の盗難等使 用可能性のある危険 物質の情報
- ② 要請
- 要救助者の救出、消 火等の活動において 連携した活動を要請 する
- 不審物の確認等を要 請する
- ③ 提供
- 救急搬送先病院や傷 病者の症状等の情報 を提供する
- (2) 市町村(防災主管部局、危機管理主管部局、衛生主管部局(保健所)、河川·下水道管理部局)

- 各市町村の防災主管部局、 危機管理主管部局に災害 対策本部の設置等を依頼 する
- 河川・下水道管理部局に 河川や下水道及び上水道 を介した化学剤又は生物 剤の拡大防止を依頼する。
- (3) 都道府県(消防防災主管部局、危機管理主管部局)
- 火災・災害等報告要領に 基づき災害情報を報告する。
- 県内応援、緊急消防援助 隊の応援が必要な場合は 要請を行う。
- (4) 総務省消防庁(応急対策 室(夜間·休日は宿直室))
- 火災・災害等報告要領に 基づき災害情報を総務省 消防庁へ報告する
- CBRN 等の危険物質を使用した複合的なテロ災害に関しては、消防庁長官指示による緊急消防援助隊の出動が考えられるため報告は迅速に行う。
- (5) 自衛隊(各都道府県にお ける陸上自衛隊災害派遣 連絡窓口)
- CBRN 等の危険物質を使用した複合的なテロ災害の発生の場合、都道府県知事からの災害派遣要請により自衛隊の出動が予測される

- 自衛隊の化学災害発生時のシステムを認知し、自衛隊に情報提供を行う
- 自衛隊の除染活動が円滑 に行えるように救助活動 や避難誘導完了エリアに ついての情報を提供する。
- (6) 日本中毒情報センター
- 原因物質について日本中 毒情報センターに照会す る。対処要領等を提供し てもらい、現場指揮本部、 搬送先医療機関等の関係 機関に伝達する
- 原因物質が特定できない 場合は傷病者の症状等を 日本中毒情報センターに 照会し、疑われる物質名、 その毒性並びに対処要領 等を提供してもらい、現 場指揮本部、搬送先医療 機関等の関係機関に伝達 する
- (7) 感染症指定医療機関(生物災害時に限る)、災害拠点病院又はあらかじめ定められた医療機関
- 医療機関の受け入れ可能 状況について確認する
- 同定された原因物質について情報提供する
- 災害現場への医師等の派遣を必要に応じて要請する
- 全般的な曝露者の症状、他医療機関への搬送状況、

- 警察機関からの物質の同 定情報、日本中毒情報セ ンターからの情報を搬送 先医療機関に提供する
- 生物災害では、現場の曝露者の症状、警察・研究機関からの物質の同定等曝露者に関する情報を逐次提供する。事前に陰圧管理病室のある病院を把握しておく。
- (8) 保健所(生物災害時に限る)
- (9) 所轄保健所に情報提供する
- 現場に保健所職員の派遣 を要請する(生物災害の 可能性を完全に否定でき ない場合は、初動段階か ら派遣要請を行う)
- 3) メディア対応
 - (1) 初動活動時 メディア対応は消防対策 本部で行うのが原則。未 設置の場合、下記に注意 して対応。
 - 立ち入り制限区域を 徹底する
 - ② マスコミ対応が困難 な場合は、その旨を 伝え、安全な場所で の待機、消防対策本 部立ち上がり後の一 括取材等を依頼する
 - ③ 隊員個人がメディア 対応を行わない。

- ④ マスコミ担当者が一 元的に対応し、窓口 を一本化する。
- ⑤ 個人情報に関する公 表はプライバシーに 特に留意する
- ⑥ 未確認情報等は、明 確にその旨を伝える
- ⑦ 警察機関の捜査に支 障をきたさないよう に留意する
- ⑧ 現地調整所設置後は、 そこでマスコミ対応 及び発表にあたって の調整を行う。
- (2) 消防対策本部立ち上がり 以降
 - 国、都道府県及び市区町村の対策本部、警察機関、 自衛隊等の関係機関と緊密に調整し、情報の一元化を図る。
 - ① 担当者を決め、一元 的に対応する
 - ② 個人情報に関する公 表はプライバシーに 特に留意する
 - ③ 警察機関の捜査に支障をきたさないように留意する
 - ④ 現地調整所における後方内容との整合性を図る
- VI. 救助·救急搬送、救急医療における連携 モデル

- 1. 消防指令室を中心とした情報の集 約と現場との連携
 - 1) 消防現場指揮本部との連携
 - 現場からの情報提供、要請、問い合わせに対応する。現場への助言、情報提供を行う。
 - 災害状況、被害者数·重症度、 除染状況の情報集約と現地関 係機関への情報提供を行う。
 - 現地関係機関からの情報を消防現場指揮本部に提供
 - 2) 医療機関との連携
 - 搬送先医療機関の選定
 - 災害情報を搬送先医療機関に 提供
 - 救護班の派遣要請を行う
 - 搬送先医療機関から傷病者の 情報、医薬品の備蓄等対応能 力についての情報を入手し、 関係機関に情報提供する
 - 医療機関は医療情報を適宜更 新し、警察及び保健所に対し ても提供する
 - 3) 研究機関・専門機関との連携
 - NBC テロの場合、その特性を 踏まえて研究機関・専門機関 に情報提供し、専門的な知見 に基づく助言を得る。
 - 化学テロの場合、日本中毒情報センターに情報を提供する
 - 日本中毒情報センターからの 情報を搬送先医療機関に配布 する
 - 日本中毒情報センターは警察 及び保健所に対しても情報提 供する

- 4) 警察、保健所、その他現地関係 機関との連携
- 現地関係機関へ必要な情報を 提供し、協議を行う
- 現地関係機関からの情報を集 約する
- 2. 保健所と医療機関の連携
 - 保健所は消防に対して情報提供(医薬品の備蓄状況、除染能力及び傷病者の集中等)するように医療機関に働きかける
 - 保健所は EMIS 等の救急災害 情報システムを用いて、医療 機関間における情報共有を促 す。
- 3. 現地関係機関の対応能力を超える場合の対応
 - 広域支援部隊等の応援又は支援の要請
 - 都道府県は広域支援部隊を有する関係機関や民間輸送機関等の応援又は支援を要請する
 - 緊急消防援助隊の応援又は支援が必要と判断される場合には、都道府県は消防庁に対して要請を行う
 - 2) 救護班等の派遣の要請
 - 都道府県は、医療支援が必要な場合は、地域防災計画等に基づき救護班等の派遣を要請する
 - 3) 医薬品の確保等の要請
 - 都道府県は、医薬品が不足するおそれが生じた場合、厚生労働省に対して、医薬品の確保等を要請する

- 都道府県又は厚生労働省は、 医薬品搬送支援が必要な場合 には、警察、消防、海上保安庁 又は自衛隊に対して、医薬品 搬送の支援を要請する
- 4. 図と情報提供 FAX シートは参考に なる

VII. 原因物質の特定における連携モデル

- 1. 原因物質の特定
 - 1) 現場における簡易検知
 - 可能な限り、現場において、 NBCテロの可能性の覚知や原 因物質の特定を試みる
 - 2) 鑑定·判定
 - (1) 警察官が現場に臨場する場合
 - 警察官が検体を採取し、警察 の鑑定機関又は警察が依頼し た研究機関・専門機関が鑑定 を行い、原因物質を特定し、そ の結果を現地関係機関と共有 する
 - ◆ 検体の搬送は、警察又は警察 が依頼した機関等が行う
 - 核・放射性物質の使用が疑われる場合、警察又は警察が依頼した研究機関・専門機関が、 核種の特定を実施する
 - 生物剤の使用が疑われる場合、 警察の鑑定機関又は警察が依頼した地方衛生研究所、国立 感染症研究所等において検査 を実施する
 - 化学剤の使用が疑われる場合、警察の鑑定機関又は警察が依

頼した研究機関・専門機関等に搬送し、鑑定を実施する

- (2) 保健所が現場に臨場する場合
- 通報により保健所が対応し、 化学剤又は生物剤の使用によるテロが疑われる場合、保健 所、都道府県等の職員が検体 を入手、搬送する。
- 保健所は、地方衛生研究所、国立感染症研究所等に検体を送付し、同所において検査・分析を行う。
- 警察は先導等の支援を実施する
- 保健所は検査・分析の結果を、 警察をはじめとする現地関係 機関と共有する
- 2. 原因物質の特定に当たっての情報 共有
 - 1) 特定のための情報集約 警察に情報を集約する
 - (1) 消防(海上テロの場合は 海上保安庁)は、現場情報、 傷病者情報(症状など)、 簡易検知結果(消防によ る)を警察に連絡する
 - (2) 医療機関は、警察、消防及 び保健所に対して、受け いれた被害者の症状に関 する情報を提供する
 - (3) 保健所は収取した検体を 地方衛生研究所に送付し、 同所において検査・分析 を行う。検査・分析結果を 警察、消防及び搬送先医

療機関に情報提供する

- 2) 特定がなされた後の情報伝達
- 警察等の鑑定によって特定された場合、警察等は消防、保健所等に連絡する。消防は、消防指令室において、搬送先医療機関に情報提供する。
- 3) 特定前における情報伝達 原因物質を鑑定中であっても、 簡易検知の結果について医療 機関、保健所等に伝達する。
 - (1) 警察、消防等は、現地調整 所において、現地関係機 関に対して情報提供する
 - (2) 消防は、消防指令室において、搬送先医療機関に対し(必要に応じて保健所等その他の現地関係機関に対して)、災害情報と併せて簡易検知の結果を提供する
- 4) 警察は、簡易検知結果につい て、適宜搬送先医療機関に伝 達する。
- 3. 原因物質の特定・分析に係る補助的な活動
 - 1) 搬送先医療機関は、消防に対して、医療情報を提供する。
 - 2) 医療機関、保健所、衛生部局等 は EMIS 等の救急災害情報シ ステムを活用し物性情報、治 療方法等について、必要な情 報を共有する。
 - 3) 消防は個別の搬送先医療機関 から得られた医療情報を他の 搬送先医療機関に提供する。

- 4) 消防は個別の搬送先医療機関 から得られた医療情報を、災 害情報と併せて、随時、警察に 対し提供する。
- 5) 警察、消防又は保健所は、医療情報及び災害情報に関し、日本中毒情報センター等の研究機関・専門機関に照会するとともに、必要な情報を提供する。
- 6) 日本中毒情報センター等の研究機関・専門機関は、これらの 照会に対して回答するととも に、入手した情報を、現地関係 機関に提供する。
- 4. 連携モデルの図

VIII.CBRNE テロ·災害時における消防活動

- 1. 消防部隊の活動範囲と消防活動
 - 1) 消防部隊は一次集結場所を設定する
 - 2) 警察機関と情報共有し、連携 する
 - 3) CBRN 等の危険物質を使用した複合的なテロ災害に対応する場合は次のとおりの活動を行う
 - 活動区域の設定を行い、適切 な防護措置を講じたうえで、 消防活動を実施する
 - 原因物質が推定できるまでの 間は、最高レベルとなるレベ ル A 防護措置での活動を実施 する
 - 原因物質を推定するうえで信

頼できる情報

- 災害現場において消防、警察機関が行った簡易検知の結果
- ▶ 化学災害時における日本 中毒情報センターから得 られた回答
- ▶ 生物災害時における地方 衛生研究所から得られた 回答
- 陸上輸送中に事故を起こ した車両に積載されてい るイエローカード
- ▶ 事故が発生した施設の責任者からの図面や書類等を用いた情報提供
- 表 3-1 レベル別活動隊の活動範囲と消防活動 ~化学災害の場合~
 - ホットゾーン レベル A 活動隊→ (原因物質推定 後)レベル A 活動隊 (レ ベル B 活動隊)
 - ◇ 簡易検知活動
 - ◆ ホットゾーンの設定
 - ◇ 救助活動
 - ◆ 危険排除(剤の収去、 剤の収納容器の収去)
 - ウォームゾーン レベルB 活動隊→レベル B 活動隊 (レベル C 活動隊)

 - ◆ 歩行可能な曝露者の 誘導
 - ◆ 1次トリアージ

- ◇ 除染活動
- コールドゾーン レベル C 活動隊 (レベル D 活動 隊) →レベル D 活動隊
 - ♦ 情報収集

 - ◆ 進入統制ラインの設定
 - ◇ 広報・避難誘導
 - ◆ 2次トリアージ
 - ◇ 救急活動
 - ◆ 図 3-1 化学災害又は生物災害時のレベル別活動隊の活動範囲のイメージ図(屋外)
- 2. 消防活動の実施要領
 - 1) 出動から現場到着まで
 - (1) 出動前の措置
 - ① 実施要領
 - 駅や大規模集客施設等の ソフトターゲットにおい て、原因不明の爆発災害 があった場合は、爆弾テロ災害を疑い、CBRN等の危険物質を使用した複合的なテロ災害に対応した活動を行う必要がある。
 - 必要に応じて、化学防護 服及び防火衣の着装、BC マニュアル及び RN マニュアルに基づく各資機材 の積載等を行う。
 - 消防指令室、現場最高指 揮者等が一次集結場所を

- 設定する。
- 対応資機材を追加積載し、 資機材の増強を行う
- 指令場所から風上で、空気が滞留しにくい風通しの良い場所に部署できるように出動経路を協議し決定する
- 化学防護服を着装する隊は、原則として乗車する前に防護服を着装し出動する
- 車両の部署位置は、周囲の状況を確認し危険がない場所(120m以上離れた風上側の場所)を部署目標とする
- テロが疑われる場合には、 二次災害や二次攻撃等に 備え、部署目標よりも離 れた場所に一時的に集結 し、安全確保に努める
 - ② 留意事項
- 化学防護服を着装する隊は、破損することがないよう注意する
- 風向、風速、地形、建物状況、部隊規模、活動スペース、除染のための水利にも考慮する
- (2) 出動途上の措置
 - ① 実施要領
- 検知資機材を可能な限り 起動させる
- 関係者(通報者)の現在位 置、現場の状況、発生の経

- 緯等必要な情報の提供を 受ける
- 車内より周囲の状況(倒れているもの、異臭等)を確認し、異常が認められた場合は消防指令室に報告する
- 車両の部署位置は安全を 確保するとともに、必要 に応じて変更を行う
 - ② 留意事項
- 出動時には、車内の窓を 閉め、エアコンを切り、車 内循環モードに切り替え る
- (3) 現場到着時の措置
 - ① 実施要領
- 最先着隊は、消防指令室 に車両の部署位置、後着 隊の部署位置及び周囲の 状況を明確に報告し、必 要部隊数について応援要 誌
- 一次集結場所に部隊を集 結させる
- 各機関等から情報収集及 び調整、関係者(通報者) と早期に接触し、情報を 入手する。
- 進入統制ライン設定位置 まで前進
- 発煙筒等を活用して、継続的に風の流れを注視する
 - ② 留意事項
- 出動後、爆弾テロを認知

- した場合は、安全確保が なされた区域へ退避
- 車内より周囲の状況に異常が認められた場合は、 それ以上近接せず、異常がない場所まで速やかに 後退する
- 一時集結場所を指定した 場合には、集結場所にお いて活動上の具体的指示 等を受けた後、目標位置 に部署する
- (4) 部隊集結場所
- 安全確保
- 避難誘導先、救急救護所、 救急指揮所等を設置する 可能性を考慮
- (5) 情報収集
 - ① 実施要領
- 五感を活用する。関係者 (通報者)や各種表示、イ エローカード等の資料な どから下記の情報を収集 する
 - 災害発生場所の所在及び建物等の状況
 - 要救助者及び傷病者の人数及び症状
 - ▶ 臭気等の異状の有無
 - 不審物、不審車両、不審人物の有無
 - 原因物質による被害 の有無及び被害拡大 の危険性
 - 原因物質の名称、性 状、漏えい等の状況

- ▶ 住民、従業員等の避 難状況
- 関係者による応急措置の内容及び実施状況
- ▶ 消防用設備等の配置 状況及び作動・使用 状況
- ▶ 電気·変電設備、漏電、 不活性ガス消火設備 等の状況
- 消防活動上の留意点(注水危険個所、破壊・損壊危険箇所、立入制限箇所)
- その他消防活動上必要な情報
- 入手した情報は消防指令室に報告するとともに、 出動中の他の消防隊や関係機関に周知する
 - ② 留意事項
- 収集した情報を現場指揮本部において集約、整理するとともに、災害の推移に合わせ継続して情報を収集する
- 大規模な建物の場合には、 防災センター等に前進指 揮所を設置し、監視カメ ラ、放送設備等を活用し て情報を収集する
 - ③ その他
- 可能ならヘリコプターテレビ伝送設備等により上

空からの避難状況等について情報収集する

- 2) 区域設定·現場管理
 - (1) 消防警戒区域
 - 目的
 - 現場での消防活動を効果 的に行うために必要とな るエリアを確保するとと もに、住民の安全確保を 図る。

② 実施要領

- 消防活動を効果的に行う ために部隊規模や以後の 活動を考慮して、必要な 距離・スペースを確保する
- 外周を標識等により明示 する
- 発煙筒等を活用し、風上 を確実に確認する
- 進入統制ラインより安全 側の区域
- 動定にあたっては警察機 関と連携して行う。警察 機関に避難誘導及び進入 規制について要請する。
- 症状のない通行人、住民 の誘導及び進入規制は原 則として警察機関に実施 を依頼する
- 新たな危険情報で変更す る場合は警察機関と調整 のうえ行う
- 設定した範囲を明確に広報し、区域内からの退避及び区域内への出入りの

禁止又は制限を行う。

- (2) 進入統制ライン
 - ① 目的
- 簡易検知活動を経て各ゾーンが設定される前に、安全な地域を区別することで、活動隊員の安全を確保するとともに、曝露者の退出を規制し、二次曝露を防止する
 - ② 実施要領
- 二次攻撃の危険性の無い 安全確保がなされた場所 に設定
- 各ゾーンが設定され、境 界が明確にされるまでの 間、危険がない場所に進 入統制ラインを設定する
- ロープ、標識、カラーコーン、立入禁止テープ等に加え、文字情報より、設定した進入統制ラインを関係機関や要救助者に対しても明確に分かるように表示する
- 警察機関と情報共有のう え設定する
 - ③ 留意事項
- 必ずしも検知結果に基づき設定しなければならないものではない
- 設定時点の災害状況から 指揮者が「危険」と判断し たところを基準に設定し、 適宜確認して安全を確保 するとともに、必要に応

じて変更を行う

- 各ゾーンが設定され、境界が明確にされたとき、 当該境界線が危険側への 出入りを統制する新たな ラインとなる
- 各ゾーン設定後は現地調整所において関係機関と 共有する
- (3) 簡易検知活動
 - ① 目的
 - 原因物質による活染の有無を確認づきるともを の有無をといるを基本を 知力をでいるではないでででするでは ないでででするではないでででする。 を注意できるができる。 を注意できるができる。 を注意できるができる。
 - 物質を推定することにより負傷した傷病者に対して適切な処置を講じ、対応可能な医療機関へ搬送する
 - ② 実施要領
 - 化学剤検知器、生物 挫検知器、放射線測 定器、個人警報線量 計、可燃性ガス測定 器、酸素濃度測定器 及び有毒ガス測定器 を携行する。
 - 設定した進入統制ラインを起点にして風

上又は風横側の安全 な地域から危険側へ と徐々に活動範囲を 狭める方法で実施す る

- 複数で検知活動を実施する場合は、それぞれの簡易検知活動の範囲及び位置を明確に実施する
- レベルAの防護措置 を講じた少なくとも2名以上の隊員で行う
- 警察機関、保健所等 の関係機関が検知資 機材を保有している 場合は、連携して活 動する
- 簡易検知を実施した 者は、簡易検知活動 の位置ごとに検知結 果をその都度、現場 指揮本部に報告する
- 簡易検知結果は警察 機関、日本中毒情報 センター、保健所、医 療機関等へも速やか に情報を提供する

【次の事項が発生した場合には、安全な場所へ緊急に退避すること】

- 空気呼吸器に異常が 生じたとき

- 活動中に受傷する等の事故が発生したとき
- 検知器が作動不能に なったとき
- 放射線測定器の数値 が急激に上昇したと き
- 個人警報線量計が警 報を発したとき
- 高濃度の可燃性ガス を検知したとき
- 関係者から緊急に退避すべき助言を受けたとき
- ◆ その他異常が生じたとき

【高濃度の可燃性ガスを 検知したときには、一旦 退避しなければならない が、人命救助等緊急やむ を得ず活動を行う必要が ある場合には、次の安全 措置を講じ、最小限の隊 又は隊員で活動すること】

- 化学防護服の上に防 火衣を着装した身体 防護措置
- 静電気発生防止措置 (防護服、防火衣を 水で濡らす)
- 火花を発生する機器 のスイッチ操作の禁止
- 爆発防止のため可燃 性ガスの速やかな拡

散

- 援護注水態勢の確保
- ③ 再簡易検知活動
- 継続して測定することにより原因物質による汚染の拡大・縮小状況を監視することを主眼とする
- 可燃性ガスへの警戒 を怠らない
- ④ 留意事項
- ◆ 検知資機材の取り扱いについては、各資機材の特性に応じた取扱いに留意する
- 測定濃度値が異なる ときは、危険度の高 い数値で対応する
- 隊員の安全確保の観点から、必要に応じ 検知型遠隔探査装置 の活用を考慮する
- 不必要な簡易検知活動の継続とならないように現地調整所において関係機関と検知活動の継続の可否等について調整する必要がある
- 化学剤又は生物剤の 検知に有用な資機材
- 消防組織法第 50 条 に基づく無償使用に よる配備した化学剤 検知器、生物剤検知 器

(4) 区域設定(ゾーニング)【目的】

【実施要領】

- i. 原因物質が推定 できるまでの間 の区域設定
- 半径は 100m、ウォームゾーンは風上 20m、 屋外なら風下 2 km、 最遠部巾 2 km。
- 範囲は様々な要因で変化するが、安全を確保するため十分な距離をとることに留意する必要がある。
- 設定についてはゾーンの外周を標識等により明示し以下のとおり行う

【各ゾーン共通】

② 吹流し、発煙筒等を 活用し、風上・風下 (風の流れ)を確実 に確認する

【ホットゾーン】

③ 地下鉄・地下街が災 害現場の場合には、

- 地上への出入り口及 び通気口が多数存在 するため、地図等を 活用して拡散する口 能性がある出入口、排気 にホットン でとにホットン でとなっ でとなっ でとなっ でとなっ でものである。
- ④ 施設内に人がいない ことを確認した場合 には、化学剤又は生 物剤を施設内に閉じ 込めるような処置 (開口部の閉鎖、空 調の停止等)を行う
- ⑤ 噴霧器等で建物等の空調設備を利用したテロ行為の場合には、建物外に拡散している可能性があるため、屋外の風下側にもホットゾーンを設定する。

【ウォームゾーン】

- ⑥ 発生場所から風下の 区域については、原 則としてウォームゾ ーンを設定する必要 がない
 - ii. 原因物質が推定 できた後の区域 設定の変更
- ⑦ 初動時に設定したホットゾーンは適宜設定範囲の変更を実施する

- ⑧ 変更については設定 範囲の縮小を基本と するが、拡大を行う こともあり得る
 - 災害状況の 推移

次の項目に該当する か否かの判定を行う ことにより、該当す る場所を含めた範囲 に変更する

- ⑨ 化学剤又は生物剤の 収納容器等の残留物 が目視で確認(液体 等)できる場所及び 液体等による曝露危 険がある付近一帯
- ⑩ 建物の区画、構造及 び空調などの設備上、 化学剤又は生物剤が 拡散したと思われる 場所
- ① 人が倒れている、人がうずくまっている付近一帯
- ⑩ 簡易検知により反応 がでる付近一帯
- ③ 小動物等の死骸や枯木草が確認できる付 近一帯
- ④ 曝露者のものと思われる吐しゃ物、血液 等がある付近一帯
 - 2. ERG の活用
- ⑤ 物質の推定ができた 場合には、設定範囲

の変更に関し、消防 隊員は ERG に示さ れる初期離隔距離及 び防護措置距離の活 用について考慮する。

3) ホットゾーンでの活動 爆破テロなどで検知活動の結果、 物質等の検出がなかった場合は、 ゾーンの設定を解除して活動を行 う。検知された場合は次の通り活 動する。

レベルA防護措置を講じた隊で、 物質を推定するための再簡易検知 活動を実施しつつ、救助活動を実 施する

(1) 救助活動

① 目的

生命又は身体に危険 が及んでおり、自ら その危険を排除する ことができない者を 安全な場所へ救出す る

② 実施要領

- 1人以上で隊員の誘導、簡 易検知活動及び安全管理 を行うとともに、2人以上 で担架搬送を行い合計 3 人以上で活動を行うこと を原則とする。適宜変更 は可能。ただし、2人以上 のレベル A 防護措置を講 じた待機要員を確保して 救出活動を行う
- 小隊長等はエリア内での 活動時間の管理を行う。

この場合、ホットゾーン 内での活動時間は除染に 必要な時間(3~5分)を減 じて管理するものとする (ウォームゾーンでの活 動においても同様)

- 倒れている者又はうずく まっている者を発見した ら、合図、無線等で現場指 揮本部に報告する
- 症状の悪化防止のため曝露者にエスケープフード等を着装させ、救助することも考慮する
- 自給式空気で吸器のボガマ気で気でします。 「交換は隊員のルドグにのいただけでは、 を要する。ただし、使用資機材のないではでは、 を要する。ただに時でである。 を要する。ただに時である。 を要する。 をでいただに時でいる。 をでいる。 をでいる。
 - ③ ショートピックアップ

ショートピックアップとは;多数の要救助者をホットゾーン内から救助する必要がある場合などに、自隊の活動能力と必要は活動負荷を比較検討し、張露者を直ちに曝露及び汚染危険の高い場所から

低い場所へ一時的に移動 すること

【ショートピックアップ の活動方針の決定】

- i. 搬送動線を確保 する場合は、ピックア 要救助する 近い要救助する。 活動空間が狭路 な場合に効果的である。
- iii. 高齢者、乳幼児、 病人など、原因 物質に対する抵 抗力が弱いと思 われる要救助者 を優先的に移動 する

iv. OO

(2) 危険排除

- ① 目的
- 原因となる物質をそれ以上漏洩、拡散等させないようにする
- ② 実施要領

- 実施可能な場合に、 ビニール等(容器な ら密閉容器に入れる) で覆う
- 事後の警察捜査に支 障のないよう考慮す る
- 生物剤を視認できた 場合には、事後の警 察捜査に支障のない よう考慮して検体 (粉等)を採取する。 採取した検体(粉等) は必ず密閉して拡散 しないように持ち出 す
- 建物内から粉等による生物剤が拡散しないための措置をとる場合、警察、保健所の指示のもと、次の事項を実施する
 - ▶ 空調設備の停止
 - エレベーターの停止
 - ▶ 建物外にある排 気口の封鎖
 - ▶ 防火シャッター等の閉鎖
 - ▶ 図面の活用(防 火対象物台帳に よる避難経路、 隔離場所の検討 など)
- 4) ウォームゾーンでの活動 爆破テロなどで検知活動の結果、

物質等の検出がなかった場合は、 ゾーンの設定を解除して活動を行 う。検知された場合、ウォームゾー ンでは次の通り活動する。

レベル B 活動隊で主に曝露者(疑いを含む)の 1 次トリアージ並びに曝露者及び隊員等の除染活動を実施する。

- (1) 歩行可能な曝露者の誘導
 - ① 目的

歩行可能な曝露者 (疑いを含む)をきるだけ早く遠ざけることにより曝露者の症状の悪化を防ぐ

- ② 実施要領 ホットゾーンにおい て曝露した可能性の ある歩行可能な者を ウォームゾーンに設 定した曝露者集合場 所まで誘導する
- (2) 集合管理
- (3) 1次トリアージ
 - ① 目的
- 曝露者集合場所において、救命のため直ちに最低限の除染を実施し医療機関へ搬送する必要のある曝露者と汚染所において効率的に除染する必要のある曝露者に区分する。
 - ② 実施要領
- 曝露者集合場所を原則として 開放空間のウォームゾーン内

- で、可能な限りホットゾーン から風上に設定する。その旨 を看板で表示するか、目印の ある場所を指定し、有症者集 合場所と無症状者集合場所に 区分する
- 1次トリアージは、曝露者集合場所で実施し、START 法は使用せず、「歩行不可能、曝露者用」、「歩行可能、男性用(水的除染用)」、「歩行可能、男性用(乾的除染用)」、「歩行可能、女性用(水的除染用)」、「歩行可能、女性用(乾的除染用)」に区分する
- 視認できる化学剤又は生物剤の付着及び皮膚の刺激症状の有無により、除染方法(除染なし・乾的除染・水的除染)を区別する。
- 曝露者の歩行可否(男女別)や 除染の要否及び方法の決定は、 速やかに実施する。また、除染 の要否については、医療機関 等と協議を行い決定する。

③ 留意事項

- 1次トリアージでは、原則としてトリアージタッグを使用しない
- 除染までの間、症状の悪化を 防止するため、呼吸管理が必 要となる重症傷病者を除き、 曝露者にエスケープフード、 マスク(N95 等)等を着装さ せ、除染を実施するまで外す ことのないよう指示する

- 季節や天候等により、被災者 の低体温対策(保温措置)を講 じる必要がある。(除染前に保 温シート等を着用させること は、起因物質の揮発性を抑制 し重症化を招く恐れがあるた め注意が必要である)
- 生物災害の曝露直後は、潜伏 期間があるため症状が現れて いない場合があり、ほとんど が歩行可能者である可能性が 高い。
 - (4) 除染活動
 - ① 目的 原因となった物質を 除去することにより 曝露者等の被害程度

を最小限にする。

- ③ 留意事項
- 除染活動の遅れは傷病者 の症状悪化に直結するも のであり、時間の短縮に 努める
- 重症傷病者の除染では、 救命を優先するため最低 限の除染のみを実施し、

迅速に医療機関に搬送する。なお、二次汚染防止の ため搬送医療機関に対し て、情報提供を確実に行 う。

- 進入統制ラインより危険 側において除染所を設置 する場合には、適切必要 な防護措置を講じる必要 がある。
- 5) コールドゾーンでの活動 爆破テロなどで検知活動の結果、物質等の検出がなかった 場合は、ゾーンの設定を解除して活動を行う。検知された 場合、コールドゾーンでは次の通り活動する。レベル C・D 活動隊で、主に被害の拡大防止を図るため広報・避難誘導、 曝露者の2次トリアージ及び 救急活動を実施する。
 - (1) 現場指揮本部
 - 警察機関の現場指揮本部 と近接した場所に設置す る
 - (2) 現地調整所
 - ① 情報共有
 - i. 災害に関する情報、テロ攻撃による被害状況等
 - 二次災害、二次攻撃の状 況
 - 犯人の動向に関する情報
 - 危険物質の情報
 - ◆ 交通に関する情報 などii. 活動に関する情

報

- 警察機関の部隊等の 種別、任務及び編成 状況
- 警察機関の活動状況 と今後の予定
- 広報に関する情報iii. 住民に関する情報
- 要救助者、傷病者等 の状況
- 住民の安否、避難状 況(場所、手段)
- ② 活動に関する確認及び調整
- 災害発生現場の安全 性の評価
- 簡易検知·鑑定結果
- 消防活動、要救助者の救出(要救助者の 捜索、救出、除染、応 急処置等)
- 進入統制ライン及び 警戒区域の設定、交 通規制
- 避難住民の誘導
- 広報
- 証拠保全
- (3) 広報・避難誘導
 - ① 目的

コールドゾーン(消防警戒区域)の範囲 内又はコールドゾーンの外側の境界付近 の通行人及び住民に対し、災害状況等を 周知することにより、 住民の安全確保を図 る。

- ② 実施要領
- 他機関と連携して、 広報車、拡声器等を 使用し、避難場所へ の誘導及びコールド ゾーン(消防警戒区 域)からの退去を指 示する。
- 要援護者施設(病院、 老人ホーム、保育園 等)を重点的に実施 する。
- ③ 留意事項
- 曝露した疑いのある 者の移動時には、二 次曝露をさけるため 口、鼻等をタオルや ハンカチ等で覆うよ うに指示する
- 1 次トリアージを受けずに、ホットゾーンからコールドゾーンに避難してきた者は、除染所に誘導す

る。

- コールドゾーン内で 症状が出ていない者 は、2次トリアージポ ストへ向かうよう誘 導を行い、観察を受 けた後に消防警戒区 域の外に出るように 指示する。
- コールドゾーンの外側にいた者で、帰宅途中等に気分が悪くなったりした場合は、消防又は警察に連絡し、指定された病院に行くよう周知する
- パニックがおきないように避難場所を明確に指示し、迅速な避難誘導を実施する
- 不審者が紛れている 可能性を考慮して、 警察機関と連携して 安全確保を行う
- 避難場所で避難者に 対して状況説明等を 実施する

(4) 2次トリアージ

① 目的

傷病者を観察し、ト リアージタッグを活 用することにより、 病院へ搬送する傷病 者の優先順位を決定 する

② 実施要領

- 2 次トリアージポストにおいて、救急隊員(救急救命士)が医師等と連携し、トリアージタッグをつけ、傷病者の症状程度を区分する。
- 詳細な 2 次トリアージ要領に関しては、各消防本部の集団教急災害活動要領等に準じて実施する。その後、救護所内において応急処置を実施する。

③ 留意事項

- 「化学災害又は生物 災害時における曝露 者情報用紙」を活用 するなどして、現場 指揮本部において。 指揮本部において。 の状況をできる 限り詳細に取りまと めて、消防指令室に

報告する。

- 化学剤曝露による CPA傷病者をSTART 方式でトリアージを 実施した場合は、気 道を確保して自発呼 吸がなければ救命不 能となる。
- START 方式は外傷症 例を想定したトリア ージ手法であり、化 学災害の傷病は課りのままの適応、トリア のままのの適応はいかのですが多いであり、 ージタッグの使用に タッグを付けない う十分留意する。
- 4 00
- (5) 救急活動
 - 1 目的 傷病者の観察及び応 急処置を実施し、速 やかに医療機関に搬 送する
 - ② 実施要領 適切に傷病者及び車 両の汚染拡大防護措 置を行う
 - ③ 留意事項
 - i. 化学災害の場合
 - 2 次汚染を防止する ため、救急車内で換 気を行う
 - 必要に応じてレベル C 防護措置を講じる

- 多数の傷病者が発生 した場合には、歩行 可能な比較的症状の 軽い傷病者は大量に 搬送できる人員搬送 バス等で搬送する。
- 警察機関に協力を依頼し警察車両が誘導するなど、効率的な搬送を実施する
 - ii. 生物災害の場合 iii. 搬送後の処置
- 救急車内の除染を実 施する
- 搬送した救急隊員は、 医療機関で診察を受ける
- (6) 最先着隊がレベル D 活動隊であった場合の活動
 - レベル A・B・C 活動 隊が到着するまでの 活動
 - i. 実施要領
- 車両の部署位置は、水利 を確保できる場所で、危 険がない場所を目標とし、 車内から周囲の状況を消 防指令室に報告する。
- 原因物質の爆発や水的除 染活動等に備えて、ホー スを延長する
- 通報者や関係者と接触し、 要救助者の状況、施設の 収容人員等の規模、原因 物質に関する情報等消防 活動上必要な情報を収集

する

- 判防警戒区域を設定する (部隊規模や区域設定、 除染所、救護所の設置、救 急車の運用等に考慮する)
- 進入統制ラインを設定する(必ずしも検知結果に基づかなければならないものではない)
- 自給式呼吸器を着装できない隊員は、車内より拡声器を使用して、広報・避難誘導を実施する
- 気分が悪くなっている者 等が確認できた場合には、 安易に接触せず、進入統 制ラインより危険側に曝 露者の集合に適当な場所 を指定し、拡声器等によ りその場所に移動させる。

ii. 留意事項

- 異常が認められた場合に は、災害現場での判断に より早期に風上側に移動 する
- 車内で異常がないことを 確認した後に降車し、火 災等に使用する防火衣、 皮手袋、自給式呼吸器を 着装する(症状が出現し なければ、面体は着装し なくてもよい)
- 歩行可能者の避難誘導は、 風上側に避難するよう広 報する
- 進入統制ラインより風下

側に関係者等がいる場合 は、車載マイク等で風上 側へ避難誘導の指示を行 う。

- 適宜、後続部隊に対し、消 防指令室を通じて状況を 伝達する
- 災害規模の早期把握、被害の拡大防止等活動が多岐にわたることから、情報収集、現場広報、進入統制等、具体的な任務を下命し対応することも考慮する必要がある。
 - iii. 情報収集及び通信指令部署への 連絡事項
- 住所の特定
- 事案の種類
- 事案の状態
- 傷病者数
- 必要装備、資機材等
- 現場指揮本部や1次集結 場所の指定
 - ② レベル A・B・C 活動 隊が到着してからの 活動

入手した情報及び曝露者集合場所等を各隊に報告後、コールドゾーンにおいて情報収集、広報・避難誘導、2次トリアージ及び救急活動に従事する。

- 6) 要救助者の救出・簡易検知活 動等
 - (1) 救助活動の開始

- 現場最高指揮者が進入統制ライン内への進入開始を判断する
- 原則として、消防単独で の現場活動を禁止し、警 察機関と連携して活動す る
- (2) 要救助者の救出
- 安全監視隊(員)の配置を 考慮する
- 大量出血の場合、早期に 止血処置を行う。四肢の 大量出血のコントロール として、止血帯(CAT)の 使用を考慮する。
- ◆ 状況によりショートピックアップを考慮
- 火勢拡大、建物倒壊等の 危険性を考慮
- CBRN 等の危険物質の可 能性を考慮
- (3) 簡易検知活動の検知結果 に応じた活動の実施 ← 簡易検知活動へ
 - ① 危険物質が検知された場合
 - BC マニュアル及び RN マニュアルに基 づく活動を実施する
 - 火災発生中は化学防 護服の上に防火衣を 着装した部隊が消火 活動、要救助者の救 出、除染活動を行う
 - 火勢制圧後は、ホットゾーンではレベル

- A 活動隊による再簡 易検知活動、要救助 者の救出、ウォーム ゾーンでのレベル B 活動隊もしくはレベ ル C 活動隊による除 染活動を行う。
- 傷病者の重症度が高い場合は、応急処置を除染と並行して実施する。二次災害発生防止のため、搬送先医療機関に対して情報共有を行う
- ② 危険物質が検知されなかった場合
- 各消防機関にて整備 している(爆発)火災 活動マニュアル及び 多数傷病者活動マニ ュアルに基づく活動 を実施する。
- 火災発生時は防火衣 を着装した部隊の投 入による火勢制圧、 進入統制ラインの再 設定
- (4) 火勢制圧後は進入統制ラインの解除、救急隊の災害現場直近での活動について考慮する。活動の中断

万一、危険要因が発生した場合は、1. 迅速に活動の中断を実施し、2. 活動部隊へ周知徹底するとと

もに、3. 現地調整所を通じた関係機関との情報共有を図る必要がある。

危険要因とは;不審物、不 審者の発見、爆発による 建物倒壊等の危険、火勢 拡大等

- ① 現場最高指揮者が、 関係機関等からの情 報等をもつて、活動 の中断を総合的に判 断する
- ② 隊員は危険要因を認知したら、間髪入れずに隊長、現場指揮本部等へ報告し、退避する
- ③ 要救助者の中に犯人が紛れ込んでいる可能性を排除せず警察機関と連携する
- ④ 退避は迅速に行い、 安全地域まで距離が ある場合は一次退避 する。
- ⑤ 危険要因が排除され たのちに活動を再開 する。

7) 爆傷傷病者管理

- (1) 爆傷分類;1次~4 時爆傷 まである
- (2) 重症度に影響を与える因子; 距離、遮蔽物の有無、体位、場所、危険物質の有無、
- (3) 傷病者観察;出血の状況

を観察する。局部にとら われず全身観察を怠らな い。

- (4) 応急処置
- 基本的には外傷に対する 処置の一般的な手順に従 い対処する
- 現場では安定化処置に努 める

(5) トリアージ

大都市市街地での爆弾テロ災害に おいて、目安として、傷病者が 20 名程度(重傷者がその約 50%)と 想定される災害現場であれば、 ずての傷病者の重症度を判断しての傷病者のか搬送順位を決定した。 逐療機関への搬送順位を決定した。 必要はなく、傷病者に接触した。 後に重症度を判断し、入院が適応を と思われる重傷者を近隣の適応を 療機関へ分散搬送することを意頭 に置く。

- ある場合は一次退避 IX. 汚染検査・除染等における連携モデルする。 1. 汚染検査・除染における連携
 - 1) 汚染検査
 - (1) 被害者の汚染検査 消防、警察等が被害者の 汚染検査に対応する
 - (2) 場所、物件、建物等の汚染 検査 特段の定めがない場合、 地方公共団体が、その他 の現地関係機関との協議 により決定する
 - (3) 原因物質に接触又は汚染

された場所、物件、建物等 へ立ち入ったものへの対 応

警察、消防及び保健所は、 原因物質に接触又は汚染 された場所、物件、建物等 へ立ち入った者に対して、 二次災害防止のため、必 要に応じて汚染検査や除 染の措置を実施する

2) 除染活動

- (1) 被害者の除染 消防、警察等が被害者の 除染に対応するとともに、 必要に応じて搬送先の医 療機関において実施する
- (2) 現場対処に当たる隊員の 除染 それぞれの現地関係機関 で対応する
- (3) 汚染された場所、物件、建物等の除染・消毒現地関係機関が現地調整所での協議で決定する。都道府県は専門業者への依頼又は自衛隊の部隊等への災害派遣要請により、応急的な除染・消毒を行う。
- (4) 汚染物質等の処分地方公共団体が、現地関係機関と協議して、汚染物質の処分を決定する。
- 2. 監視活動における連携
 - 1) 監視活動における全般的な連携

- (1) 警察、消防等は簡易検知、 測定結果等について集約 し、現地調整所等に提供 する
- (2) 警察、消防以外の現地関係機関は、簡易検知、測定の結果を入手して、自らの活動の資とするとともに、専門的な知見等を現地調整所に提供する
- (3) 現地関係機関は現地調整 所で共有された情報、専 門的知見等を自らの活動 や安全確保のために活用 する。
- 2) 放射線監視(モニタリング)に おける連携
 - (1) 放射線の測定 現地関係機関は、協議に 基づき、放射性物質の拡 散状況の把握に努める。
 - (2) 緊急時モニタリング体制 の構築 都道府県は必要に応じて、 他の都道府県又は原子力 規制庁に対して下記の要 請を行い、緊急時モニタ リング体制を強化する
 - ① 他の都道府県への要請
 - ② 他の都道府県からの モニタリングに係る 応援
 - ③ 原子力規制庁への要 請
 - ④ 専門機関からの指

導・助言を行う専門 家、モニタリング要 員の派遣

- 疾病監視(感染症サーベイランス)における連携
- 3. 保健所は疾病監視を強化するとともに、汚染が疑われる者の健康状態を必要な機関を通じて把握し、必要な医療措置を行う。

X. 除染活動

- 1. 除染
- 除染とは被害原因となった物質を 除去することである
- 除染の対象は、ホットゾーンにいた者、ウォームゾーン内にいた者で除染が必要であると思われる者、使用資機材、ホットゾーン及びウォームゾーンで活動した隊員、除染で使用した汚水を対象とする
- 2. 除染剤の種類
- さらし粉(資機材等の除染のみ)、次亜塩素酸ナトリウム(人体にはびらん剤汚染のみ)、石鹸等
- 3. 除染の分類
 - 1) 乾的除染
- 水を使用しない除染で、脱衣、ヘラ 又は木の縁等で剤を取り除くこと である。
- 最も効果の除染は脱衣であり、脱 衣により 80%の除染が可能とされ ている
 - (1) 清拭除染方法
 - (2) 乾燥した砂等による除染方法
 - (3) 脱衣

- 2) 水的除染
 - (1) 洗浄による除染効果
 - (2) 洗浄の対象
 - (3) 洗浄方法
 - (8) 自力による洗浄
 - (9) 除染隊員による洗浄
- 4. 化学災害又は生物災害時の除染活 動
 - 1) 化学災害 図 4-1 フローチャート
 - 2) 生物災害 図 4-2 フローチャート
 - 3) 除染活動要領
 - (1) 除染ラインの構成
 - ① 「歩行不可能、曝露 者用」 医療従事者が医療処 置を実施することも 考慮。救命を優先す るため最低限の除染 の判断も必要。
 - ② 「歩行可能、男性用 (水的除染用)」
 - ③ 「歩行可能、男性用 (乾的除染用)」
 - ④ 「歩行可能、女性用 (水的除染用)」
 - ⑤ 「歩行可能、女性用 (乾的除染用)」
 - ⑥ 「隊員用」の6列あることが望ましい。女性用ではプライバシーに特に配慮する
 - (2) 暖房・保温の必要性
 - ジェットヒーターや毛布

等を配置する

- 要救助者の体調管理に配 慮する
- (3) 除染活動の手順
 - ① 歩行可能 除染の手順について説明 する隊員を入口に配置す る。脱衣要領や効果を説明する。自力で脱衣や除 染を行ってもらう。除染 所内部に計測統制員を配 置し、曝露者のシャワー を浴びる時間を統制する。

 - ii. 外側の衣服が皮膚に接触しないように注意喚起する
 - iii. 石鹸水又は水で 全身を払い、そ の後水で洗い流 すように指示す る
 - iv. 除染の間は目と 口を閉じるよう に指示する
 - v. 使い捨てタオル

を受け取るよう 指示する

- vi. 衣服と履物を配 布して、2次トリ アージポストへ 移動するように 指示する
- ② 歩行不可能者 隊員による除染が必要。 医療従事者による処置と 除染が並行して実施され る可能性がある。救命を 優先するため最低限の除 染の判断も必要となる。

 - ii. 外側の衣服が曝露者の皮膚に接触しないように注意する
 - iii. 可能であれば除 染完了まで、医 療従事者により 処置された止血 のための包帯は、 そのままにしな がら除染を行う。
 - iv. 担架などを使用 して曝露者を運

搬する。ローラーシステム等を利用する。

- v. 石鹸水又は水で、 全身を洗い、そ の後水で洗い流 す。
- vi. 除染の間は目と 口を閉じるよう に指示する。
- vii. 除染完了後、曝 露者の身体乾燥 と除染を確実に 確認する
- viii. コールドゾーン にいる隊員が曝 露者を 2 次トリ アージポストへ 移動させる。
- (4) 除染活動を実施するため に有用な資機材 除染活動を実施するため に有用な除染資機材等の 提示(表 4-1)
- 4) 環境除染
- 汚染された場所、物件、建物等 の除染は、現地調整所におけ る協議により決定する。
- 消防が環境除染を行う場合に は 5%除染液を散布器に入れ 汚染された場所に散布する
- 化学剤又は生物剤の上にビニール袋等をかけるなどして拡大防止を図る
- 警察の鑑識等で必要になるため当該物質を容器又はビニー

ル袋等に密封したり、写真撮影する等、現場保存に留意し 警察機関と連携しながら実施する。

- 5) 使用資機材等の除染
 - (1) 主な費用資機材
 - ① 各検知器
 - ② 車両
 - ③ 除染に使用した除染 器具
 - ④ 救出時に使用した担 架、毛布など
 - (2) 資機材の除染方法
 - ① 清拭による除染
 - ・ 清潔な布に 5%除染液を含ませて各資機材を清拭する
 - 清拭後、少し時間を おいて清潔な布に水 を含ませて再度清拭 する
 - ② 散布器による除染
 - 動布器を用いて 5% 除染液を各資機材に 散布する

 - ③ 留意事項
 - i. センサー式検知器など水に弱い機械は清拭で除染する
 - ii. さらし粉 5%除染液を使用する場合、上澄み液

- のみを使用する よう留意する
- iii. 廃棄可能な資機 材は除染液に浸 した後、ビニー ル袋などに入れ て密封する
- 6) 活動隊員の除染
- 防護服の上から大量の水をかけ、その後に5%除染液を散布器により散布して再度大量の水にて除染する
- 靴の裏の細部まで注意して除 染を行う
- さらし粉 5%除染液を使用する場合、上澄み液のみを使用する
- 7) 汚水処理
- 可能な限り汚水を全量回収する
- 汚水すべての回収が不可能な 場合は、汚水回収に優先順位 をつけることも考慮する
- 工場・研究所等で発生した災害の場合、施設担当者と汚水処理方法について協議する
- テロによる災害では、特段の 定めがない場合、地方公共団 体が、現地関係機関との協議 により決定する。
- 5. 専用の資機材がない場合の除染
 - 1) 目的
 - 除染専用資機材がない場合で も、病院に搬送する前に現場 で除染を実施することが必要 となる

- 水槽付き消防ポンプ車等の放水ができる設備、水損防止シートなどを活用し、曝露者の動線の確保、プライバシー保護などを実施しつつ、現有の消防資機材の活用による有効な除染活動を実施する
- 2) 除染方法の具体例
 - (1) 洗浄以外の除染について
 - 除染活動の項を準用する
 - (2) 消防ポンプ自動車等を利用した除染方法
 - 車両などを活用して曝露 者の動線の確保、プライ バシー保護を行う
 - 水槽付きポンプ消防車等 からホースを除染所に延 長する
 - フォグガンなどを用いて 噴霧低圧放水にて洗浄
 - 低圧放水で十分な洗浄作 用がある
 - はしご車の梯上放水など を有効に活用する
 - 高圧放水は、剤が浸透す るおそれがある
 - 排水に留意する
 - (3) その他
- 体が、現地関係機関との協議 XI. 海上において事案が発生した場合の連により決定する。 携モデル
 - 1. 通報及び初動体制
 - 1) 海上保安庁は大量殺傷型テロであることが疑われる場合には、警察、消防、自衛隊等の現地関係機関にその内容を連絡する

- 2) 現地関係機関に船舶等に関係 する事案の通報があった場合 には、相互に災害情報を共有 する
- 3) 海上保安庁は部隊を出動させる
- 2. 現場における初動措置 海上保安庁は
 - 簡易検知、検体採取
 - 被害者の救出・救助
 - 一次除染
 - 回航指導・支援等を国土交通 省海事局と連携し実施する
 - 現地関係機関と情報を共有する
- 3. 被害者の搬送
 - 1) 海上保安庁は
 - 被害者の救出・救助活動
 - 一次除染
 - 救急搬送活動
 - 隊員等に対する除染等の 危険排除活動
 - 情報収集活動を実施する
 - 2) 海上保安庁は
 - 搬送予定の医療機関、消防に被害者の情報を提供する
 - 消防に引き継ぐ場合には、 引継ぎ予定の港湾又は空 港に救急車の派遣を要請 する
- 4. 鑑定依頼及び鑑定結果連絡
 - 1) 海上保安庁は、警察等を含む 現地関係機関に対し採取した 検体を提供し鑑定を依頼する

- 2) 鑑定結果が報告された場合は 現場付近を航行する船舶等に 情報提供するとともに、航行 回避等の指導を行う
- 5. その他の連携 現地関係機関との連携は状況に応 じて行う

XII. その他に関する事項

- 1. 広報に関する連携
 - 1) 現地関係機関は、住民に対し 必要に応じて広報を行う
 - 2) 現地関係機関は、NBCテロと 判明又は可能性が高い場合に は、必要に応じて剤種、症状、 対応方法等について適宜広報 を行う
 - 3) 現地関係機関は必要に応じて 住民相談窓口等を設置する
- 2. 各種事態に応じる連携 武力攻撃事態、緊急対処事態に認 定がなされた場合には、各現地関 係機関は現地関係機関連携モデル を適用するものとする
- 3. 研究機関・専門機関との連携 現地関係機関は、知見の入手、専門 的・技術的協力等を得るため、研究 機関・専門機関との連携を確保す る
 - 1) 化学剤を用いたテロ発生時; 公財)日本中毒情報センター
 - 2) 核・放射性物質を用いたテロ 発生時;国研)日本原子力研究 開発機構、国研)放射線医学総 合研究所

XIII. 隊員の体調・健康管理・惨事ストレス ケア

- CBRNE テロ・災害活動中の安全管理
- 化学災害又は生物災害の活動は困 難性が高い災害であり、原因物質 が目に見えない中で活動すること が多いため、活動隊員の安全を最 大限に確保する必要がある。
- 隊員が息苦しさ、目の痛み等の異 状を訴えた場合は、除染、応急処置 を実施し医師の診断を受けること を徹底する
- 呼吸器系の粉塵、アスベスト、ダイオキシン等の危険物質に対して、空気呼吸器、RL3クラスの防塵フィルターが取り付けられたマスクを装着
- CBRNE テロ・災害活動中の体調管
 理
 - 1) 化学災害又は生物災害活動中 の体調管理の留意事項

隊長

- 長時間に及ぶ活動に際し、肉体的・精神的な疲労が考えられることから、休憩や隊員の 交代を計画的に行う
- 適宜体調を確認する
- 長時間の活動に伴う熱中症、 脱水症の予防に配慮する
- 隊員の顔色、表情、言動の変化を見逃さない
- 交代した隊員にパルスオキシ メーターを装着させ、隊員の 体調管理を行う
- 自身及び隊員のストレスに配

慮する

隊員

- 自己の体調変化を把握し、異変があった場合は速やかに隊長に報告する
- 体調が示した水分補給要領に 従うほか、各自においても熱 中症、脱水症の予防に配慮し、 適宜水分補給を行う
- ホットゾーン及びウォームゾーンで活動を実施した後は、パルスオキシメーターを装着し身体状況を隊長に報告する
- 自身のストレスに配慮する
- 2) 水分補給
- 暑い時期における長時間かつ 困難な活動においては、隊員 の熱中症に留意しなければな らない。
- 環境省熱中症予防情報「日常生活における熱中症予防指針」で、化学災害又は生物災害での活動時における隊員は「危険」にあることに留意する必要がある
- 3) 脱水症
- 要救助者の状態の評価と同時 に、救助隊員の状態を評価す ることが必要である。
- 長時間の高温多湿下での救助 活動では、気温及び湿度から 環境の評価を行い、活動内容 を参考に活動時間と休憩時間 の割合を決定し、活動方針へ の反映が大切である。
- 3. 化学災害又は生物災害に携わった

隊員のケア

活動後における健康管理

- 防護衣等離脱後、うがい、手洗い、洗眼及びその他の汗のたまりやすい部分の洗浄を行う
- 化学剤又は生物剤等を皮膚に 触れた場合や目に入った場合 は直ちに清水で洗い流し、応 急措置を実施し医師の診断を 受ける。
- 指揮者はホットゾーン及びウ オームゾーンで活動した隊員 について潜伏期間を考慮して 経過観察を行うものとする。
- 指揮者は、関係機関による最終的な化学剤又は生物剤の同定結果を確認するとともに同定結果を全体に周知する。
- 現場活動及び曝露者の搬送に 携わった隊員又は曝露の疑い がある隊員は、原則として通 常の健康診断を受ける
- 化学剤又は生物剤であると同 定に至った場合は、各消防本 部で定める健康管理規定に基 づき健康診断および必要な医 療処置を受ける
- 4. 惨事ストレスによるストレス反応と惨事ストレスケア 惨事ストレスによる症状は、普通は時間の経過とともに軽快していくが、場合によっては症状が長引き PTSD をはじめ深刻な事態になることも考えられることからその対策として隊員の心理学的な配慮を行うことが望ましい。

- 1) 惨事ストレスを受けた職員の 把握
 - 心の病は客観的な判断を下すことが困難と言われており、 積極的な予見に努めることが 重要である。
 - (1) 管理監督者等による把握
 - 変化を察知した管理監督 者等が自己の判断のみで は対処しない
 - プライバシー保護に配慮 しつつ、各消防本部の組 織や健康管理スタッフ等 の状況に応じた連絡体制 を定める。
 - 早期に医学的見地から適切な対応ができるようにすべきである。
 - 本人の意思による自発的な回復への意欲が持てるように本人の了解を求めることが原則である。
 - (2) 自己診断による把握
 - 誰にも知られることなく、 心の変化などを確認できるような自己診断の方法として、「惨事ストレスによる PTSD 予防チェックリスト」がある。
 - 自己診断の結果によって、 自己解消法の励行やグル ープミーティングへの参 加、あるいは専門機関、専 門医への受診等を進める ことが重要である。
- 2) 惨事ストレスの対策パターン

(参考)

「消防職員の現場活動に係る ストレス対策フォローアップ 研究会報告書 |

- 3) 消防庁における惨事ストレス 対策
 - (1) 消防庁における惨事ストレス対策
 - 惨事ストレスが危惧される災害が発生した場合、現地の消防本部へ精神科医等の専門家を派遣し、必要な助言などをポートチーム」(以下、「サポートチーム」という。) を2003年4月に創設して運用を開始している。
 - (2) 緊急時メンタルサポートチームの派遣
 - サポートチームは精神科 医、大学教授、臨床心理士 等の専門家により構成さ れている。
 - 惨事ストレスが危惧され る大規模災害や特殊災害、 消防職団員の殉職等が発 生した際に、現地の消防 本部等の要請によりサポ ートチームを派遣する。

 - カウンセリング後、当該 職員に対する組織として の接し方や必要なケア等、

今後の対応について、組織に対して必要な助言、 指導等を行う

D. 考察

2016 (平成28) 年、消防庁に「消防機関に おける NBC 等大規模テロ災害時における 対応能力の高度化に関する検討会」が開催 され、消防機関における NBC 等のテロ対策 を充実するための議論、検討が行われた。本 検討会の報告書では第I編で検討会の概要 が述べられ、第Ⅱ編以降で化学災害・生物 災害(第Ⅱ編)、原子力施設等における災害 (第 III 編)、爆弾テロ災害(第 IV 編)とな っている。第 IV 編 爆弾テロ災害の内容に ついては非公開となっているが、目次より 原因ごとに分けられて論じられていること が推察される。原因ごとの議論は各論的な 理解を深めるが、発災初動での現場活動や 救急医療機関の活動においては、原因が特 定されていない中での活動も十分に想定さ れる。そこで、本検討会報告書を参考とし て、極力、原因物質ごととならないように本 研究におけるシミュレーションでの整合性 について検討した。

NBC テロその他大量殺傷型テロ対処現地 関係機関連携モデルはテロ対応に関わる全 ての官庁、組織が目を通している報告書で あり、その認知度は高い。したがって、こ のモデルの記述をベースに他の報告書など との整合性を図るのが適当であると考えら れる。加えて、2016年に大規模な爆弾テロ等の大量殺傷型テロへの初動措置に関す る記述が追加されており、本研究でも必須 の内容である。 本モデルは現地調整所の設置・運営及びその役割が中心であるが、基本は関係機関の情報共有である。平時では現地関係機関(地方公共団体、都道府県警察、消防本部、保健所、検疫所、地方衛生研究所、海上保安庁、自衛隊、医療機関、その他の研究機関・専門機関等)の連絡体制を整備し、定期的に通報訓練を行い、実効性を担保することが明記されている。

対象事案は CBRNE によるテロ・災害とな る。災害発生要因が明らかな工場等の爆発 事故の場合は、各消防機関における火災・爆 発マニュアルに基づいて活動することにな るが、駅やスタジアムなどの大規模集客施 設など不特定多数のものが利用する場所で の爆発で発生要因が不明の場合は、爆弾テ 口を想定した活動を行うことが求められる。 すなわち発生場所や時間等が予測できず警 戒レベルが高くないイベント会場、駅など のソフトターゲットにおける爆弾テロ災害 が想定される。いわゆるマス・ギャザリン グ、大規模イベントにおける警戒態勢中の 場合は災害対応に必要な車両・資機材があ り、事前に警戒・活動計画が策定されている が、その際にも基本的な事項は共通してい ることが求められる。爆弾という手段が単 独で起こるテロ以外にも化学剤、生物剤、放 射性物質等の危険物質を使用した爆弾テロ が起こることは十分に想定される。また、立 てこもり、大型自動車での暴走、銃乱射事案 等と爆弾テロの同時発生も考えられる。し たがって、爆弾テロを中心としつつも、多数 傷病者活動マニュアル、化学災害、放射性物 質による災害マニュアルとも整合性を持た せた総合的な対応が必要となる。その際に 重要なことは、まず、多数傷病者活動マニュ

アルが基本にあって、その次に爆弾テロ対応マニュアルであり、最後が化学剤、生物剤、放射性物質等の危険物質によるテロ対応マニュアルである。わが国では、1995年の地下鉄サリン事件の影響が大きく、危険物質によるテロ対応マニュアルが先行して整備され、充実してきた経緯がある。各種対応マニュアルの構造上の整理としては、多数傷病者活動マニュアル、爆弾テロ対応マニュアル、危険物質によるテロ対応マニュアル、危険物質によるテロ対応マニュアルの順が妥当である。爆弾事象が対象事案であるが、"all hazard approach"を基本的な考え方として検討した。

初動では警察又は消防が相互にその内容に ついての連絡を行う、感染症、中毒様の症 状を呈する患者発生の通報を受けた保健所 はその内容を警察、消防に連絡する。警 察、消防が部隊を出動させ、消防は、連絡 所、衛生部局、市区町村、都道府県に連移 する。この段階で医療機関への連絡がまだで あり、消防から連絡を受けた保健所、消防が 部局が医療機関に情報提供を行う。消防が 部局が医療機関に情報提供を行う。消防が 必要になる。このようにして、警察、消防、 医療、自衛隊をふくめた関係機関に初動で 連絡がいきわたることとなる。

爆弾テロ災害では、事例検討からいくつかの特徴がみられる。①ソフトターゲットが狙われる。大規模集客施設や駅、空港などやラッシュの時間帯などである。②爆発は一回だけにおさまらず、爆発によって集結した初動要員等を殺傷することを目的として第二の爆発、銃撃等の二次攻撃が発生することがある。③爆弾に加えて、危険物質等の使用や他のテロ手段の併用なども懸念され

る。④自爆テロも想定される。⑤爆発の威力が高まる閉鎖空間で起きることが多い。⑥ 爆傷は特徴ある外傷となるため診療にあたってのポイントがある。⑦凄惨な現場となることが多く、精神科的側面からの支援が必要である。

化学災害又は生物災害で対象となる事案は、 化学剤、生物剤の事故・事件、テロに伴う原 因物質の有害性又は有毒性に起因する災害 である。大量の硫化水素等が発生した場合 にも本マニュアルに基づく活動を行う。火 災や爆発が起きた場合には、火災や爆発に 関するマニュアルに基づく消防活動を基本 とするが、本マニュアルの活動も検討し、状 況に応じて実施する。生物災害への対応で は主管部局は衛生主管部局(保健所)であ る。しかし、主管部局の対応能力を超える場 合や搬送等では消防機関も対応することが 想定される。現実の災害では、火災・爆発な どを伴うなど複合的な災害となることを鑑 みると、本マニュアルと他の災害のマニュ アルを組み合わせて総合的に対応すること について、検討を進める必要がある。大規模 テロ災害においては二次攻撃の危険性や多 数傷病者発生など異なる対応が求められる。 関係機関の原則は、警察にあっては、個人の 生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の鎮 圧及び捜査、被疑者の逮捕等、公共の安全と 秩序の維持に当ること、消防にあっては、国 民の生命・身体・財産の保護、災害の防除、 被害の軽減及び傷病者の搬送であり、隊員 の安全確保に関し最新の注意を払い、人員 及び施設を有効に活用し効果的な消防活動 を実施する。

関係機関は、災害の実態や二次攻撃の危険 性等の情報を早期に共有し、二次攻撃に関 する災害発生現場の安全性の評価を共有し、 警察機関との連携の下で活動を行うなどの 調整が必要。消防機関、警察機関でそれぞれ 得意とする分野で評価、分析に必要な情報 について十分共有する。不審物が発見され た場合は、警察機関における不審物の除去 及び更なる不審物の検索の完了と確認の上、 活動することを原則とする。

関係機関活動の主眼は、①災害実態(犯罪の 鎮圧、捜査、被疑者の逮捕を含む)、二次攻 撃及び二次災害発生の危険性等についての 情報共有・災害発生現場の安全性の評価、② 化学剤、生物剤、放射性物質等の危険物質を 使用した複合的なテロ災害発生の可能性を 考慮した活動、③二次災害発生に対する活 動隊員の安全管理、④災害発生場所付近の 住民等に対する避難誘導、④関係者、避難者 等からの情報収集、⑤進入統制ライン及び 消防警戒区域の設定、⑥迅速な要救助者の 救出、⑦爆傷傷病者への応急処置、⑦傷病者 の医療機関への搬送、等である。

化学災害又は生物災害を想定した場合、消防活動では、危険度に応じて活動区域ををでは、危険度の高い順にで活動区域にコング)する。危険度の高い順にリカーン、ウォームゾーン、ウォームゾーンは原因を認っているがあるできる場所である。のの残留物が目視できる場所、化学剤がは出たと思われる場所、化学剤がはしたと思われる場所、化学剤がはしたと思われる場所、外側のできる付近一帯、前のものと思われる吐しゃ物、臨済等のものと思われる吐しゃ物、血液等がるができる付近一帯が赤ットゾーンとなる。ながある付近一帯が赤ットゾーンとなる。なができるがあるができるができるが、血液等があるが近しゃ物、血液等があるが近一帯が赤ットゾーンとなる。なゾーンは、直接的な危険性は少ないが潜

在的危険区域を指す。主たる危険は二次汚染であり、化学剤又は生物剤が存在しない場所に汚染された人(物)があらかじめ来ると予測され、汚染の管理ができている付近一帯、曝露者集合場所、一次トリアージ、除染所が相当する。コールドゾーンは、直接の危害が及ばない安全区域であり、2次トリアージ、救護所、現場指揮本部が設置される。活動隊員自身の防護措置は、活動におけるを基本であり、現場へ進入する前に、判明した情報に基づいて適切な防護措置を選択した、化学剤又は生物剤が体表面や粘膜に触れない。

ホットゾーンでは、レベル A 活動隊が簡易検知活動、ホットゾーンの設定、救助活動、危険排除を行う。ウォームゾーンではレベル B 活動隊がウォームゾーンの設定、歩行可能な傷病者の誘導、1 次トリアージ、除染活動を行う。コールドゾーンではレベル C・D 活動隊が情報収集、消防警戒区域及びコールドゾーンの設定、進入統制ラインの設定、広報・避難誘導、2 次トリアージ、救急活動を行う。

海上において事案が発生した場合、海上保安庁が大量殺傷型テロであることを最初に疑うことになるため、その内容を警察、消防、自衛隊等の現地関係機関に連絡して情報共有に努める。海上保安庁が部隊を出動させ、初動措置を行う。①簡易検知、検体採取、②被害者の救出・救助、③一次除染、④回航指導・支援、⑤現地関係機関との情報共有、である。被害者の搬送も海上保安庁が行い、搬送予定の医療機関、消防に被害者の情報を提供し、消防に引き継ぐ場合には、救急車の派遣を要請する。

初動での対応

爆弾テロの初動時は、CBRN 対応のため化 学防護服の上に防火衣を着装した身体防護 措置で活動する場合もあるとされるため、 火災の発生がないことを確認後は、レベル A 着装による簡易検知活動等を実施するこ とが考慮される。爆破によって建物倒壊等 による粉塵等の危険物質が飛散している可 能性があるため、進入統制ライン内及び状 況によっては進入統制ライン外での活動に おいても空気呼吸器やRL3クラスの防塵フ ィルターが取り付けられたマスク等を着装 する。危険物が検知されなかった場合は、多 数傷病者活動マニュアルを参考とした装備、 資機材、活動を参考とするとされるが、現実 的には装備の不完全な隊が初動することが 最も多いものと考えられる。

一次集結場所は、災害発生場所から風上側 で、安全が確保されている場所に設定され る。そこで警察機関の集結場所、犯人の動 向、二次攻撃に関する情報について、消防指 令室、現地で活動している警察機関等から 情報収集及び調整を行う。次に、進入統制ラ インを設定する。①二次攻撃の危険性の無 い安全確保がなされた位置で、かつ、②化学 剤、生物剤、放射性物質等の危険物質を使用 した複合的なテロ災害の可能性を考慮した 位置、③BC マニュアルでは、異常確認位置 より目安として 120m 以上離れた風上側と されており、④RN マニュアルでは、空間線 量率の測定値がバックグラウンドレベルで、 かつ、周辺状況(風上、高所、遮蔽物の外側、 液体の漏えい)など現場の状況が目視でき ると判断した位置とされている。風向きが 変わったら進入統制ラインの再設定を考慮

することをためらわない。

現場では警察、消防がそれぞれ近接した場 所に現地指揮本部を設置し、警察、消防は 直ちに立入禁止区域を設定する。次に円滑 な関係機関の連携を確保するために現地調 整所を設置する。運営は原則として地方公 共団体の職員が行うものとされているが、 初動からの早い段階から地方公共団体の職 員が現地調整所に入れる可能性は高くない ため、多くのケースでは地方公共団体の職 員が合流するまでの間、警察、消防が現地 調整所を運営すると想定される。現地調整 所の活動内容は、①避難住民の誘導、②消 防活動・被災者の救援(被災者の捜索及び 救出、救護・救急及び医療提供等)、③汚 染原因物質の除去又は除染、④警戒区域の 設定、交通の規制、⑤現地の安全性に関す る評価、⑥応急の復旧、⑦広報である。共 有する情報は、①現地関係機関の活動に関 するもの、②災害、テロ攻撃による被害状 況、③住民に関するものであり、収集した 情報は遅滞なく地方公共団体の対策本部に 報告する。

要救助者救出に際しての爆傷に対する応急 処置として、①活動性の動脈性出血に対す る止血帯(CAT:コンバット・アプリケーション・ターニケット)を積極的に使用し、② 爆傷に適したトリアージを実施し、③危険 物質が使用された爆弾テロの場合、除染が 必要となることに留意する。傷病者が重症 の場合は、救命処置が優先される場合がが を行うことも考えられる。その場合は、二次 を行うことも考えられる。その場合は、次 を行うことが重要である。 ④放射性物質による汚染が疑われる場合の 搬送では、汚染傷病者搬送用シートで傷病者を被覆する等で汚染拡大防止措置を講じる必要がある。

消防本部の通信指令部署の対応及び消防対 策本部の設置

発生原因が不明、ソフトターゲットでの爆 発により、多数傷病者が発生した災害を 119 番受信した場合は、爆弾テロ災害に対応す る体制による出動の指令を考慮するととも に、CBRN 等の危険物質を使用した複合的 なテロ災害発生の状況を聴取した上で出動 について指令する。聴取の実施要領はBCマ ニュアル、RN マニュアルを参照とする。次 の内容を聴取した場合は、爆弾テロ災害の 発生を疑う。①駅、空港、大規模集客施設等、 通常、爆発が発生することを想定しがたい 場所において、原因不明の爆発が発生した。 ②同時又は、連続して爆発が発生した。③自 爆行為を目撃した。④テロ行為の予告後に 爆発が発生した。⑤その他爆弾テロを疑う 事柄がある。爆弾テロ災害の発生が疑われ る場合は、通報者の安全を確認したうえで、 通常の聴取(場所等)のほかに、次の情報を できる限り聴取する。①発生場所の詳細(建 物内、屋外、地下、廊下の幅、エレベーター の有無等)、②倒れている人及び気分不良を 訴えている人の人数及び症状、③爆発被害 の範囲(火災の発生、建物被害の状況等)、 ④住民、従業員等の避難状況、⑤現在までの 事故経過、⑥自爆行為者の目的者又は目撃 証言の有無、⑦不審者、不審物の有無(サイ ズ、外装、設置場所等)、⑧その他通報場所 周囲の異常な状況、などである。

特定できない災害の 119 番通報で多数の傷 病者、漏洩又は臭気に関する内容を受信し た場合には、化学災害又は生物災害に対応する体制による出動を指令する。具体的には、①多数の傷病者が目、鼻、咳等の異状を訴えている、②多数の傷病者が発生している場所付近での異臭、動植物の異常な死体、枯死がある、③化学·生物剤散布等について目撃した者がいる、④容疑者、犯人のテロ行為の予告実行がある、⑤化学剤、生物剤が入っていたと思われる不審なビニール袋、ビン、散布器等が残留している、⑥普段見かけないような液体、粉体、金属片等がある、⑦その他化学災害又は生物災害と疑わしい事柄がある、等である。

関係機関での情報収集と共有は積極的に行 う。被害に関する情報(テロの認識の有無)、 二次攻撃に関する災害発生現場の安全性の 評価、犯人の動向(不審者、不審物等)に関 する情報、警察機関の活動部隊に関する情 報(機動隊や NBC 部隊、爆弾処理部隊の出 動の有無、到着時間等)、警察機関の集結場 所、現場指揮本部の設定位置に関する情報、 道路規制に関する情報、避難の範囲、避難方 法に関する情報、CBRN 等の危険物質を使 用した複合的なテロ災害発生の可否に関す る情報、危険物質の盗難等使用可能性のあ る危険物質の情報などが重要である。爆破 予告を受信した際は、警察、消防機関間で情 報共有するとともに、情報収集や住民に対 する避難誘導等を実施する。その際に、必要 に応じて一次集結場所を指定し、爆破予告 対象物への無秩序な接近を避け、予告対象 物が実際に爆発した場合には、本マニュア ルに基づいた活動に速やかに移行する。

爆弾テロ災害においては、消防庁では、初動の段階から、CBRN 等の危険物質を使用した複合的なテロ災害に備える方針をとって

いる。従って、BC マニュアル及びRN マニ ュアルに基づく、レベル A 活動隊による要 救助者の救出及び簡易検知、除染等の活動 を行うための部隊について出動が考慮され る。進入統制ライン内で簡易検知活動を行 い、危険物質が検知された場合は、出動部隊 の任務はそのまま継続、危険物質が検知さ れなかった場合は、多数傷病者活動マニュ アルに基づく任務に変更することとなって いる。しかしながら、これまでの爆弾テロの 発生状況などを考慮すると、最初から爆弾 テロに危険性物質が検知されることありき でマニュアルが作成されると、その初動で 防護対策に時間を要してしまう可能性が高 い。時間がかかると、爆発などで想定される 四肢轢断など一刻も早く応急処置をするこ とによって救命できる可能性がある傷病者 への処置が遅れてしまう可能性がある。現 実的には、爆弾テロとしての任務を開始し ながら、同時に、検知活動を行い、検知され た段階で、BC マニュアル、RN マニュアル に則った形での運用に移行することが適当 であると考えられる。

化学災害又は生物災害が考えられる場合

最低限必要な消防部隊を算定し速やかに現場に派遣する。曝露者が少数の場合は、合計7隊(31人)である。ホットゾーンに救助隊1隊(5人)(簡易検知活動、ホットゾーンの設定、危険排除)、救助隊1隊(5人)(対ホームゾーンに消防隊1隊(5人)(ウォームゾーンの設定、歩行可能な曝露者の誘導、除染活動)、コールドゾーンに指揮隊1隊(3人)(情報収集)、消防隊1隊(5人)(進入統制ラインの設定、消防警戒区域及びコールドゾーンの設定)、消防

隊 1 隊 (5 人)(広報・避難誘導)、救急隊 1 隊 (3 人)(救急活動)である。必要な消防 部隊を確保するために、消防相互応援協定、 緊急消防援助隊を活用する。時期を失する ことなく、的確に消防部隊を増加するため には、消防活動の展開を見込み、早期に追加 出動の要否、追加する消防部隊種別を決定 しなければならない。大量の曝露者、住宅密 集地域、多数者が出入りする施設、消防活動 時の気象条件等を考慮して、消防活動の部 隊の増加を図る。

CBRNE テロ・災害であると判断した時点で、 消防本部に消防対策本部を設置する。消防 本部におけるテロ・災害時の対策本部は現 場指揮本部から次の災害情報を入手する。 災害発生場所、災害発生状況(連続爆破、自 爆、不審物や不審者の目撃等)、消防警戒区 域、救助活動に係る情報(要救助者の人数、 救出完了時間、活動障害、要救助者の状態 等)、避難誘導に係る情報(避難対象地域及 び対象者数等)、消防機関で管理している傷 病者の観察結果(傷病者の人数及び症状等)、 化学剤、生物剤、放射性物質等の危険物質を 使用した複合的なテロ災害発生に係る情報、 応援部隊等の必要性の有無、救急搬送状況、 検体の検知結果(生物災害時に限る)、(実 地)疫学調査の情報(生物災害時に限る)、 建物内の曝露者の管理状況(生物災害時に 限る) などである。 収集した情報は、所轄の 警察機関、市区町村、都道府県及び自衛隊に 情報を提供し、必要に応じて関係機関へ応 援要請を行う。また、自然災害と比較して、 短時間かつ局所的に多数の傷病者が発生し、 速やかな消防活動が求められることから消 防応援協定による要請及び緊急消防援助隊 の要請を速やかに判断する。現地調整所に

は、消防対策本部等から担当官を指定し、派 遣する。原因物質の特定における連携モデ ルでは警察や保健所が主体となって活動を 行う。また、汚染検査・除染等では消防、警 察、保健所が主体となって汚染検査や除染 の措置を実施する。監視活動も同様である。 消防本部の対策本部は、所轄の警察機関、市 町村(防災主管部局、危機管理主管部局)、 都道府県(消防防災主管部局、危機管理主管 部局) 総務省消防庁(応急対策室(夜間・休 日は宿直室))、自衛隊(各都道府県における 陸上自衛隊災害派遣連絡窓口)等と連絡を 取り合い、情報共有に努めるとともに、必要 に応じて依頼、要請を行うことになってい る。所轄警察機関からは、現地で活動する隊 員の安全確保等に資する情報を入手し、警 察機関の部隊等の編成状況を現場指揮本部 へ伝達し、消防部隊の編成状況、現場指揮本 部の設置位置、活動区域の設定状況等につ いて情報提供する。救急搬送先病院や傷病 者の症状等の情報を提供する、消防が実施 する活動に協力を依頼する。市町村(防災主 管部局、危機管理主管部局、衛生主管部局 (保健所)、河川・下水道管理部局)へは、 防災主管部局、危機管理主管部局に災害対 策本部の設置等を依頼する。河川・下水道管 理部局に河川や下水道及び上水道を介した 化学剤又は生物剤の拡大防止を依頼する。 都道府県(消防防災主管部局、危機管理部 局)には、災害情報を報告する(火災・災害 等報告要領に基づく)。県内応援、緊急消防 援助隊の応援が必要な場合は要請を行う。 総務省消防庁(応急対策室(夜間・休日は宿 直室))には、災害情報を報告する(火災・ 災害等報告要領に基づく)。報告は迅速に行 う(消防庁長官指示による緊急消防援助隊

の出動を考慮するため)。自衛隊(各都道府 県における陸上自衛隊災害派遣連絡窓口) にも都道府県知事からの災害派遣要請によ り自衛隊の出動が予測される場合には連絡 をする。自衛隊による支援は、災害派遣要請 (自衛隊法第83条)、自主派遣、省庁間協 力による場合などがあるが、自衛隊の現地 派遣は警察、消防の動きと同等の迅速性は 求めることはできないため、活動内容を十 分に調整する必要がある。保健所(生物災害 時に限る)に情報提供する。現場に保健所職 員の派遣を要請する(生物災害の可能性を 完全に否定できない場合は、初動段階から 派遣要請を行う)。日本中毒情報センターに は原因物質について照会する。対処要領等 を提供してもらい、現場指揮本部、搬送先医 療機関等の関係機関に伝達する。原因物質 が特定できない場合は傷病者の症状等を日 本中毒情報センターに照会し、疑われる物 質名、その毒性並びに対処要領等を提供し てもらい、現場指揮本部、搬送先医療機関等 の関係機関に伝達する。感染症指定医療機 関(生物災害時に限る)、災害拠点病院又は あらかじめ定められた医療機関には、受け 入れ可能状況について確認する。救助・救急 (搬送、医療)の流れでは、傷病者が多数に なることを想定したうえで、消防指令室を 中心とした情報の集約と現場との連携がカ ギとなる。消防指令室は消防現場指揮本部 と十分に連携し、情報共有し、状況を把握す る。消防指令室は、医療機関との連携も行っ て、搬送先選定、医療機関への情報提供、救 護班の派遣要請、傷病者の症候情報や医薬 品の備蓄状況の情報を収集し、関係機関に 情報提供を行う。その他、研究機関・専門機 関、警察、保健所等関係機関との連携を密に する。同定された原因物質について情報提供する。災害現場への医師等の派遣を必要に応じて要請する。全般的な曝露者の症状、他医療機関への搬送状況、警察機関からの物質の同定情報、日本中毒情報センターからの情報を搬送先医療機関に提供する。メディア対応にも十分に留意する。

CBRNE テロ・災害での消防活動

爆弾テロ災害等で想定される消防活動について考察する。

消防部隊は一次集結場所を設定し、警察機関と情報共有し、連携する。CBRN等の危険物質を使用した複合的なテロ災害に対応した活動を初動から行うことが想定されている。

駅や大規模集客施設等のソフトターゲットにおいて、原因不明の爆発災害があった場合は、爆弾テロ災害を疑い、CBRN等の危険物質を使用した複合的なテロ災害に対応するため、必要に応じて、化学防護服及び防火衣の着装、BCマニュアル及びRNマニュアルに基づく各資機材の積載等を行う。消防指令室、現場最高指揮者等が一次集結場所を設定する。

化学テロ・災害又は生物テロ・災害を想定する場合は、活動区域の設定を行い、適切な防護措置を講じたうえで、消防活動を実施する。原因物質が推定できるまでの間は、最高レベルとなるレベルA防護措置での活動を実施する。原因物質を推定するうえで信頼できる情報としては、災害現場において消防、警察機関が行った簡易検知の結果、化学災害時における日本中毒情報センターから得られた回答、生物災害時における地方衛生研究所から得られた回答、陸上輸送中に

事故を起こした車両に積載されているイエ ローカード、事故が発生した施設の責任者 からの図面や書類等を用いた情報提供など である。ホットゾーンはレベル A 活動隊/ (原因物質推定後) レベル A 活動隊 (レベ ル B 活動隊)で、簡易検知活動、ホットゾ ーンの設定、救助活動、危険排除(剤の収去、 剤の収納容器の収去)を行う。ウォームゾー ンはレベル B 活動隊/レベル B 活動隊(レ ベル C 活動隊)で、ウォームゾーンの設定、 歩行可能な曝露者の誘導、1次トリアージ、 除染活動を行う。コールドゾーンはレベル C活動隊(レベルD活動隊)/レベルD活 動隊で、情報収集、消防警戒区域及びコール ドゾーンの設定、進入統制ラインの設定、広 報・避難誘導、2次トリアージ、救急活動を 行う。

現場へ出動する際は、対応資機材を追加積 載し、資機材の増強を行う。指令場所から風 上で、空気が滞留しにくい風通しの良い場 所に部署できるように出動経路を協議し決 定する。化学防護服を着装する隊は、原則と して乗車する前に防護服を着装し出動する。 車両の部署位置は、周囲の状況を確認し危 険がない場所(120m以上離れた風上側の場 所)を部署目標とする。テロが疑われる場合 には、二次災害や二次攻撃等に備え、部署目 標よりも離れた場所に一時的に集結し、安 全確保に努める。化学防護服を着装する隊 は、破損することがないよう注意する。風 向、風速、地形、建物状況、部隊規模、活動 スペース、除染のための水利にも考慮する。 出場途上では、検知資機材を可能な限り起 動させる。関係者(通報者)の現在位置、現 場の状況、発生の経緯等必要な情報の提供 を受ける。車内より周囲の状況(倒れている

もの、異臭等)を確認し、異常が認められた 場合は消防指令室に報告する。車両の部署 位置は安全を確保するとともに、必要に応 じて変更を行う。出動時には、車内の窓を閉 め、エアコンを切り、車内循環モードに切り 替える。最先着隊は、消防指令室に車両の部 署位置、後着隊の部署位置及び周囲の状況 を明確に報告する。発煙筒等を活用して、継 続的に風の流れを注視する。車内より周囲 の状況に異常が認められた場合は、それ以 上近接せず、異常がない場所まで速やかに 後退する。

現場到着した最先着隊は消防指令室へ状況 を報告し、必要部隊数について応援を要請 する。一次集結場所に部隊を集結させ、各機 関等から情報収集及び調整につとめ、進入 統制ラインを設定後、同位置まで前進する。 出動後、爆弾テロを認知した場合は、安全確 保がなされた区域へ退避する。消防活動を 効果的に行うために必要となるエリアを確 保するため、消防警戒区域を設定する。避難 誘導では、パニックがおきないように避難 場所を明確に指示し、迅速な避難誘導を実 施する。不審者が紛れている可能性を考慮 して、警察機関と連携して安全確保を行う。 避難場所で避難者に対して状況説明等を適 宜、実施する。要救助者の救出を行う場合、 現場最高指揮者が進入統制ライン内への進 入開始を判断する。原則として、消防単独で の現場活動を禁止し、警察機関と連携して 活動する。要救助者の救出では安全監視隊 (員)の配置を極力行い、大量出血の場合、 早期に止血処置を行う。四肢の大量出血の コントロールとして、止血帯(CAT)の使用 を考慮する。状況によりショートピックア ップを考慮し、火勢拡大、建物倒壊、CBRN 等の危険性・危険物質の可能性を考慮する。 簡易検知活動の検知結果で、危険物質が検 知された場合は、BC マニュアル及び RN マ ニュアルに基づく活動を実施する。

化学テロ・災害又は生物テロ・災害では、一 時集結場所を指定した場合、集結場所にお いて活動上の具体的指示等を受けた後、目 標位置に部署する。情報収集では五感を活 用し、関係者(通報者)や各種表示、イエロ 一カード等の資料などから次の情報を収集 する。災害発生場所の所在及び建物等の状 況、要救助者及び傷病者の人数及び症状、臭 気等の異状の有無、不審物、不審車両、不審 人物の有無、原因物質による被害の有無及 び被害拡大の危険性、原因物質の名称、性 状、漏えい等の状況、住民、従業員等の避難 状況、関係者による応急措置の内容及び実 施状況、消防用設備等の配置状況及び作動・ 使用状況、電気・変電設備、漏電、不活性ガ ス消火設備等の状況、消防活動上の留意点 (注水危険個所、破壊·損壊危険箇所、立入 制限箇所) などである。入手した情報は消防 指令室に報告するとともに、出動中の他の 消防隊や関係機関に周知する。収集した情 報を現場指揮本部において集約、整理する とともに、災害の推移に合わせ継続して情 報を収集する。大規模な建物の場合には、防 災センター等に前進指揮所を設置し、監視 カメラ、放送設備等を活用して情報を収集 する。可能ならヘリコプターテレビ伝送設 備等により上空からの避難状況等について 情報収集する。

化学テロ·災害又は生物テロ·災害の場合、 現場管理·区域設定では次の点に留意する。 現場での消防活動を効果的に行うために必 要となるエリアを確保するとともに、住民

の安全確保を図る。外周を標識等により明 示する。発煙筒等を活用し、風上を確実に確 認する。設定にあたっては警察機関と連携 して行う。症状のない通行人、住民の誘導及 び進入規制は原則として警察機関に実施を 依頼する。設定した範囲を明確に広報し、区 域内からの退避及び区域内への出入りの禁 止又は制限を行う。進入統制ラインは、簡易 検知活動を経て各ゾーンが設定される前に、 安全な地域を区別することで、活動隊員の 安全を確保するとともに、曝露者の退出を 規制し、二次曝露を防止する。各ゾーンが設 定され、境界が明確にされるまでの間、危険 がない場所に進入統制ラインを設定する。 ロープ、標識、カラーコーン、立入禁止テー プ等に加え、文字情報より、設定した進入統 制ラインを関係機関や要救助者に対しても 明確に分かるように表示する。必ずしも検 知結果に基づき設定しなければならないも のではなく、設定時点の災害状況から指揮 者が「危険」と判断したところを基準に設定 し、適宜確認して安全を確保するとともに、 必要に応じて変更を行う。各ゾーンが設定 され、境界が明確にされたとき、当該境界線 が危険側への出入りを統制する新たなライ ンとなる。各ゾーン設定後は現地調整所に おいて関係機関と共有する。

火災発生中は化学防護服の上に防火衣を着装した部隊が消火活動、要救助者の救出、除染活動を行う。火勢制圧後は、ホットゾーンではレベルA活動隊による再簡易検知活動、要救助者の救出、ウォームゾーンでのレベルB活動隊もしくはレベルC活動隊による除染活動を行う。傷病者の重症度が高い場合は、応急処置を除染と並行して実施する。二次災害発生防止のため、搬送先医療機関

に対して情報共有を行う。一方、危険物質が 検知されなかった場合は、各消防機関にて 整備している(爆発)火災活動マニュアル及 び多数傷病者活動マニュアルに基づいた爆 弾テロ対応活動マニュアルで運用する。火 災発生時は防火衣を着装した部隊の投入に よる火勢制圧、進入統制ラインの再設定が 必要となる。火勢制圧後は進入統制ライン の解除、救急隊の災害現場直近での活動に ついて考慮し、適宜実施する。万一、危険要 因が発生した場合は、1. 迅速に活動の中断 を実施し、2. 活動部隊へ周知徹底するとと もに、3. 現地調整所を通じた関係機関との 情報共有を図る必要がある。 危険要因とは、 不審物、不審者の発見、爆発による建物倒壊 等の危険、火勢拡大等を指し、現場最高指揮 者が、関係機関等からの情報等をもって、活 動の中断を総合的に判断する。隊員は危険 要因を認知したら、間髪入れずに隊長、現場 指揮本部等へ報告し、退避する。

簡易検知活動は、原因物質による汚染の有 無を確認し、検知結果に基づき各ゾーンを 設定するとともに、原因となる物質を推定 することにより、各ゾーンにおいて活動す る隊員の防護措置を決定する。物質を推定 することにより負傷した傷病者に対して適 切な処置を講じ、対応可能な医療機関へ搬 送する。化学剤検知器、生物挫検知器、放射 線測定器、個人警報線量計、可燃性ガス測定 器、酸素濃度測定器及び有毒ガス測定器を 携行する。設定した進入統制ラインを起点 にして風上又は風横側の安全な地域から危 険側へと徐々に活動範囲を狭める方法で実 施する。複数で検知活動を実施する場合は、 それぞれの簡易検知活動の範囲及び位置を 明確に実施する。レベルAの防護措置を講

じた少なくとも 2 名以上の隊員で行う。警 察機関、保健所等の関係機関が検知資機材 を保有している場合は、連携して活動する。 簡易検知を実施した者は、簡易検知活動の 位置ごとに検知結果をその都度、現場指揮 本部に報告する。簡易検知結果は警察機関、 日本中毒情報センター、保健所、医療機関等 へも速やかに情報を提供する。次の事項が 発生した場合には、安全な場所へ緊急に退 避する。防護服に破れ等異常が生じたとき、 空気呼吸器に異常が生じたとき、活動中に 受傷する等の事故が発生したとき、検知器 が作動不能になったとき、放射線測定器の 数値が急激に上昇したとき、個人警報線量 計が警報を発したとき、高濃度の可燃性ガ スを検知したとき、関係者から緊急に退避 すべき助言を受けたときである。高濃度の 可燃性ガスを検知したときには、一旦退避 しなければならないが、人命救助等緊急や むを得ず活動を行う必要がある場合には、 次の安全措置を講じ、最小限の隊又は隊員 で活動する。化学防護服の上に防火衣を着 装した身体防護措置、静電気発生防止措置 (防護服、防火衣を水で濡らす)を講じ、火 花を発生する機器のスイッチ操作の禁止し、 爆発防止のため可燃性ガスを速やかに拡散 させ、援護注水態勢を確保する。

再簡易検知活動は、継続して測定することにより原因物質による汚染の拡大・縮小状況を監視することを主眼とする。可燃性ガスへの警戒を怠らない。不必要な簡易検知活動の継続とならないように現地調整所において関係機関と検知活動の継続の可否等について調整する。

区域設定(ゾーニング)は、危険度に応じた 区域を明確にし、各ゾーンにおける活動内 容や出入りを統制することにより、活動隊員の安全を確保し、汚染の拡大・二次的被害を防止するとともに、要救助者の導線を整理し効率的な消防活動を展開する。原因物質が推定できるまでの間の区域設定は風上のはよそ半径100m、ウォームゾーンは風上へ20m、屋外なら風下2km、最遠部巾2kmののでを確保する。範囲は様々な要因ででで、安全を確保するため十分な設定に留意する必要がある。設定についてはゾーンの外周を標識等により明まる。各ゾーンで吹流し、発煙筒等を活用し、風上・風下(風の流れ)を確実に確認する。

ホットゾーンの留意事項は次のとおりであ る。地下鉄・地下街が災害現場の場合には、 地上への出入り口及び通気口が多数存在す るため、地図等を活用して拡散する可能性 がある出入口、通気口、換気口、排気口等ご とにホットゾーンを設定する。施設内に人 がいないことを確認した場合には、化学剤 又は生物剤を施設内に閉じ込めるような処 置(開口部の閉鎖、空調の停止等)を行う。 噴霧器等で建物等の空調設備を利用したテ 口行為の場合には、建物外に拡散している 可能性があるため、屋外の風下側にもホッ トゾーンを設定する。ウォームゾーンの留 意事項は次のとおりである。発生場所から 風下の区域については、原則としてウォー ムゾーを設定しない。原因物質の推定後は、 初動時に設定したホットゾーンを適宜変更 する。変更については設定範囲の縮小を基 本とするが、拡大を行うこともあり得る。災 害状況が推移するなかで、次の項目に該当 するか否かの判定を行うことにより、該当 する場所を含めた範囲にホットゾーンを変 更する。化学剤又は生物剤の収納容器等の 残留物が目視で確認(液体等)できる場所及 び液体等による曝露危険がある付近一帯、 建物の区画、構造及び空調などの設備上、化 学剤又は生物剤が拡散したと思われる場所、 人が倒れている、人がうずくまっている付 近一帯、簡易検知により反応がでる付近一 帯、小動物等の死骸や枯木草が確認できる 付近一帯、曝露者のものと思われる吐しゃ 物、血液等がある付近一帯、などである。物 質の推定ができた場合には、設定範囲の変 更に関し、「危険物・テロ災害初動対応ガイ ドブック (Emergency Response Guidebook: 通称 ERG)」に示される初期離隔距離及び防 護措置距離の活用について考慮する。現実 の区域設定では、建物・施設や人・物の流れ などに対応しなければならない。ホットゾ ーンではレベル A 防護措置を講じた隊が、 物質を推定するための再簡易検知活動を実 施しつつ、救助活動を実施する。生命又は身 体に危険が及んでいるにもかかわらず、自 らその危険を排除することができない者を 安全な場所へ救出する。具体的には、1人以 上で隊員の誘導、簡易検知活動及び安全管 理を行うとともに、2人以上で担架搬送を行 い合計 3 人以上で活動を行うことを原則と する。適宜変更は可能だが、2人以上のレベ ルA防護措置を講じた待機要員を確保して 救出活動を行う。小隊長等はエリア内での 活動時間の管理を行う。この場合、ホットゾ 一ン内での活動時間は除染に必要な時間 (3~5分)を減じて管理するものとする(ウ オームゾーンでの活動においても同様であ る)。倒れている者又はうずくまっている者 を発見したら、合図、無線等で現場指揮本部 に報告する。症状の悪化防止のため曝露者

にエスケープフード等を着装させ、救助す ることも考慮する。自給式空気呼吸器のボ ンベ交換は隊員及び資機材の除染後、コー ルドゾーンにて実施する。ただし、使用資機 材の除染に時間を要する場合又は除染が困 難な場合は、使用資機材を1次トリアージ ポスト付近の活動に支障がなく破損の恐れ がない場所に一時保管し、活動終了後除染 を実施する。多数の要救助者をホットゾー ン内から救助する必要がある場合などに、 自隊の活動能力と必要な活動負荷を比較検 討し、曝露者を直ちに曝露及び汚染危険の 高い場所から低い場所へ一時的に移動させ ることをショートピックアップという。搬 送動線を確保する場合は、ピックアップ先 に近い要救助者から順に移動する。活動空 間が狭隘な場合に効果的である。原因物質 に近い曝露者から順に、曝露者の優先順位 を明確化(ナンバリング)させて移動する。 原因物質の位置が特定できるときに効果的 である。高齢者、乳幼児、病人など、原因物 質に対する抵抗力が弱いと思われる要救助 者を優先的に移動する。原因となる物質を それ以上漏洩、拡散等させないよう危険を 排除する。実施可能なら、ビニール等(容器 なら密閉容器に入れる)で覆う。事後の警察 捜査に支障のないよう考慮する。生物剤を 視認できた場合には、事後の警察捜査に支 障のないよう考慮して検体(粉等)を採取す る。採取した検体(粉等)は必ず密閉して拡 散しないように持ち出す。建物内から粉等 による生物剤が拡散しないための措置をと る場合、警察、保健所の指示のもと、次の事 項を実施する。空調設備の停止、エレベータ 一の停止、建物外にある排気口の封鎖、防火 シャッター等の閉鎖、図面の活用(防火対象

物台帳による避難経路、隔離場所の検討など)である。

ウォームゾーンでは、レベル B 活動隊が主 に曝露者(疑いを含む)の1次トリアージ 並びに曝露者及び隊員等の除染活動を実施 する。歩行可能な曝露者(疑いを含む)を汚 染場所からできるだけ早く遠ざけることに より曝露時間を短くし、曝露者の症状の悪 化を防ぐ。ホットゾーンにおいて曝露した 可能性のある歩行可能な者をウォームゾー ンに設定した曝露者集合場所まで誘導する。 1次トリアージでは、曝露者集合場所で救命 のため直ちに最低限の除染を実施し、医療 機関へ搬送する必要のある曝露者と汚染所 において効率的に除染する必要のある曝露 者に区分する。曝露者集合場所を原則とし て開放空間のウォームゾーン内で、可能な 限りホットゾーンから風上に設定する。そ の旨を看板で表示するか、目印のある場所 を指定し、有症者集合場所と無症状者集合 場所に区分する。1次トリアージは、曝露者 集合場所で実施し、START 法は使用せず、 「歩行不可能、曝露者用」、「歩行可能、男性 用(水的除染用)」、「歩行可能、男性用(乾 的除染用)」、「歩行可能、女性用(水的除染 用)」、「歩行可能、女性用(乾的除染用)」に 区分する。視認できる化学剤又は生物剤の 付着及び皮膚の刺激症状の有無により、除 染方法(除染なし・乾的除染・水的除染)を 区別する。曝露者の歩行可否(男女別)や除 染の要否及び方法の決定は、速やかに実施 する。また、除染の要否については、医療機 関等と協議を行い決定する。1次トリアージ では、原則としてトリアージタッグを使用 しない。除染までの間、症状の悪化を防止す るため、呼吸管理が必要となる重症傷病者

を除き、曝露者にエスケープフード、マスク (N95 等)等を着装させ、除染を実施する まで外すことのないよう指示する。季節や 天候等により、被災者の低体温対策(保温措 置)を講じる必要がある(除染前に保温シー ト等を着用させることは、起因物質の揮発 性を抑制し重症化を招く恐れがあるため注 意が必要である)。生物災害の曝露直後は、 潜伏期間があるため症状が現れていない場 合があり、ほとんどが歩行可能者である可 能性が高い。除染活動は、原因となった物質 を除去することにより曝露者等の被害程度 を最小限にすることを目的とする。具体的 には、ウォームゾーンとコールドゾーンの 境界に除染所を設置し、曝露者のほか活動 隊員や使用資機材等を対象として、脱衣等 による乾的除染、水的除染、除染剤による除 染等を行う。除染活動の遅れは傷病者の症 状悪化に直結するものであり、時間の短縮 に努める。重症傷病者の除染では、救命を優 先するため最低限の除染のみを実施し、迅 速に医療機関に搬送する。なお、二次汚染防 止のため搬送医療機関に対して、情報提供 を確実に行う。進入統制ラインより危険側 において除染所を設置する場合には、適切 必要な防護措置を講じる必要がある。

コールドゾーンでは、レベル C・D 活動隊が、主に被害の拡大防止を図るため広報・避難誘導、曝露者の 2 次トリアージ及び救急活動を実施する。広報・避難誘導の目的は、コールドゾーン(消防警戒区域)の範囲内又はコールドゾーンの外側の境界付近の通行人及び住民に対し、災害状況等を周知することにより、住民の安全確保を図ることである。具体的には、他機関と連携して、広報車、拡声器等を使用し、避難場所への誘導及

びコールドゾーン(消防警戒区域)からの退 去を指示する。要援護者施設(病院、老人ホ 一ム、保育園等)を重点的に実施する。生物 災害が屋内で発生した場合には、関係者(管 理人等)に対して、エアコン等空調設備の停 止を指示するとともに、建物内の混乱をさ けるよう放送設備等を活用して指示しても らう。曝露した疑いのある者の移動時には、 二次曝露をさけるため口、鼻等をタオルや ハンカチ等で覆うように指示する。1次トリ アージを受けずに、ホットゾーンからコー ルドゾーンに避難してきた者は、除染所に 誘導する。コールドゾーン内で症状が出て いない者は、2次トリアージポストへ向かう よう誘導を行い、観察を受けた後に消防警 戒区域の外に出るように指示する。コール ドゾーンの外側にいた者で、帰宅途中等に 気分が悪くなったりした場合は、消防又は 警察に連絡し、指定された病院に行くよう 周知する。

2次トリアージの目的は、傷病者を観察し、 トリアージタッグを活用することにより、 病院へ搬送する傷病者の優先順位を決定す ることである。具体的には、2次トリアージ ポストにおいて、救急隊員(救急救命士)が 医師等と連携し、トリアージタッグをつけ、 傷病者の症状程度を区分する。詳細な2次 トリアージ要領に関しては、各消防本部の 集団救急災害活動要領等に準じて実施する。 その後、救護所内において応急処置を実施 する。2次トリアージを実施する救急隊員の 防護措置としては、観察する曝露者が除染 完了後であっても、化学剤又は生物剤が残 存していることを考慮して、感染防護衣、感 染防止用薄手袋、感染防止マスク等の防護 措置を講じる。「化学災害又は生物災害時に

おける曝露者情報用紙」を活用するなどし て、現場指揮本部において傷病者の状況を できる限り詳細に取りまとめて、消防指令 室に報告する。化学剤曝露による CPA 傷病 者を START 方式でトリアージを実施した 場合は、気道を確保して自発呼吸がなけれ ば救命不能とする。START 方式は外傷症例 を想定したトリアージ手法であり、化学災 害の傷病者にそのままの適応は課題が多い ため、トリアージタッグの使用については、 安易に黒タッグを付けないよう十分留意す る。救急医療機関では、化学剤曝露傷者で CPA の場合、気道確保して自発呼吸がなく ても、黒タッグとしないように NBC セミナ 一で指導している。救急活動の目的は。傷病 者の観察及び応急処置を実施し、速やかに 医療機関に搬送することである。適切に傷 病者及び車両の汚染拡大防護措置を行う。 化学災害の場合、2次汚染を防止するため、 救急車内で換気を行う。必要に応じてレベ ルC防護措置を講じる。多数の傷病者が発 生した場合には、歩行可能な比較的症状の 軽い傷病者は大量に搬送できる人員搬送バ ス等で搬送する。警察機関に協力を依頼し 警察車両が誘導するなど、効率的な搬送を 実施する。搬送後は救急車内の除染を実施 し、搬送した救急隊員は、医療機関で診察を 受ける。この点については医療機関であま り周知されていないため、状況を説明した ほうが効果的である。最先着隊がレベル D 活動隊であった場合、レベル A・B・C 活動 隊が到着するまで、つぎの活動を行う。車両 の部署位置は、水利を確保できる場所で、危 険がない場所を目標とし、車内から周囲の 状況を消防指令室に報告する。原因物質の 爆発や水的除染活動等に備えて、ホースを

延長する。通報者や関係者と接触し、要救助 者の状況、施設の収容人員等の規模、原因物 質に関する情報等消防活動上必要な情報を 収集する。消防警戒区域を設定する(部隊規 模や区域設定、除染所、救護所の設置、救急 車の運用等に考慮する)。進入統制ラインを 設定する(必ずしも検知結果に基づかなけ ればならないものではない)。 自給式呼吸器 を着装できない隊員は、車内より拡声器を 使用して、広報・避難誘導を実施する。気分 が悪くなっている者等が確認できた場合に は、安易に接触せず、進入統制ラインより危 険側に曝露者の集合に適当な場所を指定し、 拡声器等によりその場所に移動させる。異 常が認められた場合には、災害現場での判 断により早期に風上側に移動する。車内で 異常がないことを確認した後に降車し、火 災等に使用する防火衣、皮手袋、自給式呼吸 器を着装する(症状が出現しなければ、面体 は着装しなくてもよい)。歩行可能者の避難 誘導は、風上側に避難するよう広報する。進 入統制ラインより風下側に関係者等がいる 場合は、車載マイク等で風上側へ避難誘導 の指示を行う。適宜、後続部隊に対し、消防 指令室を通じて状況を伝達する。災害規模 の早期把握、被害の拡大防止等活動が多岐 にわたることから、情報収集、現場広報、進 入統制等、具体的な任務を下命し対応する ことも考慮する必要がある。情報収集及び 通信指令部署への連絡事項としては、住所 の特定、事案の種類、事案の状態、傷病者数、 必要装備、資機材等、現場指揮本部や1次 集結場所の位置、などである。上述の活動 は、最先着隊がレベルD活動隊で、現場で 明らかに化学災害が疑われる状況がある場 合について相応するが、化学災害を疑って

レベル D 活動隊が先着したものの、現場に 化学災害と考えられる異常は認められない 場合に具体的にどのような活動を行っていいのかについては検討が必要である。特に、 有症状の傷病者がいた場合に、救出・救助、 応急処置を行っていいのかについての判断 が重要である。レベル A・B・C 活動隊到着 後は、入手した情報及び曝露者集合場所等 を各隊に報告後、コールドゾーンにおいて 情報収集、広報・避難誘導、2 次トリアージ 及び救急活動に従事する。

傷病者管理では、爆傷の病態を踏まえて活 動する。爆傷の重症度に影響を与える因子 は、距離、遮蔽物の有無、体位、場所、危険 物質の有無である。傷病者観察では出血の 状況を観察し、局部にとらわれず全身観察 を怠らない。応急処置は基本的には外傷に 対する処置の一般的な手順に従い対処し、 現場では安定化処置に努める。大都市市街 地での爆弾テロ災害において、目安として、 傷病者が 20 名程度(重傷者がその約 50%) と想定される災害現場であれば、必ずしも 現場救護所等を設置してすべての傷病者の 重症度を判断し、医療機関への搬送順位を 決定する必要はなく、傷病者に接触した直 後に重症度を判断し、入院が必要と思われ る重傷者を近隣の適応医療機関へ分散搬送 することを念頭に置く。

除染活動では次の要領で行う。除染とは被害原因となった物質を除去することである。 除染の対象は、ホットゾーンにいた者、ウォームゾーン内にいた者で除染が必要である と思われる者、使用資機材、ホットゾーン及びウォームゾーンで活動した隊員、除染で使用した汚水を対象とする。除染剤の種類としては、さらし粉(資機材等の除染のみ)、 次亜塩素酸ナトリウム(人体にはびらん剤 汚染のみ)、石鹸等がある。除染は乾的除染 と水的除染に分類される。乾的除染は、水を 使用しない除染で、脱衣、ヘラ又は木の縁等 で剤を取り除くことである。最も効果の除 染は脱衣であり、脱衣により 80%の除染が 可能とされている。その他に清拭除染方法、 乾燥した砂等による除染方法などがある。 水的除染では、露出していた部分を中心に 洗浄する。除染ラインの構成は、①「歩行不 可能、曝露者用」(医療従事者が医療処置を 実施することも考慮。救命を優先するため 最低限の除染の判断も必要。)、②「歩行可 能、男性用(水的除染用)」、③「歩行可能、 男性用(乾的除染用)」、④「歩行可能、女性 用(水的除染用)」、⑤「歩行可能、女性用(乾 的除染用)」、⑥「隊員用」の 6 列あること が望ましい。女性用ではプライバシーに特 に配慮する。気温等によってはジェットヒ ーターや毛布等を配置し、要救助者の体調 管理に配慮する。除染活動の手順は次のと おりである。歩行可能の場合、除染の手順に ついて説明する隊員を入口に配置し、脱衣 要領や効果を説明する。自力で脱衣や除染 を行ってもらう。除染所内部に計測統制員 を配置し、曝露者のシャワーを浴びる時間 を統制する。すべての衣服を脱ぎ、マスクを 着装するように指示する。貴重品などはラ ベルの付いた衣服とは別の容器又はビニー ル袋に入れるように指示する。外側の衣服 が皮膚に接触しないように注意喚起する。 石鹸水又は水で全身を払い、その後水で洗 い流すように指示する。除染の間は目と口 を閉じるように指示する。使い捨てタオル を受け取るよう指示する。衣服と履物を配 布して、2次トリアージポストへ移動するよ

うに指示する。歩行不可能者のばあい、隊員 による除染が必要で、医療従事者による処 置と除染が並行して実施される可能性があ る。救命を優先するため最低限の除染の判 断も必要となる。曝露者のすべての衣服を 脱がし、曝露者にマスクを着装する。貴重品 などはラベルの付いた衣服とは別の容器又 はビニール袋に入れる。外側の衣服が曝露 者の皮膚に接触しないように注意する。可 能であれば除染完了まで、医療従事者によ り処置された止血のための包帯は、そのま まにしながら除染を行う。担架などを使用 して曝露者を運搬する。ローラーシステム 等を利用する。石鹸水又は水で、全身を洗 い、その後水で洗い流す。除染の間は目と口 を閉じるように指示する。除染完了後、曝露 者の身体乾燥と除染を確実に確認する。コ ールドゾーンにいる隊員が曝露者を 2 次ト リアージポストへ移動させる。環境除染に ついては、汚染された場所、物件、建物等の 除染を現地調整所における協議で決定する。 消防が環境除染を行う場合には 5%除染液 を散布器に入れ汚染された場所に散布する。 化学剤又は生物剤の上にビニール袋等をか けるなどして拡大防止を図る。警察の鑑識 等で必要になるため当該物質を容器又はビ ニール袋等に密封、写真撮影する等、現場保 存に留意し警察機関と連携しながら実施す る。使用資機材としては、各検知器、車両、 除染に使用した除染器具、救出時に使用し た担架、毛布などがあり、清拭、散布器など で除染する。その際に次の事項に留意する。 センサー式検知器など水に弱い機械は清拭 で除染する。さらし粉5%除染液を使用する 場合、上澄み液のみを使用するよう留意す る。廃棄可能な資機材は除染液に浸した後、

ビニール袋などに入れて密封する。活動隊 員の除染では、防護服の上から大量の水を かけ、その後に5%除染液を散布器により散 布して再度大量の水にて除染する。靴の裏 の細部まで注意して除染を行う。さらし粉 5%除染液を使用する場合、上澄み液のみを 使用する。汚水は可能な限り全量回収する。 汚水すべての回収が不可能な場合は、汚水 回収に優先順位をつけることも考慮する。 工場・研究所等で発生した災害の場合、施設 担当者と汚水処理方法について協議する。 テロによる災害では、特段の定めがない場 合、地方公共団体が、現地関係機関との協議 により決定する。除染専用資機材がない場 合でも、病院に搬送する前に現場で除染を 実施することが必要となる。水槽付き消防 ポンプ車等の放水ができる設備、水損防止 シートなどを活用し、曝露者の動線の確保、 プライバシー保護などを実施しつつ、現有 の消防資機材の活用による有効な除染活動 を実施する。消防ポンプ自動車等を活用し て曝露者の動線の確保、プライバシー保護 を行う。水槽付きポンプ消防車等からホー スを除染所に延長する。フォグガンなどを 用いて噴霧低圧放水にて洗浄する。低圧放 水で十分な洗浄作用がある。はしご車の梯 上放水などを有効に活用する。高圧放水は、 剤が浸透するおそれがある。排水に留意す る。

爆弾テロ災害活動中の隊員の体調・健康管理では、休憩や隊員の交代を計画的に行い、適宜、体調を確認。異変がある場合は速やかに隊長に報告する。熱中症、脱水症を予防する。呼吸器系の粉塵、アスベスト、ダイオキシン等の危険物質に対して、空気呼吸器、RL3 クラスの防塵フィルターが取り付けら

れたマスクを装着する。

化学災害又は生物災害活動中の隊員の安 全・体調・健康管理は極めて重要である。化 学災害又は生物災害活動中の隊員の安全を 最大限に確保する必要がある。化学災害又 は生物災害の活動は困難性が高い災害であ り、原因物質が目に見えない中で活動する ことが多い。隊員が息苦しさ、目の痛み等の 異状を訴えた場合は、除染、応急処置を実施 し医師の診断を受けることを徹底する。化 学災害又は生物災害活動中の隊員の体調管 理は次の事項に留意する。隊長は長時間に 及ぶ活動に際し、肉体的・精神的な疲労が考 えられることから、休憩や隊員の交代を計 画的に行う。適宜体調を確認する。長時間の 活動に伴う熱中症、脱水症の予防に配慮す る。隊員の顔色、表情、言動の変化を見逃さ ない。交代した隊員にパルスオキシメータ ーを装着させ、隊員の体調管理を行う。自身 及び隊員のストレスに配慮する。隊員は、自 己の体調変化を把握し、異変があった場合 は速やかに隊長に報告する。体調が示した 水分補給要領に従うほか、各自においても 熱中症、脱水症の予防に配慮し、適宜水分補 給を行う。ホットゾーン及びウォームゾー ンで活動を実施した後は、パルスオキシメ ーターを装着し身体状況を隊長に報告する。 自身のストレスに配慮する。化学災害又は 生物災害の活動後は、防護衣等離脱ののち、 うがい、手洗い、洗眼及びその他の汗のたま りやすい部分の洗浄を行う。化学剤又は生 物剤等を皮膚に触れた場合や目に入った場 合は直ちに清水で洗い流し、応急措置を実 施し医師の診断を受ける。指揮者はホット ゾーン及びウォームゾーンで活動した隊員 について潜伏期間を考慮して経過観察を行

うものとする。指揮者は、関係機関による最終的な化学剤又は生物剤の同定結果を確認するとともに同定結果を全体に周知する。 現場活動及び曝露者の搬送に携わった隊員又は曝露の疑いがある隊員は、原則として通常の健康診断を受ける。化学剤又は生物剤であると同定に至った場合は、各消防本部で定める健康管理規定に基づき健康診断および必要な医療処置を受ける。

惨事ストレスケアでは、客観的な判断が難 しいが、プライバシーに配慮して、積極的な 予見に努める。惨事ストレスを受けた職員 を把握し、必要に応じて、緊急時メンタルサ ポートチームを派遣する。惨事ストレスに よる症状は、普通は時間の経過とともに軽 快していくが、場合によっては症状が長引 き PTSD をはじめ深刻な事態になることも 考えられることからその対策として隊員の 心理学的な配慮を行うことが望ましい。惨 事ストレスを受けた職員を把握し、積極的 な予見に努める。管理監督者等は自己の判 断のみでは対処せず、プライバシー保護に 配慮しつつ、各消防本部の組織や健康管理 スタッフ等の状況に応じた連絡体制を定め る。早期に医学的見地から適切な対応がで きるようにすべきである。本人の意思によ る自発的な回復への意欲が持てるように本 人の了解を求めることが原則である。職員 は、誰にも知られることなく、心の変化など を確認できるような自己診断の方法として、 「惨事ストレスによる PTSD 予防チェック リスト」がある。自己診断の結果によって、 自己解消法の励行やグループミーティング への参加、あるいは専門機関、専門医への受 診等を進めることが重要である。惨事スト レスが危惧される災害が発生した場合、現

地の消防本部へ精神科医等の専門家を派遣し、必要な助言などを行う「緊急時メンタム」という。)を 2003 年 4 月に創設して運用を開始している。サポートチームは精神科リームは精神を大きれている。惨事ストレスが危惧の専門家によされる。惨事ストルが発生した際に、現地の消防本部る。現地の光が発生した際に、現地の消防本部の現場である。サポートチームによるカウンを関いたといる。サポートチームによるカウンで、現地の大きを実施する。カウンセリング等を実施する。カウンセリングやといる。カウンで、組織に対しての要な助言、指導等を行う。

E. 結論

爆弾テロを想定した活動では、当初から化学災害・生物災害の複合を考慮して初動から対応するマニュアルが想定されるが、実際の動きに即した運用であることが望まとの議論は各論的な理解を深機関の活動においては、原因が特定されては、原因が特定されては、原因が特定される。大規模テロ災害においては二次攻撃の危険性や多数傷病者発生など異なる対応も求められる。"all hazard approach"を基本的な考えとする活動を重視した災害・テロ対応が重要である。

「NBC テロその他大量殺傷型テロ対処現 地関係機関連携モデル」はテロ対応に関わ る全ての官庁、組織が目を通している報告 書であり、その認知度は高い。したがっ て、このモデルの記述をベースに他の報告 書などとの整合性を図るのが適当であると考えられる。2016年に大規模な爆弾テロ等の大量殺傷型テロへの初動措置に関する記述が追加されており、テロ対応に必須の内容である。

F. 健康危険情報 特になし

G. 研究発表

論文発表
 (発表氏名巻号・頁・発行年等も記入)

- 2. 学会発表なし
- H. 知的財産権の出願・登録状況
 - 1. 特許取得なし
 - 2. 実用新案登録なし
 - 3. その他 なし

平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業) 化学・爆弾テロ等重大事案(事件)に対する机上シミュレーションによる 訓練・対応手法検討に関する研究 分担研究報告書

「NBC テロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル」と 化学・爆弾テロ等重大事案(事件)に対する机上シミュレーションによる 訓練・対応手法の整合性に関する研究 研究分担者 鈴木進吾 防災科学技術研究所 主幹研究員

研究要旨

"化学・爆弾テロなど特殊事件における迅速でより安全な新たなプレホスピタル対応手法を開発し施策として提案すること"が本研究の目的である。H28 年度は我が国で関係省庁等が出している報告書等を整理して、事態対処医療を包含した化学・爆弾テロ等重大事案(事件)に対する対応手法を検討した。本分担研究では「NBC テロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル」(NBC テロ対策幹事会(事務局:内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付))を検討した。"all hazard approach"による CBRNE テロ・災害における留意事項、連絡体制、初動の動き等の内容を統合するために、項目を整理した。本研究報告は想定される関係機関の動きから検討したものであって、必ずしも関係省庁の考え、実際の動きと同等であることを保証しているものではないが、報告書との整合性を図っているため内容の妥当性はある。他の報告書等を加えて統合することで、CBRNE テロ・災害時のプレホスピタルにおける対応手法の基本にするとともに、訓練等で活用できるツールの活用につなげることが肝要と考えられる。

A. 研究目的

平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金 (健康安全・危機管理対策総合研究事業) 「化学・爆弾テロ等重大事案(事件)に対 する机上シミュレーションによる訓練・対 応手法検討に関する研究」の目的は、"化 学・爆弾テロなど特殊事件における迅速で より安全な新たなプレホスピタル対応手法 を開発し施策として提案すること"であ る。3 か年計画の中で、H28 年度は我が国 で関係省庁等が出している報告書等を整理 して、事態対処医療を包含した化学・爆弾 テロ等重大事案(事件)に対する対応手法 を検討した。本報告では、NBC テロ対策 幹事会(事務局:内閣官房副長官補(事態 対処・危機管理担当)付)が取りまとめた 「NBC テロその他大量殺傷型テロ対処現 地関係機関連携モデル」について検討を行った。

B. 研究方法

NBC テロ対策幹事会(事務局:内閣官房 副長官補(事態対処・危機管理担当)付) が 2001(平成 13)年にとりまとめ、2016 (平成 28)年に改訂した「NBC テロその 他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モ デル」を精査し、化学・爆弾テロ等重大事 案(事件)に対する机上シミュレーション による訓練・対応手法を検討するうえで参 考となる記述を抽出した。抽出した記述 は、他の報告書等との整合性を比較しやす いようにシーンごとに整理した。

(倫理面への配慮)

本研究において研究対象者は存在しないため、人権擁護上の配慮、不利益・危険性の排除や説明と同意は不要である。また、動物実験も行わないため動物愛護上の配慮も不要である。

C. 研究結果

NBC テロその他大量殺傷型テロ対処現地 関係機関連携モデル

2001 (平成 13) 年に策定された NBC テロ対 処現地関係機関連携モデルは、化学剤等を 用いたテロ対応を検討するうえで基本とな るスキームを示しているものとして活用さ れてきた。策定後10年以上が経過して、核・ 放射性物質、生物剤若しくは化学剤又はこ れらを用いた大量破壊(殺傷)兵器を使用し たテロへの対処に関する施策の推進や国、 地方公共団体等による各種訓練によって得 られた知見から、2016(平成28)年にモデ ルの改訂が図られた。改訂に際しては、対象 をより一般化するため化学剤を用いたテロ 対処に加え、核・放射性物質及び生物剤を用 いたテロ、大規模な爆弾テロ等の大量殺傷 型テロへの初動措置に関する記述が追加さ れた。

本モデルはテロ対応時の基本となるもので

あり、関係機関は本モデルを熟知している のが前提となるため、本モデルにおける化 学・爆弾テロ等重大事案(事件)に対する訓 練・対応手法の概要を把握し、本研究におけ るシミュレーションでの整合性について検 討した。

I. 連絡体制・初動体制等の整備

- 1. 平時における現地関係機関の連絡 体制の整備
- 現地関係機関;地方公共団体、都道府県警察、消防本部、保健所、検疫所、地方衛生研究所、海上保安庁、自衛隊、医療機関、その他の研究機関・専門機関等
- 平時より、地方公共団体を中心と し現地関係機関相互間の連絡体制 をあらかじめ整備する
- 連絡体制については、定期的に通 報訓練等を行い、その実効性の確 保に努める

2. 通報及び初動体制

- 1) 警察又は消防は、NBCテロを 含む大量殺傷型テロであるこ とが疑われる場合には、相互 にその内容についての連絡を 行う。
- 2) 保健所が感染症又は中毒様の 症状を呈する患者発生の通報 があり、テロを疑う場合は、保 健所は警察及び消防にその内 容を連絡する
- 3) 警察及び消防は部隊を出動させる
- 4) 消防は最寄りの保健所又は衛生部局、市区町村並びに都道県に連絡する。また、消防は自

衛隊に情報提供する。

- 5) 保健所及び衛生部局は、医療 機関に情報提供を行う。消防 は必要に応じて医療機関に対 する情報提供を行う。
- 3. 現場における初動措置
 - 1) 警察及び消防は近接した場所 に現地指揮本部を設置する。
 - 2) 警察及び消防は直ちに立入禁止区域等を設定する。立入禁止区域等は状況の変化に応じて見直しを行う。
 - 3) 現地関係機関は、相互に連携 し、安全確保、救助・救急搬送、 救急医療、原因物質の特定・分 析、影響評価、防護、避難、除 染・防疫、無害化等の措置を実 施する。
 - 4) 警察は現場保存及び記録等の 活動を実施する
- 4. 現地調整所の設置及び運営
 - 1) 現地調整所の意義;円滑な連携を確保するため
 - 2) 設置
 - (1) 参加機関;地方公共団体、 警察、消防、保健所、海上 保安庁、自衛隊、医療機関、 その他必要な機関
 - (2) 設置の要領;現地関係機関の活動を円滑に調整する必要を認めた場合。設置場所は、現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性等を考慮するものとする。
 - 3) 運営

- (1) 原則として地方公共団体 の職員が行う。現地関係 機関の各代表者は、随時 参集し、協議を行う。
- (2) 活動内容の確認及び調整を行う
 - ① 避難住民の誘導
 - ② 消防活動・被災者の 救援(被災者の捜索 及び救出、救護・救急 及び医療提供等)
 - ③ 汚染原因物質の除去 又は除染
 - ④ 警戒区域の設定、交通の規制
 - ⑤ 現地の安全性に関する評価
 - ⑥ 応急の復旧
 - ⑦ 広報
- (3) 情報共有;現地調整所において共有する情報例
 - ① 現地関係機関の活動 に関する情報
 - 現地関係機関の 部隊等の編成状 況(人員数等)
 - 現地関係機関の 活動状況(作業 の進捗状況等)
 - ② 災害に関する情報・ テロ攻撃による被害 状況
 - 交通に関する情報(道路、線路、 橋等の破損状況、 交通規制の状況

等)

- 二次災害及び二 次攻撃の状況並 びに危険性に関 する情報
- 有害物質の有無 や大気中の放射 線又は放射性物 質の量
- その他、現地で 活動する職員の 安全の確保に資 する事項
- ③ 住民に関する情報
 - 被災者の数、負 傷者等の状況
 - 住民の避難状況、 避難施設等の状 況
 - 住民の安否に関 する情報
- (4) 各対策本部と現地調整所 との連携

地方公共団体の対策本部は、 収集した情報を現地調整所に 伝達することとし、現地調整 所は、現地の活動内容等を地 方公共団体の対策本部に対し て報告する。

- 5. 自衛隊による支援
 - 1) 支援の枠組みと要請先
 - 自衛隊法第 83 条に基づく災 害派遣要請(都道府県知事が 行う)。
 - 自主派遣で対応する場合がある。

- 省庁間協力の場合は強力を要請する機関に対応する関係省庁等が防衛省と連絡調整を行う。
- 2) 災害派遣による対応の流れ
 - (1) 災害発生~派遣要請まで
 - 発災直後の対応;必要な場合、連絡員を現地又は 防災担当課等へ派遣する
 - 派遣要請;自衛隊法第83条
 - 派遣要請時に必要な事項 (自衛隊法施行令第 106 条参照);
 - ▶ 要請する任務
 - 派遣部隊の規模・装備等の決定に資する原因物質
 - ▶ 汚染範囲等の被災状況に関する情報
 - ▶ (必要に応じて)派 遣先までの交通規制 等の情報
 - (2) 派遣要請~出動後;災害 派遣部隊の指揮官は、現 地調整所等において現地 関係機関の代表者ととも に災害派遣活動等の内容 について調整し、必要な 事項を実施する。
- II. 救助·救急搬送、救急医療における連携 モデル
 - 1. 消防指令室を中心とした情報の集 約と現場との連携
 - 1) 消防現場指揮本部との連携
 - 現場からの情報提供、要請、問

- い合わせに対応する。現場への助言、情報提供を行う。
- 災害状況、被害者数・重症度、 除染状況の情報集約と現地関 係機関への情報提供を行う。
- 現地関係機関からの情報を消防現場指揮本部に提供
- 2) 医療機関との連携
- 搬送先医療機関の選定
- 災害情報を搬送先医療機関に 提供
- 救護班の派遣要請を行う
- 搬送先医療機関から傷病者の 情報、医薬品の備蓄等対応能 力についての情報を入手し、 関係機関に情報提供する
- 医療機関は医療情報を適宜更 新し、警察及び保健所に対し ても提供する
- 3) 研究機関・専門機関との連携
- NBC テロの場合、その特性を 踏まえて研究機関・専門機関 に情報提供し、専門的な知見 に基づく助言を得る。
- 化学テロの場合、日本中毒情報センターに情報を提供する
- 日本中毒情報センターからの 情報を搬送先医療機関に配布 する
- 日本中毒情報センターは警察 及び保健所に対しても情報提 供する
- 4) 警察、保健所、その他現地関係 機関との連携
- 現地関係機関へ必要な情報を 提供し、協議を行う

- 現地関係機関からの情報を集 約する
- 2. 保健所と医療機関の連携
 - 保健所は消防に対して情報提供(医薬品の備蓄状況、除染能力及び傷病者の集中等)するように医療機関に働きかける
 - 保健所は EMIS 等の救急災害情報システムを用いて、医療機関間における情報共有を促す。
- 3. 現地関係機関の対応能力を超える場合の対応
 - 広域支援部隊等の応援又は支援の要請
 - 都道府県は広域支援部隊を有する関係機関や民間輸送機関等の応援又は支援を要請する
 - 緊急消防援助隊の応援又は支援が必要と判断される場合には、都道府県は消防庁に対して要請を行う
 - 2) 救護班等の派遣の要請
 - 都道府県は、医療支援が必要な場合は、地域防災計画等に基づき救護班等の派遣を要請する
 - 3) 医薬品の確保等の要請
 - 都道府県は、医薬品が不足するおそれが生じた場合、厚生労働省に対して、医薬品の確保等を要請する
 - 都道府県又は厚生労働省は、 医薬品搬送支援が必要な場合 には、警察、消防、海上保安庁 又は自衛隊に対して、医薬品

搬送の支援を要請する

- 図と情報提供 FAX シートは参考に
 なる
- III. 原因物質の特定における連携モデル
 - 1. 原因物質の特定
 - 1) 現場における簡易検知
 - 可能な限り、現場において、 NBCテロの可能性の覚知や原 因物質の特定を試みる
 - 2) 鑑定・判定
 - (1) 警察官が現場に臨場する場合
 - 警察官が検体を採取し、警察 の鑑定機関又は警察が依頼し た研究機関・専門機関が鑑定 を行い、原因物質を特定し、そ の結果を現地関係機関と共有 する
 - 検体の搬送は、警察又は警察 が依頼した機関等が行う
 - 核・放射性物質の使用が疑われる場合、警察又は警察が依頼した研究機関・専門機関が、 核種の特定を実施する
 - 生物剤の使用が疑われる場合、 警察の鑑定機関又は警察が依頼した地方衛生研究所、国立 感染症研究所等において検査 を実施する
 - 化学剤の使用が疑われる場合、 警察の鑑定機関又は警察が依頼した研究機関・専門機関等 に搬送し、鑑定を実施する
 - (2) 保健所が現場に臨場する場合
 - 通報により保健所が対応し、

- 化学剤又は生物剤の使用によるテロが疑われる場合、保健 所、都道府県等の職員が検体 を入手、搬送する。
- 保健所は、地方衛生研究所、国立感染症研究所等に検体を送付し、同所において検査・分析を行う。
- 警察は先導等の支援を実施す る
- 保健所は検査・分析の結果を、 警察をはじめとする現地関係 機関と共有する
- 2. 原因物質の特定に当たっての情報 共有
 - 1) 特定のための情報集約 警察に情報を集約する
 - (1) 消防(海上テロの場合は 海上保安庁)は、現場情報、 傷病者情報(症状など)、 簡易検知結果(消防によ る)を警察に連絡する
 - (2) 医療機関は、警察、消防及び保健所に対して、受けいれた被害者の症状に関する情報を提供する
 - (3) 保健所は収取した検体を 地方衛生研究所に送付し、 同所において検査・分析 を行う。検査・分析結果を 警察、消防及び搬送先医 療機関に情報提供する
 - 2) 特定がなされた後の情報伝達
 - 警察等の鑑定によって特定された場合、警察等は消防、保健所等に連絡する。消防は、消防

指令室において、搬送先医療 機関に情報提供する。

- 3) 特定前における情報伝達 原因物質を鑑定中であっても、 簡易検知の結果について医療 機関、保健所等に伝達する。
 - (1) 警察、消防等は、現地調整 所において、現地関係機 関に対して情報提供する
 - (2) 消防は、消防指令室において、搬送先医療機関に対し(必要に応じて保健所等その他の現地関係機関に対して)、災害情報と併せて簡易検知の結果を提供する
- 4) 警察は、簡易検知結果について、適宜搬送先医療機関に伝達する。
- 3. 原因物質の特定・分析に係る補助的な活動
 - 1) 搬送先医療機関は、消防に対して、医療情報を提供する。
 - 2) 医療機関、保健所、衛生部局等 は EMIS 等の救急災害情報シ ステムを活用し物性情報、治 療方法等について、必要な情 報を共有する。
 - 3) 消防は個別の搬送先医療機関 から得られた医療情報を他の 搬送先医療機関に提供する。
 - 4) 消防は個別の搬送先医療機関 から得られた医療情報を、災 害情報と併せて、随時、警察に 対し提供する。
 - 5) 警察、消防又は保健所は、医療

情報及び災害情報に関し、日本中毒情報センター等の研究 機関・専門機関に照会すると ともに、必要な情報を提供する。

- 6) 日本中毒情報センター等の研究機関・専門機関は、これらの照会に対して回答するとともに、入手した情報を、現地関係機関に提供する。
- 4. 連携モデルの図
- 対し(必要に応じて保健 IV. 汚染検査・除染等における連携モデル
 - 1. 汚染検査・除染における連携
 - 1) 汚染検査
 - (1) 被害者の汚染検査 消防、警察等が被害者の 汚染検査に対応する
 - (2) 場所、物件、建物等の汚染 検査 特段の定めがない場合、 地方公共団体が、その他 の現地関係機関との協議 により決定する
 - (3) 原因物質に接触又は汚染 された場所、物件、建物等 へ立ち入ったものへの対 応

警察、消防及び保健所は、 原因物質に接触又は汚染 された場所、物件、建物等 へ立ち入った者に対して、 二次災害防止のため、必 要に応じて汚染検査や除 染の措置を実施する

- 2) 除染活動
 - (1) 被害者の除染

消防、警察等が被害者の 除染に対応するとともに、 必要に応じて搬送先の医 療機関において実施する

- (2) 現場対処に当たる隊員の 除染 それぞれの現地関係機関 で対応する
- (3) 汚染された場所、物件、建物等の除染・消毒現地関係機関が現地調整所での協議で決定する。都道府県は専門業者への依頼又は自衛隊の部隊等への災害派遣要請により、応急的な除染・消毒を行う。
- (4) 汚染物質等の処分地方公共団体が、現地関係機関と協議して、汚染物質の処分を決定する。
- 2. 監視活動における連携
 - 1) 監視活動における全般的な連携
 - (1) 警察、消防等は簡易検知、 測定結果等について集約 し、現地調整所等に提供 する
 - (2) 警察、消防以外の現地関係機関は、簡易検知、測定の結果を入手して、自らの活動の資とするとともに、専門的な知見等を現地調整所に提供する
 - (3) 現地関係機関は現地調整 所で共有された情報、専

門的知見等を自らの活動 や安全確保のために活用 する。

- 放射線監視(モニタリング)に おける連携
 - (1) 放射線の測定 現地関係機関は、協議に 基づき、放射性物質の拡 散状況の把握に努める。
 - (2) 緊急時モニタリング体制 の構築 都道府県は必要に応じて、 他の都道府県又は原子力 規制庁に対して下記の要 請を行い、緊急時モニタ リング体制を強化する
 - ① 他の都道府県への要請
 - ② 他の都道府県からの モニタリングに係る 応援
 - ③ 原子力規制庁への要 請
 - ④ 専門機関からの指導・助言を行う専門家、モニタリング要員の派遣
- 3) 疾病監視(感染症サーベイランス)における連携保健所は疾病監視を強化するとともに、汚染が疑われる者の健康状態を必要な機関を通じて把握し、必要な医療措置を行う。
- V. 海上において事案が発生した場合の連 携モデル

- 1. 通報及び初動体制
 - 1) 海上保安庁は大量殺傷型テロであることが疑われる場合には、警察、消防、自衛隊等の現地関係機関にその内容を連絡する
 - 2) 現地関係機関に船舶等に関係 する事案の通報があった場合 には、相互に災害情報を共有 する
 - 3) 海上保安庁は部隊を出動させる
- 2. 現場における初動措置 海上保安庁は
 - 簡易検知、検体採取
 - 被害者の救出・救助
 - 一次除染
 - 回航指導・支援等を国土交通 省海事局と連携し実施する
 - 現地関係機関と情報を共有する
- 3. 被害者の搬送
 - 1) 海上保安庁は
 - 被害者の救出・救助活動
 - 一次除染
 - 救急搬送活動
 - 隊員等に対する除染等の 危険排除活動
 - 情報収集活動 を実施する
 - 2) 海上保安庁は
 - 搬送予定の医療機関、消防に被害者の情報を提供する
 - 消防に引き継ぐ場合には、 引継ぎ予定の港湾又は空

港に救急車の派遣を要請する

- 4. 鑑定依頼及び鑑定結果連絡
 - 1) 海上保安庁は、警察等を含む 現地関係機関に対し採取した 検体を提供し鑑定を依頼する
 - 2) 鑑定結果が報告された場合は 現場付近を航行する船舶等に 情報提供するとともに、航行 回避等の指導を行う
- 5. その他の連携 現地関係機関との連携は状況に応 じて行う
- VI. その他に関する事項
 - 1. 広報に関する連携
 - 1) 現地関係機関は、住民に対し 必要に応じて広報を行う
 - 2) 現地関係機関は、NBCテロと 判明又は可能性が高い場合に は、必要に応じて剤種、症状、 対応方法等について適宜広報 を行う
 - 3) 現地関係機関は必要に応じて 住民相談窓口等を設置する
 - 2. 各種事態に応じる連携 武力攻撃事態、緊急対処事態に認 定がなされた場合には、各現地関 係機関は本モデルを適用するもの とする
 - 3. 研究機関・専門機関との連携 現地関係機関は、知見の入手、専門 的・技術的協力等を得るため、研究 機関・専門機関との連携を確保す る
 - 1) 化学剤を用いたテロ発生時; 公財)日本中毒情報センター

2) 核・放射性物質を用いたテロ 発生時;国研)日本原子力研究 開発機構、国研)放射線医学総 合研究所

D. 考察

NBC テロその他大量殺傷型テロ対処現地 関係機関連携モデルはテロ対応に関わる全 ての官庁、組織が目を通している報告書で あり、その認知度は高い。したがって、こ のモデルの記述をベースに他の報告書など との整合性を図るのが適当であると考えら れる。加えて、2016年に大規模な爆弾テロ等の大量殺傷型テロへの初動措置に関す る記述が追加されており、本研究でも必須 の内容である。

本モデルは現地調整所の設置・運営及びその役割が中心であるが、基本は関係機関の情報共有である。平時では現地関係機関(地方公共団体、都道府県警察、消防本部、保健所、検疫所、地方衛生研究所、海上保安庁、自衛隊、医療機関、その他の研究機関・専門機関等)の連絡体制を整備し、定期的に通報訓練を行い、実効性を担保することが明記されている。

初動では警察又は消防が相互にその内容に ついての連絡を行う、感染症、中毒様の症 状を呈する患者発生の通報を受けた保健所 はその内容を警察、消防に連絡する。警 察、消防が部隊を出動させ、消防は、保健 所、衛生部局、市区町村、都道府県に連絡 する。また、消防は自衛隊に情報提供す る。この段階で医療機関への連絡がまだで あり、消防から連絡を受けた保健所、衛生 部局が医療機関に情報提供を行う。消防が 必要に応じて医療機関に情報提供を行うこ ともある。このようにして、警察、消防、 医療、自衛隊をふくめた関係機関に初動で 連絡がいきわたることとなる。

現場では警察、消防がそれぞれ近接した場 所に現地指揮本部を設置し、警察、消防は 直ちに立入禁止区域を設定する。次に円滑 な関係機関の連携を確保するために現地調 整所を設置する。運営は原則として地方公 共団体の職員が行うものとされているが、 初動からの早い段階から地方公共団体の職 員が現地調整所に入れる可能性は高くない ため、多くのケースでは地方公共団体の職 員が合流するまでの間、警察、消防が現地 調整所を運営すると想定される。現地調整 所の活動内容は、①避難住民の誘導、②消 防活動・被災者の救援(被災者の捜索及び 救出、救護・救急及び医療提供等)、③汚 染原因物質の除去又は除染、④警戒区域の 設定、交通の規制、⑤現地の安全性に関す る評価、⑥応急の復旧、⑦広報である。共 有する情報は、①現地関係機関の活動に関 するもの、②災害、テロ攻撃による被害状 況、③住民に関するものであり、収集した 情報は遅滞なく地方公共団体の対策本部に 報告する。

自衛隊による支援は、災害派遣要請(自衛隊法第83条)、自主派遣、省庁間協力による場合などがあるが、自衛隊の現地派遣は警察、消防の動きと同等の迅速性は求めることはできないため、活動内容を十分に調整する必要がある。

救助・救急(搬送、医療)の流れでは、傷病者が多数になることを想定したうえで、消防指令室を中心とした情報の集約と現場との連携がカギとなる。消防指令室は消防現場指揮本部と十分に連携し、情報共有

し、状況を把握する。消防指令室は、医療機関との連携も行って、搬送先選定、医療機関への情報提供、救護班の派遣要請、傷病者の症候情報や医薬品の備蓄状況の情報を収集し、関係機関に情報提供を行う。その他、研究機関・専門機関、警察、保健所等関係機関との連携を密にする。

原因物質の特定における連携モデルでは警察や保健所が主体となって活動を行う。また、汚染検査・除染等では消防、警察、保健所が主体となって汚染検査や除染の措置を実施する。監視活動も同様である。

海上において事案が発生した場合、海上保安庁が大量殺傷型テロであることを最初に疑うことになるため、その内容を警察、消防、自衛隊等の現地関係機関に連絡して情報共有に努める。海上保安庁が部隊を出動させ、初動措置を行う。①簡易検知、検探取、②被害者の救出・救助、③一次除染、④回航指導・支援、⑤現地関係機関との情報共有、である。被害者の搬送も海上保安庁が行い、搬送予定の医療機関、消防に被害者の情報を提供し、消防に引き継ぐ場合には、救急車の派遣を要請する

E. 結論

「NBC テロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル」はテロ対応に関わる全ての官庁、組織が目を通している報告書であり、その認知度は高い。したがって、このモデルの記述をベースに他の報告書などとの整合性を図るのが適当であると考えられる。2016年に大規模な爆弾テロ等の大量殺傷型テロへの初動措置に関する記述が追加されており、テロ対応に必須の内容である。

F. 健康危険情報

(分担研究報告書には記入せずに、総括研 究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

なし

論文発表
 発表氏名巻号・頁・発行年等も記入)

2. 学会発表なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

- 1. 特許取得 なし
- 2. 実用新案登録なし
- 3. その他 なし

平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業) 化学・爆弾テロ等重大事案(事件)に対する机上シミュレーションによる 訓練・対応手法検討に関する研究 分担研究報告書

BC テロ対応と化学・爆弾テロ等重大事案(事件)に対する机上シミュレーションによる 訓練・対応手法の整合性に関する研究

研究分担者 河本志朗 日本大学危機管理学部 教授

研究要旨

"化学・爆弾テロなど特殊事件における迅速でより安全な新たなプレホスピタル対応手法を開発し施策として提案すること"が本研究の目的である。H28 年度は我が国で関係省庁等が出している報告書等を整理して、事態対処医療を包含した化学・爆弾テロ等重大事案(事件)に対する対応手法を検討した。本分担研究ではH28 年度救助技術の高度化等検討会報告書(消防庁国民保護・防災部参事官付)第 II 編 化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアルを検討した。"all hazard approach"による CBRNE テロ・災害における留意事項、連絡体制、初動の動き等の内容を統合するために、項目を整理した。本研究報告は想定される関係機関の動きから検討したものであって、必ずしも関係省庁の考え、実際の動きと同等であることを保証しているものではないが、報告書との整合性を図っているため内容の妥当性はある。他の報告書等を加えて統合することで、CBRNEテロ・災害時のプレホスピタルにおける対応手法の基本にするとともに、訓練等で活用できるツールの活用につなげることが肝要と考えられる。

A. 研究目的

平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金 (健康安全・危機管理対策総合研究事業) 「化学・爆弾テロ等重大事案(事件)に対する机上シミュレーションによる訓練・対応手法検討に関する研究」の目的は、"化学・爆弾テロなど特殊事件における迅速でより安全な新たなプレホスピタル対応手法を開発し施策として提案すること"である。3 か年計画の中で、H28 年度は我が国で関係省庁等が出している報告書等を整理して、事態対処医療を包含した化学・爆弾 テロ等重大事案(事件)に対する対応手法を検討した。本報告では、H28年度救助技術の高度化等検討会報告書(消防庁国民保護・防災部参事官付)の第 II 編 化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアルより、化学災害又は生物災害時の留意事項、連絡体制、初動措置の動きなどについて検討を行った。

B. 研究方法

H28 年度救助技術の高度化等検討会報告書 (消防庁国民保護・防災部参事官付)の第 II 編 化学災害又は生物災害時における消 防機関が行う活動マニュアルより、化学災害又は生物災害時の留意事項、連絡体制、初動措置の動きなどを想定し、化学・爆弾テロ等重大事案(事件)に対する机上シミュレーションによる訓練・対応手法を検討するうえで参考となる留意事項をまとめ、他の報告書等との整合性を比較しやすいようにシーンごとに整理した。

(倫理面への配慮)

本研究において研究対象者は存在しないため、人権擁護上の配慮、不利益・危険性の排除や説明と同意は不要である。また、動物実験も行わないため動物愛護上の配慮も不要である。

C. 研究結果

BC テロ対応マニュアル

留意事項

1. 対象となる事案

化学剤、生物剤の事故・事件、テロに 伴う原因物質の有害性又は有毒性に 起因する災害を対象とする。

- 1) 大量の硫化水素等が発生した場合には本マニュアルに基づく
- 2) 火災や爆発が起きた場合には、 火災や爆発に関するマニュアル に基づく消防活動を基本とする が、本マニュアルの活動も検討 し、状況に応じて実施する
- 3) 生物災害への対応では主管部局 は衛生主管部局(保健所)である。 しかし、主管部局の対応能力を 超える場合や搬送等では消防機 関も対応することが想定される。
- 4) 消防本部には地域差があるため、 初動は管轄消防本部が対応する

- ものの、応援や専門機関との連携などを迅速・的確に実施する
- 5) 現実の災害では、火災・爆発などを伴うなど複合的な災害となることを鑑みると、本マニュアルと他の災害のマニュアルを組み合わせて総合的に対応することについて、検討を進める必要がある
- 6) 大規模テロ災害においては二次 攻撃の危険性や多数傷病者発生 など異なる対応が求められる。 ソフトターゲットにおける大規 模テロ発生時の消防活動につい ては、事案によって活動におけ る時間軸が異なる場合があるこ とから、参考資料「事例別時系列 整理による対応要領」を組み合 わせた対応が必要である。

2. 対象災害の類型

- 1) 化学災害
 - (1) 化学災害;化学剤に起因す る災害であり、意図的に起 こされたもの及び事故の総 称である
 - (2) 化学テロ災害;化学剤がテロリストの兵器として使用される事案の事である。高度な知識と素早い判断並びに強い統制が求められることとなる。

(3) 化学剤

① 化学剤;戦争等で使われる有毒な化学物質 (工業用有毒物を含む)であり、作用により、

- 神経剤
- びらん剤
- 窒息剤
- シアン化物
- 血液剤
- 無能力化剤
- 催涙剤
- 嘔吐剤
- ② 化学剤の分類;毒性と 刺激性の有効濃度によ って分けるのが一般的 である。
 - 有毒化学剤;低濃 度でも殺傷能力あ り
 - 無障害化学剤;低 濃度では刺激性、 高濃度で殺傷能力 あり
- ③ 化学剤の物理化学的特 徴
 - 持久性;揮発性が 低い、沸点が高い 例)V剤、マスター ド
 - 一時性;揮発性が 高い、沸点が低い 例) G 剤、ホスゲ ン、シアン化水素
- ④ 化学剤の効果に影響する要因
 - 風;あれば拡散し やすく、ないと化 学剤によってはそ の場に滞留する
 - 雨;化学剤によっ

ては効果が弱くな る

- 温度;高いと蒸発 しやすい、残存し にくい、低いと残 存しやすくなる
- 大気の安定性;昼 は蒸気は拡散しや すく、夜は蒸気が 残存しやすい
- ⑤ 化学剤の曝露経路;吸入、皮膚、眼への接触、経口がある
- ⑥ 化学剤曝露による身体 的特徴 神経剤、血液剤、窒息剤、 無能力化剤、催涙剤及 び嘔吐剤による曝露者 は、皮膚には変化が剤は られない。びらん剤は 紅斑が曝露から 2-3 時 間後に発生し、事後、水 疱、びらんを形成する。
- ⑦ 化学剤の毒性の強さを表す指標 通常、Ct (曝露量)及び LCt50 (50%致死曝露量 または半数致死曝露量)を用いる。曝露量は化 学剤の濃度 C (mg/・)と 曝露時間 t (min)の積で表す。LCt50は、防護 服を着用していない状態で1分間の換気量及び曝露時間において半

数が死亡する化学剤の

曝露量であり、数値が 小さいほど毒性は強い。

2) 生物災害

- (1) 生物災害;生物剤に起因す る災害であり、意図的に起 こされたもの及び事故の総 称である。
- (2) 生物テロ災害;
 - 生物剤がテロリストの 兵器として使用される 事案のこと。
 - 犯行声明が出されたり、 生物剤の存在、生物テロ災害の情報など特別 の条件がなければ認知 が難しい。
 - 患者が発生して初めて その事実が確認される が、発症するまで潜伏 I. 期間がある。
 - 化学テロ災害のような 各ゾーンを設定するよ うな活動形態が発生す る可能性は少ない
- (3) 生物剤
 - 生物剤
 - 微生物である

- ② 生物剤の分類 CDCによる生物テロに 使用可能な生物剤、関 連疾患のカテゴリー分 類が用いられる
 - カテゴリーA
 - 1. 炭疽(炭疽菌)
 - ボツリヌス症(ボ ツリヌス毒素)
 - 3. ペスト(ペスト菌)
 - 4. 天然痘(痘そうウィルス)
 - 5. 野兎病(野兎病菌)
 - エボラ出血熱・マール ブル グ 出血熱・クリミア・コンゴ出血熱等のウィルス性出血熱
- I. 消防活動の基本原則
 - 1. 消防活動の主眼
 - 活動隊員に対する化学剤・生物剤の曝露防止(活動隊員の安全管理)
 - 2) 被害の拡大防止(化学剤·生物 剤の拡散防止及び活動隊員、 被害者、資機材、救急車等を介 した化学剤・生物剤の拡散防 止)
 - 3) 区域の設定(ゾーニング)
 - 4) 原因物質の早期検出(簡易検 知)と危険性の把握
 - 5) 要救助者の救助
 - 6) 被害者の一次除染
 - 7) 多数の傷病者に対する救急処 置と医療機関への搬送
 - 8) 活動隊員、使用車両·資機材等

の除染

- 9) 関係機関との連携
- 2. 消防活動の流れ

図 1-1 化学災害又は生物災害時における消防活動の流れ 参照 覚知→出動→現場到着→情報収集 →消防警戒区域の設定/進入統制 ラインの設定→的設定→ウォームの設定→の設定/コームの設定→1 次トリアージポスト及び救護所の設置→2 次トリアージ→救急活動)/広報・避難誘導

- 3. 消防活動における基本的事項
 - 1) 区域の区分;危険度に応じた 活動区域の設定(ゾーニング) の事であり、危険度の高い順 にホットゾーン、ウォームゾ ーン、コールドゾーンに区分 される
 - ホットゾーン;原因物質 に直接接触する可能性の ある区域
 - ▶ 化学剤又は生物剤そのもの、収納容器等の残留物が目視できる場所等
 - ▶ 化学剤又は生物剤が 拡散したと思われる 場所
 - 人が倒れている、うずくまっている付近

一帯

- ▶ 簡易検知器による反応がある付近一帯
- 小動物等の死骸や枯 木草が確認できる付 近一帯
- ▶ 曝露者のものと思われる吐しゃ物、血液等がある付近一帯
- ウォームゾーン;直接的 な危険性は少ないが潜在 的危険区域。主たる危険 は二次汚染
 - ➤ 化学剤又は生物剤が 存在しない場所に汚染された人(物)があらかじめ来ると予測され、汚染の管理ができている付近一帯
 - ▶ 曝露者集合場所、一次トリアージ、除染所
- コールドゾーン;直接の 危害が及ばない安全区域2次トリアージ、救護 所、現場指揮本部
- 2) 防護措置の区分

活動隊員自身の防護措置は、 活動における基本であり、現 場へ進入する前に、判明した 情報に基づいて適切な防護措 置を選択し、化学剤又は生物 剤が体表面や粘膜に触れない ように細心の注意を払わなく てはならない。

(1) レベル A 防護措置;全身

- 化学防護服を着装し、自 給式空気呼吸器にて呼吸 保護ができる措置である。
- (2) レベル B 防護措置;化学 防護服を着装し、自給式 空気呼吸器又は酸素呼吸 器にて呼吸保護ができる 措置である。
- (3) レベル C 防護措置; 化学 防護服を着装し、自給式 空気呼吸器又は酸素呼吸 器又は防毒マスクにて呼 吸保護ができる措置である。
- (4) レベル D 防護措置; 化学 剤・生物剤に対して防護 する服を着装しておらず、 消防活動を実施する必要 最低限の措置である。
- (5) スタンダードプレコーション; 感染防止衣に感染防止マスクを着装し、感染の危険から予防するための措置である。
- 3) 区域ごとの防護措置と消防活動
 - (1) ホットゾーン; レベル A活動隊
 - ① 簡易検知活動
 - ② ホットゾーンの設定
 - ③ 救助活動
 - ④ 危険排除
 - (2) ウォームゾーン;レベルB 活動隊
 - ① ウォームゾーンの設定

- ② 歩行可能な傷病者の 誘導
- ③ 1次トリアージ
- ④ 除染活動
- (3) コールドゾーン;レベル C 活動隊・レベル D 活動 隊
 - ① 情報収集
 - ② 消防警戒区域及びコールドゾーンの設定
 - ③ 進入統制ラインの設 定
 - ④ 広報·避難誘導
 - ⑤ 2 次トリアージ
 - ⑥ 救急活動
- 4) 活動時の合図要領
 - (1) 化学防護服を着装した状態では音声が届きにくく、 意思の疎通が困難となる
 - (2) 汚染環境下で安全かつ効果的に活動を行うためには確実な意思の疎通が不可欠
 - (3) 合図による伝達方法を事前に定めておく必要がある
- II. 消防本部の通信指令部署の対応及び 消防対策本部の設置
 - 通信指令部署(以下「消防指令室」) の対応
 - 1) 119番から出動指令まで 実施要領;特定できない災害 の119番通報で多数の傷病者、 漏洩又は臭気に関する内容を 受信した場合には、化学災害 又は生物災害に対応する体制

による出動を指令する

- (1) 以下の内容を聴取した場合には、化学災害又は生物災害の発生を疑うこと
 - 多数の傷病者が目、 鼻、咳等の異状を訴 えている
 - ② 多数の傷病者が発生 している場所付近で の異臭、動植物の異 常な死体、枯死があ る
 - ③ 化学・生物剤散布等 について目撃した者 がいる
 - ④ 容疑者、犯人のテロ 行為の予告実行がある
 - ⑤ 化学剤、生物剤が入っていたと思われる不審なビニール袋、ビン、散布器等が残留している
 - ⑥ 普段見かけないよう な液体、粉体、金属片 等がある
 - ⑦ その他化学災害又は 生物災害と疑わしい 事柄がある
- (2) 化学災害又は生物災害の 発生が疑われる場合は、 通報者の安全を確認した うえで、通常の聴取(場所 等)のほかに、以下の情報 をできる限り聴取すること

- ① 発生場所の詳細
- ② 倒れている人及び気 分不良を訴えている 人の人数及び症状
- ③ 事故及び多数の傷病者の発生等に係る原因
- ④ 漏洩等している物質の名称、漏洩量、毒性、性状、致死率
- ⑤ 住民、従業員等の避 難状況
- ⑥ 現在までの事故経過
- ⑦ 不審な容器、収納物、 散布器等の残留物の 有無
- 8 粉等を散布している 不審者の目撃者又は 目撃証言の有無
- ⑨ その他通報場所周囲 の異常な状況
- (3) 汚染拡大を防止するため、 通報者に以下の事項を要 請すること
 - ① 現場に出動した消防 隊と必ず接触する事
 - ② 原因物質等から離れ、 接触しないこと
 - ③ 身体露出部分の防護をすること
 - ④ 汚染者に対して周囲の者を近づかせないようにすること
 - ⑤ 口や鼻を覆いながら、 建物内では屋外へ、 屋外では風上に向か

- って避難すること
- ⑥ 建物内では管理人等 に放送等で説明する よう指示すること
- 2) 出動消防部隊の規模とその確保方策
 - (1) 最低限必要な消防部隊; 曝露者が少数でトリアー ジを行わない、実施可能 な複数の活動を 1 隊で担 うと仮定する

合計 7隊(31人)

- ① ホットゾーン
 - i. 救助隊 1 隊 (5 人); 簡易検知活動、ホットゾーンの設定、危険排除
 - ii. 救助隊 1 隊 (5 人); 救助活動
- ② ウォームゾーン
 - i. 消防隊 1 隊 (5 人); ウォームゾーンの設定、歩行可能な曝露者の誘導、除染活動
- ③ コールドゾーン
 - i. 指揮隊 1 隊(3人);情報収集
 - ii. 消防隊 1 隊 (5 人);進入統制ラ インの設定、消 防警戒区域及び コールドゾーン の設定

- iii. 消防隊 1 隊 (5 人); 広報·避難 誘導
- iv. 救急隊 1 隊 (3人);救急活動
- ④ 合計 7隊 (31人)
- (2) 必要な消防部隊を確保するための方策
 - ① 消防相互応援協定 化学剤検知器、生物 剤検知器及び除染シャワーは、各都道府 県において1以上の 消防本部が保有している
 - ② 緊急消防援助隊 災害がより大規模 化・困難化する場合 には特殊な事両に 必の車両を消防 の限京消防 の限京消防 の限京消防 のみが 保有している。
- (3) すべての活動項目が必要 な場合に必要な消防部隊 相当程度の曝露者が発生 した場合はトリアージが 必要で、1 隊が 1 活動項 目を担うと仮定する
 - ① ホットゾーン
 - i. 救助隊 1 隊 (5 人); 簡易検知活 動
 - ii. 救助隊 1 隊 (5

- 人);ホットゾー ンの設定
- iii. 救助隊 1 隊(5人); 危険排除
- iv. 救助隊 1 隊 (5 人); 救助活動
- ② ウォームゾーン
 - i. 消防隊 1 隊(5 人); ウォームゾ ーンの設定除染 活動
 - ii. 消防隊 1 隊(5 人);歩行可能な 曝露者の誘導、 集合管理
 - iii. 消防隊 1 隊(5人);1次トリアージ
 - iv. 消防隊 1 隊 (5 人);除染活動
- ③ コールドゾーン
 - i. 指揮隊 1 隊 (3 人);情報収集
 - ii. 消防隊 1 隊(5人);進入統制ラインの設定
 - iii. 消防隊 1 隊(5 人) 消防警戒区域及 びコールドゾー ンの設定
 - iv. 消防隊 1 隊(5 人); 広報·避難 誘導
 - v. 救急隊 1 隊(3 人); 2 次トリア ージ

- vi.救急隊 1 隊(3人); 救急活動
- ④ 合計 14隊 64名
- (4) 出動消防部隊の増加要因時期を失することなく、 的確に消防部隊を増加するためには、消防活動の 展開を見込み、早期に追加出動の要否、追加する 消防部隊種別を決定しなければならない
 - ① 大量の曝露者 曝露者が増えた場合、 主に救助活動、除染 活動及び救急活動に 関する消防活動の増 加が見込まれるため、 これらを担う消防部 隊の増加を図る

 - ③ 消防活動時の気象条件等
 - 有風、昼間の場合は、剤が拡散し広範囲となるため、主に広報・

- 避難誘導に関す る消防活動の部 隊の増加を図る。
- 2. 消防本部における化学災害又は生物災害時の対策本部(以下「消防対策本部」)の設置
 - 1) 消防対策本部の役割 化学災害又は生物災害である と判断した時点で、消防本部 に消防対策本部を設置する
 - (1) 現場指揮本部からの災害 情報の入手 現場指揮本部から以下の 災害情報を入手する
 - 1. 災害発生場所
 - 2. 消防警戒区域
 - 救助活動に係る情報 (要救助者の人数、 救出完了時間、活動 障害、要救助者の状 態等)
 - 4. 避難誘導に係る情報 (避難対象地域及び 対象者数、曝露者の 人数等)
 - 5. 消防機関で管理して

- いる傷病者の観察結 果(傷病者の人数及 び症状等)
- 6. 原因物質の種類、量、危険性等の性状
- 7. 除染活動状況(除染 場所、除染完了人数、 進行見込み)
- 8. 応援部隊等の必要性 の有無

救急搬送状況

- 9. 検体の検知結果(生物災害時に限る)
- 10. (実地)疫学調査の 情報(生物災害時に 限る)
- 11. 建物内の曝露者の管 理状況(生物災害時 に限る)
- 12. その他必要な事項
- (2) 関係機関との連携
 - ① 情報提供:所轄警察 機関、衛生主管部局 (保健所)、市区町村、 都道府県及び自衛隊
 - ② 応援要請(必要に応じ):自衛隊(都道府県知事)、DMAT、医療機関(災害拠点病院又はあらかじめ定められた医療機関)、衛生主管部局(保健所)
 - ③ 現場指揮本部等から 入手した情報を迅速 に関係機関に連絡し

- 情報の共有化を図り、 連携活動における役 割の調整を行う。
- ④ 平時から各機関における連絡先・調整窓口、担当者、責任者等を確認して連携訓練に連携が時にである。 を確認が発災時に調整である事前にである。
- (3) 応援態勢の確保 自然災害と比較して、短 時間かつ局所的に多数の 傷病者が発生し、速やか な消防活動が求められる ことから消防応援協定に よる要請及び緊急消防援 助隊の要請を速やかに判 断する
- 2) 関係機関との調整内容
 - (1) 所轄警察機関
 - ① 現地で活動する隊員 の安全確保等に資す る情報を入手する
 - ② 警察機関の部隊等の 編成状況を現場指揮 本部へ伝達し、消防 部隊の編成状況、現 場指揮本部の設置位 置、活動区域の設定 状況等について情報 提供する
 - ③ 救急搬送先病院や傷 病者の症状等の情報

- を提供する、消防が 実施する活動に協力 を依頼する
- (2) 日本中毒情報センター
 - ① 原因物質について日本中毒情報センターに照会する。対処要領等を提供してもらい、現場指揮本部、搬送先医療機関等の関係機関に伝達する
- (3) 感染症指定医療機関(生物災害時に限る)、災害拠点病院又はあらかじめ定められた医療機関

- ① 医療機関の受け入れ 可能状況について確 認する
- ② 同定された原因物質 について情報提供す る
- ③ 災害現場への医師等の派遣を必要に応じて要請する
- ④ 全般的な曝露者の症状、他医療機関への搬送状況、警察機関からの物質の同定情報、日本中毒情報センターからの情報を搬送先医療機関に提供する
- ⑤ 生物災害では、現場の曝露者の症状、警察・研究機関からの物質の同定等曝露者に関する情報を逐次提供する。事前に陰圧管理病室のある病院を把握しておく。
- (4) 市町村(防災主管部局、危機管理主管部局、衛生主管部局(保健所)、河川· 下水道管理部局)
 - ① 各市町村の防災主管 部局、危機管理主管 部局に災害対策本部 の設置等を依頼する
 - ② 河川・下水道管理部 局に河川や下水道及 び上水道を介した化

- 学剤又は生物剤の拡 大防止を依頼する
- (5) 都道府県(消防防災主管部局、危機管理部局)
 - ① 災害情報を報告する(火災・災害等報告要領に基づく)
 - ② 県内応援、緊急消防 援助隊の応援が必要 な場合は要請を行う
- (6) 総務省消防庁(応急対策 室(夜間·休日は宿直室))
 - ① 災害情報を報告する(火災・災害等報告要領に基づく)
 - ② 報告は迅速に行う (消防庁長官指示に よる緊急消防援助隊 の出動を考慮するた め)
- (7) 自衛隊(各都道府県にお ける陸上自衛隊災害派遣 連絡窓口)
 - ① 都道府県知事からの 災害派遣要請により 自衛隊の出動が予測 される
- (8) 保健所(生物災害時に限る)
 - ① 所轄保健所に情報提 供する
 - ② 現場に保健所職員の 派遣を要請する(生 物災害の可能性を完 全に否定できない場 合は、初動段階から

派遣要請を行う)

- 3) メディア対応
 - (1) 初動活動時

消防対策本部での対応が 原則であるが、初動時等 で消防対策本部が未設置 の場合、災害現場で対応 せざるを得ないことが想 定される。次の事項に注 意する。

- ① 活動の支障になる場所や安全が確保できない場所へのマスコミ関係者の立入を禁止する
- ② 現場でのマスコミ対応が困難な場合は、その旨をマスコととの係者に伝えるととでの待機、立ち上がり後の消防対策本統頼する
- ③ 隊員個人によるメディア対応は行わない
- ④ 対応窓口を一本化し、 一元的に対応する
- ⑤ 個人情報に関する公表については、要救助者、傷病者等のプライバシーに特に留意する
- ⑥ 未確認情報等は、明確にその旨を伝える
- ⑦ 警察機関の捜査に支

障を来さないよう留 意する

- ⑧ 現地調整所を設置した場合は、現地調整所において、マスコミ対応及び発表にあたっての調整を行う
- (2) 消防対策本部の立ち上が り以降

関係機関(国、都道府県及 び市町村対策本部、警察 機関、自衛隊等)と緊密に 調整し、必要な情報の提 供を行う

- ① 対応する者を指定し、 一元的に対応する
- ② 個人情報に関する公表については、要救助者、傷病者等のプライバシーに特に留意する
- ③ 警察機関の捜査に支 障を来さないよう留 意する
- III. 化学災害又は生物災害時における消防活動

図 1-1「化学災害又は生物災害時における消防活動の流れ」の"出動~救急活動(除染活動を除く)"までを取り扱う

- 1. 消防部隊の活動範囲と消防活動
 - 活動区域の設定を行い、適切 な防護措置を講じたうえで、 消防活動を実施する
 - 原因物質が推定できるまでの 間は、最高レベルとなるレベ

- ルA防護措置での活動を実施 する
- 原因物質を推定するうえで信頼できる情報
 - 災害現場において消防、警察機関が行った簡易検知の結果
 - ▶ 化学災害時における日本 中毒情報センターから得 られた回答
 - 生物災害時における地方 衛生研究所から得られた 回答
 - 陸上輸送中に事故を起こ した車両に積載されてい るイエローカード
 - ▶ 事故が発生した施設の責任者からの図面や書類等を用いた情報提供
- 表 3-1 レベル別活動隊の活動範囲と消防活動 ~化学災害の場合~
 - ホットゾーン レベル A活動隊→(原因物質推定後)レベル A 活動隊(レベル B 活動隊)
 - ◇ 簡易検知活動
 - ◇ ホットゾーンの設定
 - ◇ 救助活動
 - ◆ 危険排除(剤の収去、 剤の収納容器の収去)
 - ウォームゾーン レベルB 活動隊→レベル B 活動隊 (レベル C 活動隊)

- ◆ 歩行可能な曝露者の 誘導
- ◆ 1次トリアージ
- ◇ 除染活動
- コールドゾーン レベル C 活動隊 (レベル D 活動 隊) →レベル D 活動隊
 - ◇ 情報収集

 - ◆ 進入統制ラインの設定
 - ◇ 広報・避難誘導
 - ◆ 2次トリアージ
 - ◇ 救急活動
- 図 3-1 化学災害又は生物災 害時のレベル別活動隊の活動 範囲のイメージ図(屋外)
- 2. 消防活動の実施要領
 - 1) 出動から現場到着まで
 - (1) 出動前の措置
 - ① 実施要領
 - 対応資機材を追加積 載し、資機材の増強 を行う
 - 指令場所から風上で、 空気が滞留しにくい 風通しの良い場所に 部署できるように出 動経路を協議し決定 する
 - 化学防護服を着装する隊は、原則として乗車する前に防護服を着装し出動する
 - 車両の部署位置は、

周囲の状況を確認し 危険がない場所 (120m 以上離れた 風上側の場所)を部 署目標とする

- テロが疑われる場合 には、二次災害や二 次攻撃等に備え、部 署目標よりも離れた 場所に一時的に集結 し、安全確保に努め る
- ② 留意事項
- 化学防護服を着装する隊は、破損することがないよう注意する
- 風向、風速、地形、建物状況、部隊規模、活動スペース、除染のための水利にも考慮する
- (2) 出動途上の措置
 - ① 実施要領
 - 検知資機材を可能な 限り起動させる
 - 関係者(通報者)の現在位置、現場の状況、発生の経緯等必要な情報の提供を受ける
 - 車内より周囲の状況 (倒れているもの、 異臭等)を確認し、異 常が認められた場合 は消防指令室に報告 する

- 車両の部署位置は安 全を確保するととも に、必要に応じて変 更を行う
- ② 留意事項
- 出動時には、車内の窓を閉め、エアコンを切り、車内循環モードに切り替える
- (3) 現場到着時の措置
 - ① 実施要領
 - 最先着隊は、消防指 令室に車両の部署位 置、後着隊の部署位 置及び周囲の状況を 明確に報告する
 - 関係者(通報者)と早 期に接触し、情報を 入手する
 - 発煙筒等を活用して、 継続的に風の流れを 注視する
 - ② 留意事項
 - 車内より周囲の状況 に異常が認められた 場合は、それ以上近 接せず、異常がない 場所まで速やかに後 退する
 - 一時集結場所を指定 した場合には、集結 場所において活動上 の具体的指示等を受 けた後、目標位置に 部署する

(4) 情報収集

① 実施要領

- 五感を活用する。関係者(通報者)や各種表示、イエローカード等の資料などから下記の情報を収集する
 - 災害発生場所の 所在及び建物等 の状況
 - 要救助者及び傷病者の人数及び症状
 - 臭気等の異状の 有無
 - 不審物、不審車両、不審人物の有無
 - 原因物質による 被害の有無及び 被害拡大の危険 性
 - 原因物質の名称、 性状、漏えい等 の状況
 - ▶ 住民、従業員等 の避難状況
 - 関係者による応 急措置の内容及 び実施状況
 - 消防用設備等の 配置状況及び作動・使用状況
 - ▶ 電気·変電設備、 漏電、不活性ガ ス消火設備等の

状況

- 消防活動上の留意点(注水危険個所、破壊・損壊危険箇所、立入制限箇所)
- その他消防活動上必要な情報
- 入手した情報は消防 指令室に報告すると ともに、出動中の他 の消防隊や関係機関 に周知する

② 留意事項

- 収集した情報を現場 指揮本部において集 約、整理するととも に、災害の推移に合 わせ継続して情報を 収集する
- 大規模な建物の場合 には、防災センター 等に前進指揮所を設 置し、監視カメラ、放 送設備等を活用して 情報を収集する
- ③ その他
- 可能ならヘリコプタ ーテレビ伝送設備等 により上空からの避 難状況等について情 報収集する
- 2) 現場管理·区域設定
 - (1) 消防警戒区域の設定
 - ① 目的 現場での消防活動を

効果的に行うために 必要となるエリアを 確保するとともに、 住民の安全確保を図 る

② 実施要領

- 部隊規模や以後の活動を考慮して、必要な距離・スペースを確保する
- 外周を標識等により 明示する
- 発煙筒等を活用し、 風上を確実に確認す る
- 設定にあたっては警察機関と連携して行う
- 症状のない通行人、 住民の誘導及び進入 規制は原則として警 察機関に実施を依頼 する
- 設定した範囲を明確 に広報し、区域内か らの退避及び区域内 への出入りの禁止又 は制限を行う

(2) 進入統制ラインの設定

① 目的

簡易検知活動を経て 各ゾーンが設定され る前に、安全な地域 を区別することで、 活動隊員の安全を確 保するとともに、曝 露者の退出を規制し、 二次曝露を防止する

② 実施要領

- 各ゾーンが設定され、 境界が明確にされる までの間、危険がな い場所に進入統制ラ インを設定する
- ロープ、標識、カラーコープ、標識、カラーコーン、立入禁止テープ等に加え、文字情報より、設定した進入統制ラインを関係機関や要救助者に対しても明確に分かるように表示する

③ 留意事項

- 必ずしも検知結果に基づき設定しなければならないものではない
- 設定時点の災害状況 から指揮者が「危険」 と判断したところを 基準に設定し、適宜 確認して安全を確保 するとともに、必要 に応じて変更を行う
- 各ゾーンが設定され、 境界が明確にされた とき、当該境界線が 危険側への出入りを 統制する新たなライ ンとなる
- 各ゾーン設定後は現 地調整所において関

係機関と共有する

- (3) 簡易検知活動
 - ① 目的

 - 物質を推定すること により負傷した傷病 者に対して適切な処 置を講じ、対応可能 な医療機関へ搬送す る
 - ② 実施要領
 - 化学剤検知器、生物 挫検知器、放射線測 定器、個人警報線量 計、可燃性ガス測定 器、酸素濃度測定器 及び有毒ガス測定器 を携行する。
 - 設定した進入統制ラインを起点にして風上又は風横側の安全な地域から危険側へと徐々に活動範囲を狭める方法で実施する
 - 複数で検知活動を実施する場合は、それぞれの簡易検知活動

- の範囲及び位置を明 確に実施する
- レベルAの防護措置 を講じた少なくとも 2 名以上の隊員で行う
- 警察機関、保健所等の関係機関が検知資機材を保有している場合は、連携して活動する
- 簡易検知を実施した 者は、簡易検知活動 の位置ごとに検知結 果をその都度、現場 指揮本部に報告する
- 簡易検知結果は警察 機関、日本中毒情報 センター、保健所、医 療機関等へも速やか に情報を提供する

【次の事項が発生した場合には、安全な場所へ緊急に退避すること】

- 空気呼吸器に異常が 生じたとき
- 活動中に受傷する等の事故が発生したと
- ◆ 検知器が作動不能に なったとき
- 放射線測定器の数値 が急激に上昇したと き

- 個人警報線量計が警 報を発したとき
- 関係者から緊急に退避すべき助言を受けたとき
- その他異常が生じた とき

【高濃度の可燃性ガスを 検知したときには、一旦 退避しなければならない が、人命救助等緊急やむ を得ず活動を行う必要が ある場合には、次の安全 措置を講じ、最小限の隊 又は隊員で活動すること】

- 化学防護服の上に防 火衣を着装した身体 防護措置
- 静電気発生防止措置 (防護服、防火衣を 水で濡らす)
- 火花を発生する機器 のスイッチ操作の禁止
- 爆発防止のため可燃 性ガスの速やかな拡 散
- 援護注水態勢の確保
- ③ 再簡易検知活動
- 継続して測定することにより原因物質による汚染の拡大・縮小状況を監視することを主眼とする

- 可燃性ガスへの警戒 を怠らない
- ④ 留意事項
- 検知資機材の取り扱いについては、各資機材の特性に応じた取扱いに留意する
- 測定濃度値が異なる ときは、危険度の高 い数値で対応する
- 隊員の安全確保の観点から、必要に応じ検知型遠隔探査装置の活用を考慮する
- 不必要な簡易検知活動の継続とならないように現地調整所において関係機関と検知活動の継続の可否等について調整する必要がある
- ⑤ 化学剤又は生物剤の 検知に有用な資機材
- 消防組織法第 50 条 に基づく無償使用に よる配備した化学剤 検知器、生物剤検知 器
- (4) 区域設定(ゾーニング)
 - ① 目的

危険度に応じた区域 を明確にし、各ゾーンにおける活動内容 や出入りを統制する ことにより、活動隊 員の安全を確保し、 汚染の拡大・二次的 被害を防止するとと もに、要救助者の導 線を整理し効率的な 消防活動を展開する。

② 実施要領

- i. 原因物質が推定 できるまでの間 の区域設定
- 図 3-3、3-4 を参考に 範囲を設定する(半 径は 100m、ウォーム ゾーンは風上 20m、 屋外なら風下 2 km、 最遠部巾 2 km)。
- 範囲は様々な要因で変化するが、安全を確保するため十分な距離をとることに留意する必要がある。
- 設定についてはゾーンの外周を標識等により明示し以下のとおり行う

【各ゾーン共通】

● 吹流し、発煙筒等を 活用し、風上・風下 (風の流れ)を確実 に確認する

【ホットゾーン】

● 地下鉄・地下街が災害現場の場合には、地上への出入り口及び通気口が多数存在するため、地図等を活用して拡散する可

能性がある出入口、 通気口、換気口、排気 口等ごとにホットゾ 一ンを設定する

- 施設内に人がいない ことを確認した場合 には、化学剤又は生 物剤を施設内に閉じ 込めるような処置 (開口部の閉鎖、空 調の停止等)を行う
- 噴霧器等で建物等の空調設備を利用したテロ行為の場合には、建物外に拡散している可能性があるため、屋外の風下側にもホットゾーンを設定する。

【ウォームゾーン】

- 発生場所から風下の 区域については、原 則としてウォームゾ ーンを設定する必要 がない
 - ii. 原因物質が推定 できた後の区域 設定の変更
- 初動時に設定したホットゾーンは適宜設 定範囲の変更を実施する
- 変更については設定 範囲の縮小を基本と するが、拡大を行う こともあり得る

- 災害状況の 推移
- 次の項目に該当 するか否かの判 定を行うことに より、該当する 場所を含めた範 囲に変更する
- 化生納残視(で及に危付学物容留で液きびよ険近剤剤器物確等場体曝あボースの等が確等場体曝あ帯は収の目認)所等露る
- 人が倒れている、人がうずくまっている付近一帯
- 簡易検知に より反応が でる付近ー 帯

- 小動物等の 死骸や枯木 草が確認で きる付近ー 帯
- 曝露者のものと思われる吐しや物、血液等がある付近一帯
- 2. ERG の活用
- 物が合定更消Eれ隔防離つす質でに範に防Gる距護のいるのきは囲関隊に初離措活てのよりのよりのもは無関隊に初離措活でのある。 はき離び距に慮
- iii. 市街地での区域 設定の事例
 - 現実の区は 実定・物・ない とないのではない。 ではないではない。 ではないがある。 ではない。
 - 具体例とし て、国民保 護訓練にお

いて活用し た事例を示 す

- 山形県国共明護共間練(H24年度)
- 沖縄県国護共司実働訓(H25年度)
- ➤ 福岡県国民共司実働訓練(H26年度)
- 3) ホットゾーンでの活動 レベル A 防護措置を講じた隊 で、物質を推定するための再 簡易検知活動を実施しつつ、 救助活動を実施する
 - (1) 救助活動
 - ① 目的 生命又は身体に危険 が及んでおり、自ら その危険を排除する ことができない者を 安全な場所へ救出す
 - る ② 実施要領
 - 1 人以上で隊員の誘

- 倒れている者又はうずくまっている者を発見したら、合図、無線等で現場指揮本部に報告する
- 症状の悪化防止のため曝露者にエスケープフード等を着装させ、救助することも考慮する
- 自給式空気呼吸器の ボンベ交換は隊員及 び資機材の除染後、 コールドゾーンにて 実施する。ただし、使

用資機材の除染に時間を要する場合場の除染に関係を要する場合を 1 を 1 を 2 を 3 を 4 を 5 を 5 を 5 を 6 次付ない、 実 6 を 6 次付ない、 実 6 を 6 次 付ない、 実 6 を 6 次 付るとのできる。 第1 を 6 次 付るに、 6 次 付るに、 7 次 付るに、 7

③ ショートピックアップ

【ショートピックアップ の活動方針の決定】

- i. 搬送動線を確保 する場合は、ピック要教助する場合のである。 活動空間が乗りである。
- ii. 原因物質に近い 曝露者から順に、 曝露者の優先順 位を明確化(ナ

ンバリング)させて移動する。 原因物質の位置が特定できると きに効果的である

iii. 高齢者、乳幼児、 病人など、原因 物質に対する抵 抗力が弱いと思 われる要救助者 を優先的に移動 する

(2) 危険排除

① 目的原因となる物質をそれ以上漏洩、拡散等

させないようにする

- ② 実施要領
- 実施可能な場合に、 ビニール等(容器な ら密閉容器に入れる)で覆う
- 事後の警察捜査に支 障のないよう考慮す る
- 生物剤を視認できた 場合には、事後の警 察捜査に支障のない よう考慮して検体 (粉等)を採取する。 採取した検体(粉等) は必ず密閉して拡散 しないように持ち出 す
- 建物内から粉等によ

る生物剤が拡散しないための措置をとる場合、警察、保健所の指示のもと、次の事項を実施する

- ▶ 空調設備の停止
- エレベーターの停止
- 建物外にある排気口の封鎖
- ▶ 防火シャッター等の閉鎖
- 図面の活用(防 火対象物台帳に よる避難経路、 隔離場所の検討 など)
- 4) ウォームゾーンでの活動 レベル B 活動隊で主に曝露者 (疑いを含む)の1次トリア ージ並びに曝露者及び隊員等 の除染活動を実施する。
 - (1) 歩行可能な曝露者の誘導
 - ① 目的

歩行可能な曝露者 (疑いを含む)を汚 染場所からできるだ け早く遠ざけること により曝露時間を短 くし、曝露者の症状 の悪化を防ぐ

② 実施要領 ホットゾーンにおい て曝露した可能性の ある歩行可能な者を ウォームゾーンに設 定した曝露者集合場 所まで誘導する

- (2) 集合管理→生物災害時に 限るため割愛
- (3) 1次トリアージ
 - ① 目的

- ② 実施要領
- 1次トリアージは、曝露者集合場所で実施し、START 法は使用せず、「歩行不可能、曝露者用」、「歩行可能、男性用(水的除染用)」、「歩行可能、男性の除染用)」、「歩行可能、女性用でいる。

(水的除染用)」、「歩 行可能、女性用(乾的 除染用)」に区分する

- 視認できる化学剤又 は生物剤の付着及び 皮膚の刺激症状の有 無により、除染方法 (除染なし・乾的除 染・水的除染)を区別 する。
- 曝露者の歩行可否 (男女別)や除染の 要否及び方法の決定 は、速やかに実施す る。また、除染の要否 については、医療機 関等と協議を行い決 定する。

③ 留意事項

- 1次トリアージでは、 原則としてトリアー ジタッグを使用しない
- 季節や天候等により、 被災者の低体温対策 (保温措置)を講じ

る必要がある。(除染前に保温シート等を 着用させることは、 起因物質の揮発性を 抑制し重症化を招く 恐れがあるため注意 が必要である)

● 生物災害の曝露直後は、潜伏期間があるため症状が現れていない場合があり、ほとんどが歩行可能者である可能性が高い。

(4) 除染活動

① 目的 原因となった物質を 除去することにより 曝露者等の被害程度 を最小限にする。

③ 留意事項

- 除染活動の遅れは傷病者の症状悪化に直結するものであり、時間の短縮に努める
- 重症傷病者の除染で は、救命を優先する

ため最低限の除染の みを実施し、迅速に 医療機関に搬送する。 なお、二次汚染防止 のため搬送医療機関 に対して、情報提供 を確実に行う。

- 進入統制ラインより 危険側において除染 所を設置する場合に は、適切必要な防護 措置を講じる必要が ある。
- 5) コールドゾーンでの活動 レベル C・D 活動隊で、主に被 害の拡大防止を図るため広 報・避難誘導、曝露者の 2 次 トリアージ及び救急活動を実 施する。
 - (1) 広報・避難誘導
 - ① 目的

コールドゾーン(消防警戒区域)の範囲 内又はコールドゾーンの外側の境界付近 の通行人及び住民に対し、災害状況等を 周知することにより、 住民の安全確保を図 る。

- ② 実施要領
- 他機関と連携して、 広報車、拡声器等を 使用し、避難場所へ の誘導及びコールド ゾーン(消防警戒区

- 域)からの退去を指示する。
- 要援護者施設(病院、 老人ホーム、保育園 等)を重点的に実施 する。
- ③ 留意事項
- 曝露した疑いのある 者の移動時には、二 次曝露をさけるため 口、鼻等をタオルや ハンカチ等で覆うよ うに指示する
- 1次トリアージを受けずに、ホットゾーンからコールドゾーンに避難してきた者は、除染所に誘導する。
- コールドゾーン内で 症状が出ていない者 は、2次トリアージポ ストへ向かうよう誘 導を行い、観察を受 けた後に消防警戒区 域の外に出るように 指示する。

- コールドゾーンの外側にいた者で、帰宅途中等に気分が悪くなったりした場合は、消防又は警察に連絡し、指定された病院に行くよう周知する
- ④ 広報文(例)は割愛する
- (2) 2次トリアージ
 - 1 目的 傷病者を観察し、ト リアージタッグを活 用することにより、 病院へ搬送する傷病 者の優先順位を決定 する
 - ② 実施要領
 - 2 次トリアージポストにおいて、救急隊員(救急救命士)が医師等と連携し、トリアージタッグをつけ、傷病者の症状程度を区分する。
 - 詳細な 2 次トリアージ要領に関しては、各消防本部の集団教急災害活動要領等に準じて実施する。その後、救護所内において応急処置を実施する。
 - ③ 留意事項
 - ◆ 2 次トリアージを実 施する救急隊員の防

- 化学剤曝露による CPA 傷病者を START 方式でトリアージを 実施した場合は、気 道を確保して自発呼 吸がなければ救命不 能となる。
- START 方式は外傷症 例を想定したトリ、 一ジ手法であり、 学災害の適応はいり のままの適応はいり のまなりが多いためのの が多いたがのの いで安けい ないがを付ける う十分留意する。

- (3) 救急活動
 - ① 目的 傷病者の観察及び応 急処置を実施し、速 やかに医療機関に搬 送する
 - ② 実施要領 適切に傷病者及び車 両の汚染拡大防護措 置を行う
 - ③ 留意事項
 - i. 化学災害の場合
 - 2 次汚染を防止 するため、救急 車内で換気を行 う
 - 必要に応じてレベル C 防護措置を講じる
 - 多数の傷病者が 発生した行可状 は、歩的病者でが に搬送に搬送が 機送する。
 - 警察機関に協力 を依頼し警察車 両が誘導するな ど、効率的な搬 送を実施する
 - ii. 生物災害の場合 については割愛
 - iii. 搬送後の処置
 - 救急車内の除染

を実施する

- 搬送した救急隊 員は、医療機関 で診察を受ける
- 6) 最先着隊がレベル D 活動隊で あった場合の活動
 - レベル A·B·C 活動隊が 到着するまでの活動
 - ① 実施要領
 - 車両の部署位置は、 水利を確保できる場 所で、危険がない場 所を目標とし、車内 から周囲の状況を消 防指令室に報告する。
 - 原因物質の爆発や水 的除染活動等に備え て、ホースを延長す る
 - 通報者や関係者と接触し、要救助者の状況、施設の収容人員等の規模、原因物質に関する情報等消防活動上必要な情報を収集する
 - 消防警戒区域を設定 する(部隊規模や区 域設定、除染所、救護 所の設置、救急車の 運用等に考慮する)
 - 進入統制ラインを設 定する(必ずしも検 知結果に基づかなけ ればならないもので はない)

- 自給式呼吸器を着装 できない隊員は、車 内より拡声器を使用 して、広報・避難誘導 を実施する
- 気分が悪くなってい る者等が確認できた 場合には、安易に接 触せず、進入統制ラ インより危険側に曝 露者の集合に適当な 場所を指定し、拡声 器等によりその場所 に移動させる。
- ② 留意事項
- 異常が認められた場 合には、災害現場で の判断により早期に 風上側に移動する
- 車内で異常がないこ とを確認した後に降 車し、火災等に使用 する防火衣、皮手袋、 自給式呼吸器を着装 する(症状が出現し なければ、面体は着 装しなくてもよい)
- 歩行可能者の避難誘 導は、風上側に避難 するよう広報する
- 進入統制ラインより 風下側に関係者等が いる場合は、車載マ イク等で風上側へ避 難誘導の指示を行う。 IV. 除染活動
- 適宜、後続部隊に対 1. 除染

- し、消防指令室を通 じて状況を伝達する
- 災害規模の早期把握、 被害の拡大防止等活 動が多岐にわたるこ とから、情報収集、現 場広報、進入統制等、 具体的な任務を下命 し対応することも考 慮する必要がある。
- ③ 情報収集及び通信指 令部署への連絡事項
- 住所の特定
- 事案の種類
- 事案の状態
- 傷病者数
- 必要装備、資機材等
- 現場指揮本部や1次 集結場所の指定
- (2) レベル A·B·C 活動隊が 到着してからの活動 入手した情報及び曝露者 集合場所等を各隊に報告 後、コールドゾーンにお いて情報収集、広報・避難 誘導、2次トリアージ及び 救急活動に従事する。
- 3. 関係機関 URL

公益財団法人日本中毒情報センタ 一、国立感染症研究所、国立医薬品 食品衛生研究所、厚生労働省"国内 の緊急テロ対策関係"、厚生労働省 検疫所、消防庁 e カレッジ"特殊 災害"

- 除染とは被害原因となった物質を 除去することである
- 除染の対象は、ホットゾーンにいた者、ウォームゾーン内にいた者で除染が必要であると思われる者、使用資機材、ホットゾーン及びウォームゾーンで活動した隊員、除染で使用した汚水を対象とする
- 2. 除染剤の種類
- さらし粉(資機材等の除染のみ)、 次亜塩素酸ナトリウム(人体には びらん剤汚染のみ)、石鹸等
- 3. 除染の分類
 - 1) 乾的除染
- 水を使用しない除染で、脱衣、ヘラ 又は木の縁等で剤を取り除くこと である。
- 最も効果の除染は脱衣であり、脱 衣により 80%の除染が可能とされ ている
 - (1) 清拭除染方法
 - (2) 乾燥した砂等による除染 方法
 - (3) 脱衣
 - 2) 水的除染
 - (1) 洗浄による除染効果
 - (2) 洗浄の対象
 - (3) 洗浄方法
 - ① 自力による洗浄
 - ② 除染隊員による洗浄
- 4. 化学災害又は生物災害時の除染活動
 - 1) 除染活動要領
 - (1) 除染ラインの構成
 - ① 「歩行不可能、曝露 者用」

医療従事者が医療処置を実施することも 考慮。救命を優先す るため最低限の除染 の判断も必要。

- ② 「歩行可能、男性用 (水的除染用)」
- ③ 「歩行可能、男性用 (乾的除染用)」
- ④ 「歩行可能、女性用 (水的除染用)」
- ⑤ 「歩行可能、女性用 (乾的除染用)」
- ⑥ 「隊員用」の6列あることが望ましい。女性用ではプライバシーに特に配慮する
- (2) 暖房・保温の必要性
- ジェットヒーターや毛布 等を配置する
- 要救助者の体調管理に配 慮する
- (3) 除染活動の手順
 - ① 歩行可能 除染の手順について説明 する隊員を入口に配置す る。脱衣要領や効果を説明する。自力で脱衣や除 染を行ってもらう。除染 所内部に計測統制員を配 置し、曝露者のシャワー を浴びる時間を統制する。
 - i. すべての衣服を 脱ぎ、マスクを 着装するように

指示する。貴重 品などはラベル の付いた衣服と は別の容器又は ビニールるように れるよう する

- ii. 外側の衣服が皮 膚に接触しない ように注意喚起 する
- iii. 石鹸水又は水で 全身を払い、そ の後水で洗い流 すように指示す る
- iv. 除染の間は目と 口を閉じるよう に指示する
- v. 使い捨てタオル を受け取るよう 指示する
- vi. 衣服と履物を配 布して、2次トリ アージポストへ 移動するように 指示する
- ② 歩行不可能者 隊員による除染が必要。 医療従事者による処置と 除染が並行して実施され る可能性がある。救命を 優先するため最低限の除 染の判断も必要となる。
 - ・
 ・
 ・
 ・
 の衣服を脱がし、

曝露者にマスクを着装する。貴重品などはラベルの付いた衣服とは別の容器又はビニール袋に入れる

- ii. 外側の衣服が曝露者の皮膚に接触しないように 注意する
- iii. 可能であれば除 染完了まで、医 療従事者により 処置された止血 のための包帯は、 そのままにしな がら除染を行う。
- iv. 担架などを使用 して曝露者を運 搬する。ローラ ーシステム等を 利用する。
- v. 石鹸水又は水で、 全身を洗い、そ の後水で洗い流 す。
- vi. 除染の間は目と 口を閉じるよう に指示する。
- vii. 除染完了後、曝露者の身体乾燥 と除染を確実に 確認する
- viii. コールドゾーン にいる隊員が曝

露者を 2 次トリ アージポストへ 移動させる。

- (4) 除染活動を実施するため に有用な資機材 除染活動を実施するため に有用な除染資機材等の 提示(表 4-1)
- 2) 環境除染
- 汚染された場所、物件、建物等 の除染は、現地調整所におけ る協議により決定する。
- 消防が環境除染を行う場合に は 5%除染液を散布器に入れ 汚染された場所に散布する
- 化学剤又は生物剤の上にビニール袋等をかけるなどして拡大防止を図る
- 警察の鑑識等で必要になるため当該物質を容器又はビニール袋等に密封したり、写真撮影する等、現場保存に留意し警察機関と連携しながら実施する。
- 3) 使用資機材等の除染
 - (1) 主な費用資機材
 - ① 各検知器
 - ② 車両
 - ③ 除染に使用した除染 器具
 - ④ 救出時に使用した担架、毛布など
 - (2) 資機材の除染方法
 - ① 清拭による除染
 - 清潔な布に 5%除染液を含ませて各資機

材を清拭する

- 清拭後、少し時間を おいて清潔な布に水 を含ませて再度清拭 する
- ② 散布器による除染
- 散布器を用いて 5% 除染液を各資機材に 散布する
- 散布後、少しおいて 清潔な布に水を含ま せて再度清拭する
- ③ 留意事項
 - i. センサー式検知 器など水に弱い 機械は清拭で除 染する
 - ii. さらし粉 5%除 染液を使用する 場合、上澄み液 のみを使用する よう留意する
 - iii. 廃棄可能な資機 材は除染液に浸 した後、ビニー ル袋などに入れ て密封する
- 4) 活動隊員の除染
- 防護服の上から大量の水をかけ、その後に5%除染液を散布器により散布して再度大量の水にて除染する
- 靴の裏の細部まで注意して除 染を行う
- さらし粉 5%除染液を使用する場合、上澄み液のみを使用

する

- 5) 汚水処理
- 可能な限り汚水を全量回収する
- 汚水すべての回収が不可能な 場合は、汚水回収に優先順位 をつけることも考慮する
- 工場・研究所等で発生した災害の場合、施設担当者と汚水処理方法について協議する
- テロによる災害では、特段の 定めがない場合、地方公共団 体が、現地関係機関との協議 により決定する。
- 5. 専用の資機材がない場合の除染
 - 1) 目的
 - 除染専用資機材がない場合で も、病院に搬送する前に現場 で除染を実施することが必要 となる
 - 水槽付き消防ポンプ車等の放水ができる設備、水損防止シートなどを活用し、曝露者の動線の確保、プライバシー保護などを実施しつつ、現有の消防資機材の活用による有効な除染活動を実施する
 - 2) 除染方法の具体例
 - (1) 洗浄以外の除染について
 - 除染活動の項を準用する
 - (2) 消防ポンプ自動車等を利用した除染方法
 - 車両などを活用して曝露 者の動線の確保、プライ バシー保護を行う
 - 水槽付きポンプ消防車等

からホースを除染所に延 長する

- フォグガンなどを用いて 噴霧低圧放水にて洗浄
- 低圧放水で十分な洗浄作 用がある
- はしご車の梯上放水など を有効に活用する
- 高圧放水は、剤が浸透す るおそれがある
- 排水に留意する
- (3) その他
- V. 隊員の安全・体調・健康管理
 - 化学災害又は生物災害活動中の隊員の安全管理
 - 化学災害又は生物災害の活動は困 難性が高い災害であり、原因物質 が目に見えない中で活動すること が多いため、活動隊員の安全を最 大限に確保する必要がある。
 - 隊員が息苦しさ、目の痛み等の異 状を訴えた場合は、除染、応急処置 を実施し医師の診断を受けること を徹底する
 - 2. 化学災害又は生物災害活動中の隊 員の体調管理
 - 1) 化学災害又は生物災害活動中 の体調管理の留意事項

隊長

- 長時間に及ぶ活動に際し、肉体的・精神的な疲労が考えられることから、休憩や隊員の 交代を計画的に行う
- 適宜体調を確認する
- 長時間の活動に伴う熱中症、 脱水症の予防に配慮する

- 隊員の顔色、表情、言動の変化 を見逃さない
- 自身及び隊員のストレスに配 慮する

隊員

- 自己の体調変化を把握し、異変があった場合は速やかに隊 長に報告する
- 体調が示した水分補給要領に 従うほか、各自においても熱 中症、脱水症の予防に配慮し、 適宜水分補給を行う
- ホットゾーン及びウォームゾーンで活動を実施した後は、パルスオキシメーターを装着し身体状況を隊長に報告する
- 自身のストレスに配慮する
- 2) 水分補給
- 暑い時期における長時間かつ 困難な活動においては、隊員 の熱中症に留意しなければな らない。
- 環境省熱中症予防情報「日常生活における熱中症予防指針」で、化学災害又は生物災害での活動時における隊員は「危険」にあることに留意する必要がある
- 3) 脱水症
- 要救助者の状態の評価と同時 に、救助隊員の状態を評価す ることが必要である。
- 長時間の高温多湿下での救助

活動では、気温及び湿度から 環境の評価を行い、活動内容 を参考に活動時間と休憩時間 の割合を決定し、活動方針へ の反映が大切である。

- 3. 化学災害又は生物災害に携わった 隊員のケア
 - 1) 化学災害又は生物災害の活動 後における健康管理
 - 防護衣等離脱後、うがい、手洗い、洗眼及びその他の汗のたまりやすい部分の洗浄を行う
 - 化学剤又は生物剤等を皮膚に 触れた場合や目に入った場合 は直ちに清水で洗い流し、応 急措置を実施し医師の診断を 受ける、
 - 指揮者はホットゾーン及びウ オームゾーンで活動した隊員 について潜伏期間を考慮して 経過観察を行うものとする。
 - 指揮者は、関係機関による最終的な化学剤又は生物剤の同定結果を確認するとともに同定結果を全体に周知する。
 - 現場活動及び曝露者の搬送に 携わった隊員又は曝露の疑い がある隊員は、原則として通 常の健康診断を受ける
 - 化学剤又は生物剤であると同 定に至った場合は、各消防本 部で定める健康管理規定に基 づき健康診断および必要な医 療処置を受ける
 - ***をおよりでする。
 **をおよりでする。
 **では、
 **では、<

惨事ストレスによる症状は、普通は時間の経過とともに軽快していくが、場合によっては症状が長引き PTSD をはじめ深刻な事態になることも考えられることからその対策として隊員の心理学的な配慮を行うことが望ましい。

- (1) 惨事ストレスを受けた職員の把握
 - 心の病は客観的な判断を 下すことが困難と言われ ており、積極的な予見に 努めることが重要である。
 - ① 管理監督者等による把握
 - 変化を察知した管理 監督者等が自己の判 断のみでは対処しな い
 - プライバシー保護に 配慮しつつ、各消防 本部の組織や健康管 理スタッフ等の状況 に応じた連絡体制を 定める。
 - 早期に医学的見地から適切な対応ができるようにすべきである。
 - 本人の意思による自 発的な回復への意欲 が持てるように本人 の了解を求めること が原則である。
 - ② 自己診断による把握
 - 誰にも知られること

なく、心の変化などを確認できるような自己診断の方法として、「惨事ストレスによる PTSD 予防チェックリスト」がある。

- 自己診断の結果によって、自己解消法の励行やグループミーティングへの参加、あるいは専門機関、専門医への受診等を進めることが重要である。
- 3 00
- (2) 惨事ストレスの対策パターン(参考)

「消防職員の現場活動に 係るストレス対策フォロ ーアップ研究会報告書」

- 消防庁における惨事ストレス 対策
 - (1) 消防庁における惨事スト レス対策
 - 惨事ストレスが危惧される災害が発生した場合、現地の消防本部へ精神科医等の専門家を派遣し、必要な助言などを行う「緊急時メンタルサポートチーム」(以下、「サポートチーム」という。)を2003年4月に創設して運用を開始している。
 - (2) 緊急時メンタルサポート チームの派遣

- サポートチームは精神科 医、大学教授、臨床心理士 等の専門家により構成さ れている。
- 惨事ストレスが危惧される大規模災害や特殊災害、 消防職団員の殉職等が発生した際に、現地の消防本部等の要請によりサポートチームを派遣する。
- 現地活動として、サポートチームによるカウンセリング等を実施する。
- カウンセリング後、当該 職員に対する組織として の接し方や必要なケア等、 今後の対応について、組 織に対して必要な助言、 指導等を行う

D. 考察

化学災害又は生物災害で対象となる事案は、 化学剤、生物剤の事故・事件、テロに伴う原 因物質の有害性又は有毒性に起因する災害 である。大量の硫化水素等が発生した場場を にも本マニュアルに基づく活動を行う。 関するが、本マニュアルに基づく消防活動を 以次活動をして 関するが、本マニュアルの活動もへの に主管部局は衛生主管部局(保健所) は主管部局の対応能力を超ることを は、しかし、主管部局の対応能力を超ることが る。しかし、主管部局の対応能力を る。しかし、主管部局の対応能力を る。と、 をと、 など複合的な び害とを みると、 本マニュアルと他の 災害の マニュアルと他の 災害の アルを組み合わせて総合的に対応することについて、検討を進める必要がある。大規模 テロ災害においては二次攻撃の危険性や多 数傷病者発生など異なる対応が求められる。

消防活動の基本原則

消防活動の主眼は、①活動隊員に対する化学剤・生物剤の曝露防止(活動隊員の安全管理)、②被害の拡大防止(化学剤・生物剤の拡散防止及び活動隊員、被害者、資機材、救急車等を介した化学剤・生物剤の拡散防止)、③区域の設定(ゾーニング)、④原因物質の早期検出(簡易検知)と危険性の把握、⑤要救助者の救助、⑤被害者の一次除染、⑥多数の傷病者に対する救急処置と医療機関への搬送、⑦活動隊員、使用車両・資機材等の除染、⑧関係機関との連携、である。

消防活動では、危険度に応じて活動区域を 設定(ゾーニング)する。危険度の高い順に ホットゾーン、ウォームゾーン、コールドゾ ーンに区分される。ホットゾーンは原因物 質に直接接触する可能性のある区域である。 化学剤又は生物剤そのもの、収納容器等の 残留物が目視できる場所、化学剤又は生物 剤が拡散したと思われる場所、人が倒れて いる、うずくまっている付近一帯、簡易検知 器による反応がある付近一帯、小動物等の 死骸や枯木草が確認できる付近一帯、曝露 者のものと思われる吐しゃ物、血液等があ る付近一帯がホットゾーンとなる。ウォー ムゾーンは、直接的な危険性は少ないが潜 在的危険区域を指す。主たる危険は二次汚 染であり、化学剤又は生物剤が存在しない 場所に汚染された人(物)があらかじめ来る と予測され、汚染の管理ができている付近 一帯、曝露者集合場所、一次トリアージ、除 染所が相当する。コールドゾーンは、直接の

危害が及ばない安全区域であり、2次トリアージ、救護所、現場指揮本部が設置される。 活動隊員自身の防護措置は、活動における 基本であり、現場へ進入する前に、判明した 情報に基づいて適切な防護措置を選択し、 化学剤又は生物剤が体表面や粘膜に触れないように細心の注意を払わなくてはならない。

ホットゾーンでは、レベル A 活動隊が簡易 検知活動、ホットゾーンの設定、救助活動、 危険排除を行う。ウォームゾーンではレベ ル B 活動隊がウォームゾーンの設定、歩行 可能な傷病者の誘導、1 次トリアージ、除染 活動を行う。コールドゾーンではレベル C・ D 活動隊が情報収集、消防警戒区域及びコ ールドゾーンの設定、進入統制ラインの設 定、広報・避難誘導、2 次トリアージ、救急 活動を行う。

消防本部の通信指令部署の対応及び消防対 策本部の設置

通信指令部署(以下「消防指令室」)では、 特定できない災害の 119 番通報で多数の傷 病者、漏洩又は臭気に関する内容を受信し た場合には、化学災害又は生物災害に対応 する体制による出動を指令する。具体的に は、①多数の傷病者が目、鼻、咳等の異状を 訴えている、②多数の傷病者が発生してい る場所付近での異臭、動植物の異常な死体、 枯死がある、③化学・生物剤散布等について 目撃した者がいる、④容疑者、犯人のテロ行 為の予告実行がある、⑤化学剤、生物剤が入 っていたと思われる不審なビニール袋、ビ ン、散布器等が残留している、⑥普段見かけ ないような液体、粉体、金属片等がある、⑦ その他化学災害又は生物災害と疑わしい事 柄がある、等である。

最低限必要な消防部隊を算定し速やかに現 場に派遣する。曝露者が少数の場合は、合計 7隊(31人)である。ホットゾーンに救助 隊1隊(5人)(簡易検知活動、ホットゾー ンの設定、危険排除)、救助隊 1 隊(5 人) (救助活動)、ウォームゾーンに消防隊1隊 (5人)(ウォームゾーンの設定、歩行可能 な曝露者の誘導、除染活動)、コールドゾー ンに指揮隊1隊(3人)(情報収集)、消防隊 1 隊(5人)(進入統制ラインの設定、消防 警戒区域及びコールドゾーンの設定)、消防 隊1隊(5人)(広報·避難誘導)、救急隊1 隊(3人)(救急活動)である。必要な消防 部隊を確保するために、消防相互応援協定、 緊急消防援助隊を活用する。時期を失する ことなく、的確に消防部隊を増加するため には、消防活動の展開を見込み、早期に追加 出動の要否、追加する消防部隊種別を決定 しなければならない。大量の曝露者、住宅密 集地域、多数者が出入りする施設、消防活動 時の気象条件等を考慮して、消防活動の部 隊の増加を図る。化学災害又は生物災害で あると判断した時点で、消防本部に消防対 策本部を設置する。消防対策本部は、現場指 揮本部から次の災害情報を入手する。災害 発生場所、消防警戒区域、救助活動に係る情 報(要救助者の人数、救出完了時間、活動障 害、要救助者の状態等)、避難誘導に係る情 報(避難対象地域及び対象者数、曝露者の人 数等)、消防機関で管理している傷病者の観 察結果(傷病者の人数及び症状等)、原因物 質の種類、量、危険性等の性状、除染活動状 況(除染場所、除染完了人数、進行見込み)、 応援部隊等の必要性の有無、救急搬送状況、 検体の検知結果(生物災害時に限る)、(実 地)疫学調査の情報(生物災害時に限る)、

建物内の曝露者の管理状況(生物災害時に 限る)、などである。現場指揮本部等から入 手した情報を迅速に関係機関に連絡し情報 の共有化を図り、連携活動における役割の 調整を行う。また、自然災害と比較して、短 時間かつ局所的に多数の傷病者が発生し、 速やかな消防活動が求められることから消 防応援協定による要請及び緊急消防援助隊 の要請を速やかに判断する。関係機関と行 うべき調整内容は次のとおりである。所轄 警察機関からは、現地で活動する隊員の安 全確保等に資する情報を入手し、警察機関 の部隊等の編成状況を現場指揮本部へ伝達 し、消防部隊の編成状況、現場指揮本部の設 置位置、活動区域の設定状況等について情 報提供する。救急搬送先病院や傷病者の症 状等の情報を提供する、消防が実施する活 動に協力を依頼する。日本中毒情報センタ 一には原因物質について照会する。対処要 領等を提供してもらい、現場指揮本部、搬送 先医療機関等の関係機関に伝達する。原因 物質が特定できない場合は傷病者の症状等 を日本中毒情報センターに照会し、疑われ る物質名、その毒性並びに対処要領等を提 供してもらい、現場指揮本部、搬送先医療機 関等の関係機関に伝達する。感染症指定医 療機関(生物災害時に限る)、災害拠点病院 又はあらかじめ定められた医療機関には、 受け入れ可能状況について確認する。同定 された原因物質について情報提供する。災 害現場への医師等の派遣を必要に応じて要 請する。全般的な曝露者の症状、他医療機関 への搬送状況、警察機関からの物質の同定 情報、日本中毒情報センターからの情報を 搬送先医療機関に提供する。市町村(防災主 管部局、危機管理主管部局、衛生主管部局

(保健所)、河川・下水道管理部局)へは、 防災主管部局、危機管理主管部局に災害対 策本部の設置等を依頼する。河川・下水道管 理部局に河川や下水道及び上水道を介した 化学剤又は生物剤の拡大防止を依頼する。 都道府県(消防防災主管部局、危機管理部 局)には、災害情報を報告する(火災・災害 等報告要領に基づく)。県内応援、緊急消防 援助隊の応援が必要な場合は要請を行う。 総務省消防庁(応急対策室(夜間・休日は宿 直室))には、災害情報を報告する(火災・ 災害等報告要領に基づく)。報告は迅速に行 う(消防庁長官指示による緊急消防援助隊 の出動を考慮するため)。自衛隊(各都道府 県における陸上自衛隊災害派遣連絡窓口) にも都道府県知事からの災害派遣要請によ り自衛隊の出動が予測される場合には連絡 をする。保健所(生物災害時に限る)に情報 提供する。現場に保健所職員の派遣を要請 する(生物災害の可能性を完全に否定でき ない場合は、初動段階から派遣要請を行う)。 メディア対応も適切に行う。

化学災害又は生物災害時における消防活動 活動区域の設定を行い、適切な防護措置を 講じたうえで、消防活動を実施する。原因物 質が推定できるまでの間は、最高レベルと なるレベルA防護措置での活動を実施する。 原因物質を推定するうえで信頼できる情報 としては、災害現場において消防、警察機関 が行った簡易検知の結果、化学災害時にお ける日本中毒情報センターから得られた回 答、生物災害時における地方衛生研究所か ら得られた回答、陸上輸送中に事故を起こ した車両に積載されているイエローカー 事故が発生した施設の責任者からの図面や 書類等を用いた情報提供などである。ホッ トゾーンはレベル A 活動隊/ (原因物質推定後)レベル A 活動隊 (レベル B 活動隊)で、簡易検知活動、ホットゾーンの設定、救助活動、危険排除(剤の収去、剤の収納容器の収去)を行う。ウォームゾーンはレベル B 活動隊/レベル B 活動隊(レベル C 活動隊)で、ウォームゾーンの設定、歩行可能な曝露者の誘導、1 次トリアージ、除染活動を行う。コールドゾーンはレベル C 活動隊 (レベルD 活動隊)/レベルD 活動隊で、情報収集、消防警戒区域及びコールドゾーンの設定、進入統制ラインの設定、広報・避難誘導、2次トリアージ、救急活動を行う。

現場へ出動する際は、対応資機材を追加積 載し、資機材の増強を行う。指令場所から風 上で、空気が滞留しにくい風通しの良い場 所に部署できるように出動経路を協議し決 定する。化学防護服を着装する隊は、原則と して乗車する前に防護服を着装し出動する。 車両の部署位置は、周囲の状況を確認し危 険がない場所(120m以上離れた風上側の場 所)を部署目標とする。テロが疑われる場合 には、二次災害や二次攻撃等に備え、部署目 標よりも離れた場所に一時的に集結し、安 全確保に努める。化学防護服を着装する隊 は、破損することがないよう注意する。風 向、風速、地形、建物状況、部隊規模、活動 スペース、除染のための水利にも考慮する。 出場途上では、検知資機材を可能な限り起 動させる。関係者(通報者)の現在位置、現 場の状況、発生の経緯等必要な情報の提供 を受ける。車内より周囲の状況(倒れている もの、異臭等)を確認し、異常が認められた 場合は消防指令室に報告する。車両の部署 位置は安全を確保するとともに、必要に応 じて変更を行う。出動時には、車内の窓を閉

め、エアコンを切り、車内循環モードに切り 替える。最先着隊は、消防指令室に車両の部 署位置、後着隊の部署位置及び周囲の状況 を明確に報告する。発煙筒等を活用して、継 続的に風の流れを注視する。車内より周囲 の状況に異常が認められた場合は、それ以 上近接せず、異常がない場所まで速やかに 後退する。一時集結場所を指定した場合に は、集結場所において活動上の具体的指示 等を受けた後、目標位置に部署する。情報収 集では五感を活用し、関係者(通報者)や各 種表示、イエローカード等の資料などから 次の情報を収集する。災害発生場所の所在 及び建物等の状況、要救助者及び傷病者の 人数及び症状、臭気等の異状の有無、不審 物、不審車両、不審人物の有無、原因物質に よる被害の有無及び被害拡大の危険性、原 因物質の名称、性状、漏えい等の状況、住民、 従業員等の避難状況、関係者による応急措 置の内容及び実施状況、消防用設備等の配 置状況及び作動・使用状況、電気・変電設備、 漏電、不活性ガス消火設備等の状況、消防活 動上の留意点(注水危険個所、破壊・損壊危 険箇所、立入制限箇所) などである。入手し た情報は消防指令室に報告するとともに、 出動中の他の消防隊や関係機関に周知する。 収集した情報を現場指揮本部において集約、 整理するとともに、災害の推移に合わせ継 続して情報を収集する。大規模な建物の場 合には、防災センター等に前進指揮所を設 置し、監視カメラ、放送設備等を活用して情 報を収集する。可能ならヘリコプターテレ ビ伝送設備等により上空からの避難状況等 について情報収集する。

現場管理·区域設定では次の点に留意する。 現場での消防活動を効果的に行うために必 要となるエリアを確保するとともに、住民 の安全確保を図る。外周を標識等により明 示する。発煙筒等を活用し、風上を確実に確 認する。設定にあたっては警察機関と連携 して行う。症状のない通行人、住民の誘導及 び進入規制は原則として警察機関に実施を 依頼する。設定した範囲を明確に広報し、区 域内からの退避及び区域内への出入りの禁 止又は制限を行う。進入統制ラインは、簡易 検知活動を経て各ゾーンが設定される前に、 安全な地域を区別することで、活動隊員の 安全を確保するとともに、曝露者の退出を 規制し、二次曝露を防止する。各ゾーンが設 定され、境界が明確にされるまでの間、危険 がない場所に進入統制ラインを設定する。 ロープ、標識、カラーコーン、立入禁止テー プ等に加え、文字情報より、設定した進入統 制ラインを関係機関や要救助者に対しても 明確に分かるように表示する。必ずしも検 知結果に基づき設定しなければならないも のではなく、設定時点の災害状況から指揮 者が「危険」と判断したところを基準に設定 し、適宜確認して安全を確保するとともに、 必要に応じて変更を行う。各ゾーンが設定 され、境界が明確にされたとき、当該境界線 が危険側への出入りを統制する新たなライ ンとなる。各ゾーン設定後は現地調整所に おいて関係機関と共有する。

簡易検知活動は、原因物質による汚染の有無を確認し、検知結果に基づき各ゾーンを設定するとともに、原因となる物質を推定することにより、各ゾーンにおいて活動する隊員の防護措置を決定する。物質を推定することにより負傷した傷病者に対して適切な処置を講じ、対応可能な医療機関へ搬送する。化学剤検知器、生物挫検知器、放射

線測定器、個人警報線量計、可燃性ガス測定 器、酸素濃度測定器及び有毒ガス測定器を 携行する。設定した進入統制ラインを起点 にして風上又は風横側の安全な地域から危 険側へと徐々に活動範囲を狭める方法で実 施する。複数で検知活動を実施する場合は、 それぞれの簡易検知活動の範囲及び位置を 明確に実施する。レベルAの防護措置を講 じた少なくとも 2 名以上の隊員で行う。警 察機関、保健所等の関係機関が検知資機材 を保有している場合は、連携して活動する。 簡易検知を実施した者は、簡易検知活動の 位置ごとに検知結果をその都度、現場指揮 本部に報告する。簡易検知結果は警察機関、 日本中毒情報センター、保健所、医療機関等 へも速やかに情報を提供する。次の事項が 発生した場合には、安全な場所へ緊急に退 避する。防護服に破れ等異常が生じたとき、 空気呼吸器に異常が生じたとき、活動中に 受傷する等の事故が発生したとき、検知器 が作動不能になったとき、放射線測定器の 数値が急激に上昇したとき、個人警報線量 計が警報を発したとき、高濃度の可燃性ガ スを検知したとき、関係者から緊急に退避 すべき助言を受けたときである。高濃度の 可燃性ガスを検知したときには、一旦退避 しなければならないが、人命救助等緊急や むを得ず活動を行う必要がある場合には、 次の安全措置を講じ、最小限の隊又は隊員 で活動する。化学防護服の上に防火衣を着 装した身体防護措置、静電気発生防止措置 (防護服、防火衣を水で濡らす)を講じ、火 花を発生する機器のスイッチ操作の禁止し、 爆発防止のため可燃性ガスを速やかに拡散 させ、援護注水態勢を確保する。

再簡易検知活動は、継続して測定すること

により原因物質による汚染の拡大・縮小状況を監視することを主眼とする。可燃性ガスへの警戒を怠らない。不必要な簡易検知活動の継続とならないように現地調整所において関係機関と検知活動の継続の可否等について調整する。

区域設定(ゾーニング)は、危険度に応じた 区域を明確にし、各ゾーンにおける活動内 容や出入りを統制することにより、活動隊 員の安全を確保し、汚染の拡大・二次的被害 を防止するとともに、要救助者の導線を整 理し効率的な消防活動を展開する。原因物 質が推定できるまでの間の区域設定は、お およそ半径 100m、ウォームゾーンは風上へ 20m、屋外なら風下 2 km、最遠部巾 2 kmのス ペースを確保する。範囲は様々な要因で変 化するが、安全を確保するため十分な距離 をとることに留意する必要がある。設定に ついてはゾーンの外周を標識等により明示 する。各ゾーンで吹流し、発煙筒等を活用 し、風上・風下(風の流れ)を確実に確認す る。

ホットゾーンの留意事項は次のとおりである。地下鉄・地下街が災害現場の場合には、地上への出入り口及び通気口が多数存在在するため、地図等を活用して拡散する可能性がある出入口、換気口、排気口、排気口にホットゾーンを設定する。施設内に閉じ込めるようでは生物剤を施設内に閉じ込めるようでは生物剤を施設内に閉じ込めるようでで建物等の空調設備を利用したがあるには、建物外に拡散している。 可能性があるため、屋外の風下側にもホットゾーンを設定する。ウォームゾーンの留意事項は次のとおりである。発生場所から

風下の区域については、原則としてウォー ムゾーを設定しない。原因物質の推定後は、 初動時に設定したホットゾーンを適宜変更 する。変更については設定範囲の縮小を基 本とするが、拡大を行うこともあり得る。災 害状況が推移するなかで、次の項目に該当 するか否かの判定を行うことにより、該当 する場所を含めた範囲にホットゾーンを変 更する。化学剤又は生物剤の収納容器等の 残留物が目視で確認(液体等)できる場所及 び液体等による曝露危険がある付近一帯、 建物の区画、構造及び空調などの設備上、化 学剤又は生物剤が拡散したと思われる場所、 人が倒れている、人がうずくまっている付 近一帯、簡易検知により反応がでる付近一 帯、小動物等の死骸や枯木草が確認できる 付近一帯、曝露者のものと思われる吐しゃ 物、血液等がある付近一帯、などである。物 質の推定ができた場合には、設定範囲の変 更に関し、「危険物・テロ災害初動対応ガイ ドブック (Emergency Response Guidebook: 通称 ERG)」に示される初期離隔距離及び防 護措置距離の活用について考慮する。現実 の区域設定では、建物・施設や人・物の流れ などに対応しなければならない。ホットゾ ーンではレベル A 防護措置を講じた隊が、 物質を推定するための再簡易検知活動を実 施しつつ、救助活動を実施する。生命又は身 体に危険が及んでいるにもかかわらず、自 らその危険を排除することができない者を 安全な場所へ救出する。具体的には、1人以 上で隊員の誘導、簡易検知活動及び安全管 理を行うとともに、2人以上で担架搬送を行 い合計 3 人以上で活動を行うことを原則と する。適宜変更は可能だが、2人以上のレベ ルA防護措置を講じた待機要員を確保して

救出活動を行う。小隊長等はエリア内での 活動時間の管理を行う。この場合、ホットゾ 一ン内での活動時間は除染に必要な時間 (3~5分)を減じて管理するものとする(ウ オームゾーンでの活動においても同様であ る)。倒れている者又はうずくまっている者 を発見したら、合図、無線等で現場指揮本部 に報告する。症状の悪化防止のため曝露者 にエスケープフード等を着装させ、救助す ることも考慮する。自給式空気呼吸器のボ ンベ交換は隊員及び資機材の除染後、コー ルドゾーンにて実施する。ただし、使用資機 材の除染に時間を要する場合又は除染が困 難な場合は、使用資機材を1次トリアージ ポスト付近の活動に支障がなく破損の恐れ がない場所に一時保管し、活動終了後除染 を実施する。多数の要救助者をホットゾー ン内から救助する必要がある場合などに、 自隊の活動能力と必要な活動負荷を比較検 討し、曝露者を直ちに曝露及び汚染危険の 高い場所から低い場所へ一時的に移動させ ることをショートピックアップという。搬 送動線を確保する場合は、ピックアップ先 に近い要救助者から順に移動する。活動空 間が狭隘な場合に効果的である。原因物質 に近い曝露者から順に、曝露者の優先順位 を明確化(ナンバリング)させて移動する。 原因物質の位置が特定できるときに効果的 である。高齢者、乳幼児、病人など、原因物 質に対する抵抗力が弱いと思われる要救助 者を優先的に移動する。原因となる物質を それ以上漏洩、拡散等させないよう危険を 排除する。実施可能なら、ビニール等(容器 なら密閉容器に入れる)で覆う。事後の警察 捜査に支障のないよう考慮する。生物剤を 視認できた場合には、事後の警察捜査に支 障のないよう考慮して検体(粉等)を採取する。採取した検体(粉等)は必ず密閉して拡散しないように持ち出す。建物内から粉等による生物剤が拡散しないための措置をとる場合、警察、保健所の指示のもと、次の事項を実施する。空調設備の停止、エレベーターの停止、建物外にある排気口の封鎖、防火シャッター等の閉鎖、図面の活用(防火対象物台帳による避難経路、隔離場所の検討など)である。

ウォームゾーンでは、レベル B 活動隊が主 に曝露者(疑いを含む)の1次トリアージ 並びに曝露者及び隊員等の除染活動を実施 する。歩行可能な曝露者(疑いを含む)を汚 染場所からできるだけ早く遠ざけることに より曝露時間を短くし、曝露者の症状の悪 化を防ぐ。ホットゾーンにおいて曝露した 可能性のある歩行可能な者をウォームゾー ンに設定した曝露者集合場所まで誘導する。 1次トリアージでは、曝露者集合場所で救命 のため直ちに最低限の除染を実施し、医療 機関へ搬送する必要のある曝露者と汚染所 において効率的に除染する必要のある曝露 者に区分する。曝露者集合場所を原則とし て開放空間のウォームゾーン内で、可能な 限りホットゾーンから風上に設定する。そ の旨を看板で表示するか、目印のある場所 を指定し、有症者集合場所と無症状者集合 場所に区分する。1次トリアージは、曝露者 集合場所で実施し、START 法は使用せず、 「歩行不可能、曝露者用」、「歩行可能、男性 用(水的除染用)」、「歩行可能、男性用(乾 的除染用)」、「歩行可能、女性用(水的除染 用)」、「歩行可能、女性用(乾的除染用)」に 区分する。視認できる化学剤又は生物剤の 付着及び皮膚の刺激症状の有無により、除

染方法(除染なし・乾的除染・水的除染)を 区別する。曝露者の歩行可否(男女別)や除 染の要否及び方法の決定は、速やかに実施 する。また、除染の要否については、医療機 関等と協議を行い決定する。1 次トリアージ では、原則としてトリアージタッグを使用 しない。除染までの間、症状の悪化を防止す るため、呼吸管理が必要となる重症傷病者 を除き、曝露者にエスケープフード、マスク (N95 等)等を着装させ、除染を実施する まで外すことのないよう指示する。季節や 天候等により、被災者の低体温対策(保温措 置)を講じる必要がある(除染前に保温シー ト等を着用させることは、起因物質の揮発 性を抑制し重症化を招く恐れがあるため注 意が必要である)。生物災害の曝露直後は、 潜伏期間があるため症状が現れていない場 合があり、ほとんどが歩行可能者である可 能性が高い。除染活動は、原因となった物質 を除去することにより曝露者等の被害程度 を最小限にすることを目的とする。具体的 には、ウォームゾーンとコールドゾーンの 境界に除染所を設置し、曝露者のほか活動 隊員や使用資機材等を対象として、脱衣等 による乾的除染、水的除染、除染剤による除 染等を行う。除染活動の遅れは傷病者の症 状悪化に直結するものであり、時間の短縮 に努める。重症傷病者の除染では、救命を優 先するため最低限の除染のみを実施し、迅 速に医療機関に搬送する。なお、二次汚染防 止のため搬送医療機関に対して、情報提供 を確実に行う。進入統制ラインより危険側 において除染所を設置する場合には、適切 必要な防護措置を講じる必要がある。

コールドゾーンでは、レベル C·D 活動隊が、主に被害の拡大防止を図るため広報・避

難誘導、曝露者の2次トリアージ及び救急 活動を実施する。広報・避難誘導の目的は、 コールドゾーン(消防警戒区域)の範囲内又 はコールドゾーンの外側の境界付近の通行 人及び住民に対し、災害状況等を周知する ことにより、住民の安全確保を図ることで ある。具体的には、他機関と連携して、広報 車、拡声器等を使用し、避難場所への誘導及 びコールドゾーン(消防警戒区域)からの退 去を指示する。要援護者施設(病院、老人ホ 一ム、保育園等)を重点的に実施する。生物 災害が屋内で発生した場合には、関係者(管 理人等)に対して、エアコン等空調設備の停 止を指示するとともに、建物内の混乱をさ けるよう放送設備等を活用して指示しても らう。曝露した疑いのある者の移動時には、 二次曝露をさけるため口、鼻等をタオルや ハンカチ等で覆うように指示する。1次トリ アージを受けずに、ホットゾーンからコー ルドゾーンに避難してきた者は、除染所に 誘導する。コールドゾーン内で症状が出て いない者は、2次トリアージポストへ向かう よう誘導を行い、観察を受けた後に消防警 戒区域の外に出るように指示する。コール ドゾーンの外側にいた者で、帰宅途中等に 気分が悪くなったりした場合は、消防又は 警察に連絡し、指定された病院に行くよう 周知する。2次トリアージの目的は、傷病者 を観察し、トリアージタッグを活用するこ とにより、病院へ搬送する傷病者の優先順 位を決定することである。具体的には、2次 トリアージポストにおいて、救急隊員(救急 救命士)が医師等と連携し、トリアージタッ グをつけ、傷病者の症状程度を区分する。詳 細な2次トリアージ要領に関しては、各消 防本部の集団救急災害活動要領等に準じて

実施する。その後、救護所内において応急処 置を実施する。2次トリアージを実施する救 急隊員の防護措置としては、観察する曝露 者が除染完了後であっても、化学剤又は生 物剤が残存していることを考慮して、感染 防護衣、感染防止用薄手袋、感染防止マスク 等の防護措置を講じる。「化学災害又は生物」 災害時における曝露者情報用紙」を活用す るなどして、現場指揮本部において傷病者 の状況をできる限り詳細に取りまとめて、 消防指令室に報告する。化学剤曝露による CPA 傷病者を START 方式でトリアージを 実施した場合は、気道を確保して自発呼吸 がなければ救命不能とする。START 方式は 外傷症例を想定したトリアージ手法であり、 化学災害の傷病者にそのままの適応は課題 が多いため、トリアージタッグの使用につ いては、安易に黒タッグを付けないよう十 分留意する。救急医療機関では、化学剤曝露 傷者で CPA の場合、気道確保して自発呼吸 がなくても、黒タッグとしないように NBC セミナーで指導している。救急活動の目的 は。傷病者の観察及び応急処置を実施し、速 やかに医療機関に搬送することである。適 切に傷病者及び車両の汚染拡大防護措置を 行う。化学災害の場合、2次汚染を防止する ため、救急車内で換気を行う。必要に応じて レベルC防護措置を講じる。多数の傷病者 が発生した場合には、歩行可能な比較的症 状の軽い傷病者は大量に搬送できる人員搬 送バス等で搬送する。警察機関に協力を依 頼し警察車両が誘導するなど、効率的な搬 送を実施する。搬送後は救急車内の除染を 実施し、搬送した救急隊員は、医療機関で診 察を受ける。この点については医療機関で あまり周知されていないため、状況を説明

したほうが効果的である。最先着隊がレベ ルD活動隊であった場合、レベルA·B·C 活動隊が到着するまで、つぎの活動を行う。 車両の部署位置は、水利を確保できる場所 で、危険がない場所を目標とし、車内から周 囲の状況を消防指令室に報告する。原因物 質の爆発や水的除染活動等に備えて、ホー スを延長する。通報者や関係者と接触し、要 救助者の状況、施設の収容人員等の規模、原 因物質に関する情報等消防活動上必要な情 報を収集する。消防警戒区域を設定する(部 隊規模や区域設定、除染所、救護所の設置、 救急車の運用等に考慮する)。進入統制ライ ンを設定する(必ずしも検知結果に基づか なければならないものではない)。自給式呼 吸器を着装できない隊員は、車内より拡声 器を使用して、広報・避難誘導を実施する。 気分が悪くなっている者等が確認できた場 合には、安易に接触せず、進入統制ラインよ り危険側に曝露者の集合に適当な場所を指 定し、拡声器等によりその場所に移動させ る。異常が認められた場合には、災害現場で の判断により早期に風上側に移動する。車 内で異常がないことを確認した後に降車し、 火災等に使用する防火衣、皮手袋、自給式呼 吸器を着装する(症状が出現しなければ、面 体は着装しなくてもよい)。歩行可能者の避 難誘導は、風上側に避難するよう広報する。 進入統制ラインより風下側に関係者等がい る場合は、車載マイク等で風上側へ避難誘 導の指示を行う。適宜、後続部隊に対し、消 防指令室を通じて状況を伝達する。災害規 模の早期把握、被害の拡大防止等活動が多 岐にわたることから、情報収集、現場広報、 進入統制等、具体的な任務を下命し対応す ることも考慮する必要がある。情報収集及

び通信指令部署への連絡事項としては、住 所の特定、事案の種類、事案の状態、傷病者 数、必要装備、資機材等、現場指揮本部や1 次集結場所の位置、などである。上述の活動 は、最先着隊がレベルD活動隊で、現場で 明らかに化学災害が疑われる状況がある場 合について相応するが、化学災害を疑って レベル D 活動隊が先着したものの、現場に 化学災害と考えられる異常は認められない 場合に具体的にどのような活動を行ってい いのかについては検討が必要である。特に、 有症状の傷病者がいた場合に、救出・救助、 応急処置を行っていいのかについての判断 が重要である。レベル A・B・C 活動隊到着 後は、入手した情報及び曝露者集合場所等 を各隊に報告後、コールドゾーンにおいて 情報収集、広報・避難誘導、2次トリアージ 及び救急活動に従事する。

除染活動では次の要領で行う。除染とは被 害原因となった物質を除去することである。 除染の対象は、ホットゾーンにいた者、ウォ ームゾーン内にいた者で除染が必要である と思われる者、使用資機材、ホットゾーン及 びウォームゾーンで活動した隊員、除染で 使用した汚水を対象とする。除染剤の種類 としては、さらし粉(資機材等の除染のみ)、 次亜塩素酸ナトリウム(人体にはびらん剤 汚染のみ)、石鹸等がある。除染は乾的除染 と水的除染に分類される。乾的除染は、水を 使用しない除染で、脱衣、ヘラ又は木の縁等 で剤を取り除くことである。最も効果の除 染は脱衣であり、脱衣により 80%の除染が 可能とされている。その他に清拭除染方法、 乾燥した砂等による除染方法などがある。 水的除染では、露出していた部分を中心に 洗浄する。除染ラインの構成は、①「歩行不

可能、曝露者用」(医療従事者が医療処置を 実施することも考慮。救命を優先するため 最低限の除染の判断も必要。)、②「歩行可 能、男性用(水的除染用)」、③「歩行可能、 男性用(乾的除染用)」、④「歩行可能、女性 用(水的除染用)」、⑤「歩行可能、女性用(乾 的除染用)」、⑥「隊員用」の 6 列あること が望ましい。女性用ではプライバシーに特 に配慮する。気温等によってはジェットヒ ーターや毛布等を配置し、要救助者の体調 管理に配慮する。除染活動の手順は次のと おりである。歩行可能の場合、除染の手順に ついて説明する隊員を入口に配置し、脱衣 要領や効果を説明する。自力で脱衣や除染 を行ってもらう。除染所内部に計測統制員 を配置し、曝露者のシャワーを浴びる時間 を統制する。すべての衣服を脱ぎ、マスクを 着装するように指示する。貴重品などはラ ベルの付いた衣服とは別の容器又はビニー ル袋に入れるように指示する。外側の衣服 が皮膚に接触しないように注意喚起する。 石鹸水又は水で全身を払い、その後水で洗 い流すように指示する。除染の間は目と口 を閉じるように指示する。使い捨てタオル を受け取るよう指示する。衣服と履物を配 布して、2次トリアージポストへ移動するよ うに指示する。歩行不可能者のばあい、隊員 による除染が必要で、医療従事者による処 置と除染が並行して実施される可能性があ る。救命を優先するため最低限の除染の判 断も必要となる。曝露者のすべての衣服を 脱がし、曝露者にマスクを着装する。貴重品 などはラベルの付いた衣服とは別の容器又 はビニール袋に入れる。外側の衣服が曝露 者の皮膚に接触しないように注意する。可 能であれば除染完了まで、医療従事者によ

り処置された止血のための包帯は、そのま まにしながら除染を行う。担架などを使用 して曝露者を運搬する。ローラーシステム 等を利用する。石鹸水又は水で、全身を洗 い、その後水で洗い流す。除染の間は目と口 を閉じるように指示する。除染完了後、曝露 者の身体乾燥と除染を確実に確認する。コ ールドゾーンにいる隊員が曝露者を 2 次ト リアージポストへ移動させる。環境除染に ついては、汚染された場所、物件、建物等の 除染を現地調整所における協議で決定する。 消防が環境除染を行う場合には 5%除染液 を散布器に入れ汚染された場所に散布する。 化学剤又は生物剤の上にビニール袋等をか けるなどして拡大防止を図る。警察の鑑識 等で必要になるため当該物質を容器又はビ ニール袋等に密封、写真撮影する等、現場保 存に留意し警察機関と連携しながら実施す る。使用資機材としては、各検知器、車両、 除染に使用した除染器具、救出時に使用し た担架、毛布などがあり、清拭、散布器など で除染する。その際に次の事項に留意する。 センサー式検知器など水に弱い機械は清拭 で除染する。さらし粉5%除染液を使用する 場合、上澄み液のみを使用するよう留意す る。廃棄可能な資機材は除染液に浸した後、 ビニール袋などに入れて密封する。活動隊 員の除染では、防護服の上から大量の水を かけ、その後に5%除染液を散布器により散 布して再度大量の水にて除染する。靴の裏 の細部まで注意して除染を行う。さらし粉 5%除染液を使用する場合、上澄み液のみを 使用する。汚水は可能な限り全量回収する。 汚水すべての回収が不可能な場合は、汚水 回収に優先順位をつけることも考慮する。 工場・研究所等で発生した災害の場合、施設

担当者と汚水処理方法について協議する。 テロによる災害では、特段の定めがない場 合、地方公共団体が、現地関係機関との協議 により決定する。除染専用資機材がない場 合でも、病院に搬送する前に現場で除染を 実施することが必要となる。水槽付き消防 ポンプ車等の放水ができる設備、水損防止 シートなどを活用し、曝露者の動線の確保、 プライバシー保護などを実施しつつ、現有 の消防資機材の活用による有効な除染活動 を実施する。消防ポンプ自動車等を活用し て曝露者の動線の確保、プライバシー保護 を行う。水槽付きポンプ消防車等からホー スを除染所に延長する。フォグガンなどを 用いて噴霧低圧放水にて洗浄する。低圧放 水で十分な洗浄作用がある。はしご車の梯 上放水などを有効に活用する。高圧放水は、 剤が浸透するおそれがある。排水に留意す る。

化学災害又は生物災害活動中の隊員の安 全・体調・健康管理は極めて重要である。化 学災害又は生物災害活動中の隊員の安全を 最大限に確保する必要がある。化学災害又 は生物災害の活動は困難性が高い災害であ り、原因物質が目に見えない中で活動する ことが多い。隊員が息苦しさ、目の痛み等の 異状を訴えた場合は、除染、応急処置を実施 し医師の診断を受けることを徹底する。化 学災害又は生物災害活動中の隊員の体調管 理は次の事項に留意する。隊長は長時間に 及ぶ活動に際し、肉体的・精神的な疲労が考 えられることから、休憩や隊員の交代を計 画的に行う。適宜体調を確認する。長時間の 活動に伴う熱中症、脱水症の予防に配慮す る。隊員の顔色、表情、言動の変化を見逃さ ない。交代した隊員にパルスオキシメータ

一を装着させ、隊員の体調管理を行う。自身 及び隊員のストレスに配慮する。隊員は、自 己の体調変化を把握し、異変があった場合 は速やかに隊長に報告する。体調が示した 水分補給要領に従うほか、各自においても 熱中症、脱水症の予防に配慮し、適宜水分補 給を行う。ホットゾーン及びウォームゾー ンで活動を実施した後は、パルスオキシメ 一ターを装着し身体状況を隊長に報告する。 自身のストレスに配慮する。化学災害又は 生物災害の活動後は、防護衣等離脱ののち、 うがい、手洗い、洗眼及びその他の汗のたま りやすい部分の洗浄を行う。化学剤又は生 物剤等を皮膚に触れた場合や目に入った場 合は直ちに清水で洗い流し、応急措置を実 施し医師の診断を受ける。指揮者はホット ゾーン及びウォームゾーンで活動した隊員 について潜伏期間を考慮して経過観察を行 うものとする。指揮者は、関係機関による最 終的な化学剤又は生物剤の同定結果を確認 するとともに同定結果を全体に周知する。 現場活動及び曝露者の搬送に携わった隊員 又は曝露の疑いがある隊員は、原則として 通常の健康診断を受ける。化学剤又は生物 剤であると同定に至った場合は、各消防本 部で定める健康管理規定に基づき健康診断 および必要な医療処置を受ける。惨事スト レスによる症状は、普通は時間の経過とと もに軽快していくが、場合によっては症状 が長引き PTSD をはじめ深刻な事態になる ことも考えられることからその対策として 隊員の心理学的な配慮を行うことが望まし い。惨事ストレスを受けた職員を把握し、積 極的な予見に努める。管理監督者等は自己 の判断のみでは対処せず、プライバシー保 護に配慮しつつ、各消防本部の組織や健康

管理スタッフ等の状況に応じた連絡体制を 定める。早期に医学的見地から適切な対応 ができるようにすべきである。本人の意思 による自発的な回復への意欲が持てるよう に本人の了解を求めることが原則である。 職員は、誰にも知られることなく、心の変化 などを確認できるような自己診断の方法と して、「惨事ストレスによる PTSD 予防チェ ックリスト」がある。自己診断の結果によっ て、自己解消法の励行やグループミーティ ングへの参加、あるいは専門機関、専門医へ の受診等を進めることが重要である。惨事 ストレスが危惧される災害が発生した場合、 現地の消防本部へ精神科医等の専門家を派 遣し、必要な助言などを行う「緊急時メンタ ルサポートチーム」(以下、「サポートチー ム」という。)を 2003年4月に創設して運 用を開始している。サポートチームは精神 科医、大学教授、臨床心理士等の専門家によ り構成されている。惨事ストレスが危惧さ れる大規模災害や特殊災害、消防職団員の 殉職等が発生した際に、現地の消防本部等 の要請によりサポートチームを派遣する。 現地活動として、サポートチームによるカ ウンセリング等を実施する。カウンセリン グ後、当該職員に対する組織としての接し 方や必要なケア等、今後の対応について、組 織に対して必要な助言、指導等を行う。

E. 結論

化学災害又は生物災害・テロ時における活動内容を概説したが、現実の災害では、火災・爆発などを伴うなど複合的な災害となることを鑑みると、本マニュアルと他の災害のマニュアルを組み合わせて総合的に対

応することについて、検討を進める必要がある。大規模テロ災害においては二次攻撃の危険性や多数傷病者発生など異なる対応も求められる。本マニュアルとの整合性を担保しつつ "all hazards approach"の対応可能なマニュアルとすることが肝要である。

F. 健康危険情報

(分担研究報告書には記入せずに、総括研 究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

1. 論文発表 (発表氏名巻号・頁・発行年等も記

入)

なし

2. 学会発表

なし

- H. 知的財産権の出願・登録状況
 - 1. 特許取得なし
 - 2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業) 化学・爆弾テロ等重大事案(事件)に対する机上シミュレーションによる 訓練・対応手法検討に関する研究 分担研究報告書

爆弾テロ対応と化学・爆弾テロ等重大事案(事件)に対する机上シミュレーションによる 訓練・対応手法の整合性に関する研究

研究分担者 布施明 日本医科大学大学院 医学研究科救急医学 准教授

研究要旨

"化学・爆弾テロなど特殊事件における迅速でより安全な新たなプレホスピタル対応手法を開発し施策として提案すること"が本研究の目的である。H28 年度は我が国で関係省庁等が出している報告書等を整理して、事態対処医療を包含した化学・爆弾テロ等重大事案(事件)に対する対応手法を検討した。本分担研究では H28 年度救助技術の高度化等検討会報告書(消防庁国民保護・防災部参事官付)第1編 検討会の概要及び第IV編 爆弾テロ災害時における消防機関が行う活動マニュアルの目次(内容については非公開のため)より想定される爆弾テロ対応時の留意事項、連絡体制、初動措置の動き等を検討した。

"all hazard approach"による CBRNE テロ・災害における留意事項、連絡体制、初動の動き等の内容を統合するために、項目を整理した。本研究報告は想定される関係機関の動きから検討したものであって、必ずしも関係省庁の考え、実際の動きと同等であることを保証しているものではないが、内容の妥当性については十分な検討を行った。他の報告書等を加えて統合することで、CBRNE テロ・災害時のプレホスピタルにおける対応手法の基本にするとともに、訓練等で活用できるツールの活用につなげることが肝要と考えられる。

A. 研究目的

平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金 (健康安全・危機管理対策総合研究事業) 「化学・爆弾テロ等重大事案(事件)に対 する机上シミュレーションによる訓練・対 応手法検討に関する研究」の目的は、"化 学・爆弾テロなど特殊事件における迅速で より安全な新たなプレホスピタル対応手法 を開発し施策として提案すること"であ る。3 か年計画の中で、H28 年度は我が国 で関係省庁等が出している報告書等を整理 して、事態対処医療を包含した化学・爆弾 テロ等重大事案(事件)に対する対応手法 を検討した。本報告では、H28 年度救助技 術の高度化等検討会報告書(消防庁国民保 護・防災部参事官付)の第1編 検討会の 概要及び第 IV 編 爆弾テロ災害時における 消防機関が行う活動マニュアルの目次(内 容については非公開のため)より想定され る爆弾テロ対応時の留意事項、連絡体制、 初動措置の動きなどについて検討を行っ た。本分担研究報告は研究班で想定される動きを検討したものであって必ずしも関係省庁の考えと整合していると言えないため、今後、「第 IV 編 爆弾テロ災害時における消防機関が行う活動マニュアル」が公表された際に修正を行うことが望まれる。

B. 研究方法

H28 年度救助技術の高度化等検討会報告書 (消防庁国民保護・防災部参事官付)の第 1編 検討会の概要及び第 IV 編 爆弾テロ 災害時における消防機関が行う活動マニュ アルの目次より、爆弾テロ対応時の留意事 項、連絡体制、初動措置の動きなどを想定 し、化学・爆弾テロ等重大事案(事件)に 対する机上シミュレーションによる訓練・ 対応手法を検討するうえで参考となる留意 事項をまとめ、他の報告書等との整合性を 比較しやすいようにシーンごとに整理し た。

(倫理面への配慮)

本研究において研究対象者は存在しないため、人権擁護上の配慮、不利益・危険性の排除や説明と同意は不要である。また、動物実験も行わないため動物愛護上の配慮も不要である。

C. 研究結果

爆弾テロ災害時における活動

I. 対象事案

爆弾を使用したテロ災害が対象と想定される。災害発生要因が明らかな工場等の爆発事故の場合は、各消防機関における火災・爆発マニュアルに基づいて活動する。一方、駅やスタジアムなどの大規模集客施設など不特定多数のも

のが利用する場所での爆発で、発生要 因が不明の場合は爆弾テロを想定した 活動を行うことが求められる。すなわ ち発生場所や時間等が予測できず警 レベルが高くないイベント会場、駅弾 ロ災害が想定される。いわゆるマス・ で変害が想定される。いわゆるマス・ ・対リング、大規模イベントにお明 ・変機材があり、事前に警戒・ 計画が策定されているが、その際にも 基本的な事項は共通していることが求 められる。

爆弾という手段が単独で起こるテロ以外にも化学剤、生物剤、放射性物質等の危険物質を使用した爆弾テロが起こることは十分に想定される。また、立てこもり、大型自動車での暴走、銃乱射事をと爆弾テロの同時発生も考えられる。したがつて、爆弾テロを中心としつも、多数傷病者活動マニュアル、化学災害、放射性物質による災害マニュアルとも整合性を持たせた総合的な対応が必要となる。

- II. 爆弾テロの特性等について 爆弾テロ災害の事例検討から下記の特 徴がみられる
 - ソフトターゲットが狙われる。大 規模集客施設や駅、空港などやラ ッシュの時間帯などである。
 - 2. 爆発は一回だけにおさまらず、爆発によって集結した初動要員等を殺傷することを目的として第二の爆発、銃撃等の二次攻撃が発生することがある。

- 3. 爆弾に加えて、危険物質等の使用 や他のテロ手段の併用なども懸念 される
- 4. 自爆テロも想定される
- 5. 爆発の威力が高まる閉鎖空間で起きることが多い
- 爆傷は特徴ある外傷となるため診療にあたってのポイントがある。
- 7. 凄惨な現場となることが多く、精神科的側面からの支援が必要である。

III. 消防機関の活動内容

- 1. 消防活動の基本原則
 - 消防の任務:国民の生命・身体・財産の保護、災害の防除、被害の軽減及び傷病者の搬送
 →隊員の安全確保に関し最新の注意を払い、人員及び施設を有効に活用し効果的な消防活動を実施する
 - 2) 各消防本部には規模の差が存在するため、基本的な考え方を示すことを優先する。各地域の実情に応じた活動を行う必要があり、他の消防本部からの応援部隊や関係機関との連携を図る。
 - 3) 隊員の安全確保が最優先である。単独行動や単独での判断を行わず、強い指揮統制を行い、関係機関との連携を密にし、情報共有、活動の調整等を行った上で、爆発による火災の消火、迅速な要救助者の救出、爆傷傷病者への応急処置

等を実施する必要がある。

- 4) 警察機関との連携
 - (1) 災害の実態や二次攻撃の 危険性等の情報を早期に 共有
 - (2) 二次攻撃に関する災害発 生現場の安全性の評価を 共有し、警察機関との連 携の下で活動を行うなど の調整が必要。消防機関、 警察機関でそれぞれ得意 とする分野で評価、分析 に必要な情報について十 分共有する。さらに警察 機関の助言を受けて、災 害に出動した指揮者及び 部隊等を包括的に指揮管 理するもの(現場最高責 任者)が、隊員の安全核に 関し細心の注意を払い、 活動方針等を判断するこ とが必要となる。
 - (3) 不審物が発見された場合 は、警察機関における不 審物の除去及び更なる不 審物の検索の完了と確認 の上、活動することを原 則とする

5) 消防活動の主眼

- (1) 警察機関等関係機関との 災害実態、二次攻撃及び 二次災害発生の危険性等 についての情報共有・災 害発生現場の安全性の評 価
- (2) 化学剤、生物剤、放射性物

質等の危険物質を使用した複合的なテロ災害発生の可能性を考慮した活動

- (3) 二次災害発生に対する活 動隊員の安全管理
- (4) 災害発生場所付近の住民 等に対する避難誘導
- (5) 関係者、避難者等からの 情報収集
- (6) 進入統制ライン及び消防 警戒区域の設定 救助活動の開始及び中止 の判断は、現場最高指揮 者が判断する。
- (7) 迅速な要救助者の救出 警察機関による不審者、 不審物がないことの確認、 二次攻撃の予告の有無等、 二次攻撃に関する災害発 生現場の安全性の評価に ついての共有や、警察機 関との連携の下で活動を 行うなどの調整が必要で ある。
- (8) 爆傷傷病者への応急処置
- (9) 傷病者の医療機関への搬送
- 6) 消防活動の流れ

覚知→出動→現場到着→消防 警戒区域の設定/現場指揮本 部の設置/進入統制ラインの 設定→現地調整所における調 整→要救助者の救出・簡易検 知活動→

(簡易検知活動の結果;検知あり)

→「BC マニュアル」「RN マニュアル」に基づく活動/「(爆発) 火災活動マニュアル」「多数傷病者活動マニュアル」に基づく活動→傷病者管理

(簡易検知活動の結果;検知なし)

→傷病者管理

考慮される。

ける装備・資機材 爆弾テロの初動時は、CBRN 対応のため化学防護服の上に 防火衣を着装した身体防護措 置で活動する場合もある。火 災の発生がないことを確認後 は、レベル A 着装による簡易

7) 救助活動・簡易検知活動にお

爆破によって建物倒壊等による粉塵等の危険物質が飛散している可能性があるため、進入統制ライン内及び状況によっては進入統制ライン外での活動においても空気呼吸器やRL3 クラスの防塵フィルターが取り付けられたマスク等を着装する。

検知活動等を実施することが

各種検知器等、さらに重量物 排除用器具等も救助器具の携 行を考慮する。

危険物が検知されなかった場合は、多数傷病者活動マニュアルを参考とした装備、資機材、活動を参考とする。

8) 一次集結場所の設定、進入統 制ラインの設定 一次集結場所;災害発生場所 から風上側で、安全が確保されている場所。そこで警察機 関の集結場所、犯人の動向、二 次攻撃に関する情報について、 消防指令室、現地で活動している警察機関等から情報収集 及び調整を行う。

進入統制ライン設定;

- (1) 二次攻撃の危険性の無い 安全確保がなされた位置 で、かつ、
- (2) 化学剤、生物剤、放射性物質等の危険物質を使用した複合的なテロ災害の可能性を考慮した位置
 - ① BC マニュアルでは; 異常確認位置より目 安として 120m 以上 離れた風上側
 - ② RNマニュアルでは;空間線量率の測定値がバックグラウンドレベルで、かつ、周辺状況(風上、高所、遮蔽物の外側、液体の漏えい)など現場の状況が目視できると判断した位置

消防現場指揮本部の設置;警察機関の現場指揮本部と近接していることが望ましい。堅牢強固な建物付近近後方等の場所を選定する。

風向きが変わったら進入統制 ラインの再設定を考慮するこ とをためらわない。

- 9) 要救助者救出に際しての爆傷 に対する応急処置
 - (1) 活動性の動脈性出血に対する止血帯(CAT:コンバット・アプリケーション・ターニケット) を積極的に使用する
 - (2) 爆傷に適したトリアージ を実施する

 - (4) 放射性物質による汚染が 疑われる場合の搬送では、 汚染傷病者搬送用シート で傷病者を被覆する等で 汚染拡大防止措置を講じ る必要がある。
- 2. 消防本部の通信指令部署の対応及び消防対策本部の対応
 - 1) 消防指令室の対応
 - (1) 119 番受信から出動指令 まで 発生原因が不明、ソフト ターゲットでの爆発によ

り、多数傷病者が発生した災害を 119 番受信した 場合は、爆弾テロ炎害に対応する体制による出動の指令を考慮するとともに、CBRN 等の危険物質に、CBRN 等の危険物では、で開した複合的ないで指令を使用したで出動について指令する。

- ① 以下の内容を聴取した場合は、爆弾テロ災害の発生を疑う
 - 駅、空港、大規模 集客施設等、通 常、爆発が発生 することを想所 しがたい場所 おいて、原因 おいて、 明の爆発が発生 した。
 - 同時又は、連続 して爆発が発生 した。
 - 自爆行為を目撃 した
 - テロ行為の予告後に爆発が発生した
 - ◆ その他爆弾テロ を疑う事柄がある
- ② 爆弾テロ災害の発生 が疑われる場合は、 通報者の安全を確認 したうえで、通常の

聴取(場所等)のほかに、以下の情報をできる限り聴取すること

- 発生場所の詳細 (建物内、屋外、 地下、廊下の幅、 エレベーターの 有無等)
- 倒れている人及 び気分不良を訴 えている人の人 数及び症状
- 爆発被害の範囲 (火災の発生、 建物被害の状況 等)
- 住民、従業員等 の避難状況
- 現在までの事故経過
- 自爆行為者の目 的者又は目撃証 言の有無
- 不審者、不審物の有無(サイズ、外装、設置場所等)
- その他通報場所 周囲の異常な状 況)
- ③ 通報者等への要請事 項
 - 現場に出動した 消防隊と可能な 限り接触するこ

٥ع

- 消防隊と接触すると接触請している。 が対応のに消防でのはがいたがいないがある。 が対応のではないがいないはないがある。 ではいる。 に指示する
- ④ 警察機関からの情報 収集 早期に情報収集し、 出動部隊へ周知徹底 を図る
 - 被害に関する情報(テロの認識の有無)
 - 二次攻撃に関す る災害発生現場 の安全性の評価
 - 犯人の動向(不 審者、不審物等) に関する情報
 - 警察機関の活動 部隊に関する情報 (機動隊や NBC部隊、爆弾 処理部隊の出動 の有無、到着時間等)
 - 警察機関の集結 場所、現場指揮 本部の設定位置 に関する情報
 - 道路規制に関す る情報

- 避難の範囲、避 難方法に関する 情報
- CBRN 等の危険 物質を使用した 複合的なテロ災 害発生の可否に 関する情報
- 危険物質の盗難 等使用可能性の ある危険物質の 情報
- (2) 爆破予告受信時の対応 所轄の警察機関へ情報共 有するとともに、所轄警 察機関と連携しながら、 必要に応じて消防車両を 出向させての情報収集や 住民に対する避難誘導等 を実施する
 - ① 対応上の留意事項
 - 必要に応じて一次集結場所を指定し、爆破予告対象物への無秩序な接近を避ける
 - 現着後、現場警察官と協議の上、 消防部隊の任務 及び活動範囲を 決定する
 - 予告対象物が実際に爆発した場合には、本マニュアルに基づい

た活動に速やかに移行する。

- (3) 出動消防部隊とその確保 方策
 - ① 必要な消防部隊 爆弾テロ災害におい ては、初動の段階か ら、CBRN 等の危険 物質を使用した複合 的なテロ災害に備え る。従って、BC マニ ュアル及び RN マニ ュアルに基づく、レ ベルA活動隊による 要救助者の救出及び 簡易検知、除染等の 活動を行うため下記 に示す部隊について 出動を考慮する。進 入統制ライン内で簡 易検知活動を行い、 危険物質が検知され た場合は、出動部隊 の任務はそのまま継 続、危険物質が検知 されなかった場合は、 多数傷病者活動マニ ュアルに基づく任務 に変更することを考 慮する。
 - ② 必要な消防部隊を確保するための方策 消防相互応援協定の 活用又は救急消防援助隊の応援要請を効果的に行う

- ③ 出動部隊の増加要因空港、ターミナル駅等の大規模集客施設での爆弾テロ災害の発生を把握した場合は、躊躇することなく消防部隊を増加する
- 2) 消防本部における爆弾テロ災 害時の対策本部の対応
 - (1) 消防対策本部の役割現場指揮本部から以下の災害情報を入手する
 - 災害発生場所
 - 災害発生状況(連続 爆破、自爆、不審物や 不審者の目撃等)
 - 消防警戒区域
 - 救助活動に係る情報 (要救助者の人数、 救出完了時間、活動 障害、要救助者の状 態等)
 - 避難誘導に係る情報 (避難対象地域及び 対象者数等)
 - 消防機関で管理して いる傷病者の観察結 果(傷病者の人数及 び症状等)
 - 化学剤、生物剤、放射性物質等の危険物質を使用した複合的なテロ災害発生に係る情報
 - 応援部隊等の必要性

の有無

- 救急搬送状況
- その他必要な事項 所轄の警察機関、市区町 村、都道府県及び自衛隊 に情報を提供し、必要に 応じて関係機関へ応援要 請を行う
- 自衛隊(都道府県知事); CBRN 等の危険物質を使用した複合的なテロ災害の発生の場合
- DMAT、医療機関(災害拠点病院又はあらかじめ定められた医療機関)
- - ① 所轄の警察機関
 - i. 情報収集
 - 二次災害、二次 攻撃の状況、危 険性に関する情 報、発生現場の

- 安全性の評価
- 被害に関する情報(テロの認識の有無)
- 犯人の動向(不 審者、不審物等) に関する情報
- 警察機関の活動 部隊に関する情報 (機動隊や NBC部隊、爆弾 処理部隊の出動 の有無、到着時間等)
- 警察機関の集結 場所、現場指揮 本部の設定位置 に関する情報
- 道路規制に関する情報
- 避難の範囲、避 難方法に関する 情報
- CBRN 等の危険 物質を使用した 複合的なテロ災 害発生の可否に 関する情報
- 危険物質の盗難 等使用可能性の ある危険物質の 情報
- ii. 要請
 - 要救助者の救出、 消火等の活動に おいて連携した

活動を要請する

- 不審物の確認等 を要請する
- ② 市町村(防災主管部局、危機管理主管部局)災害対策本部の設置等を依頼する
- ③ 都道府県(消防防災 主管部局、危機管理 主管部局)
- 火災・災害等報告要 領に基づき災害情報 を報告する。
- 県内応援、緊急消防 援助隊の応援が必要 な場合は要請を行う。
- ④ 総務省消防庁(応急 対策室(夜間・休日は 宿直室))
- 火災・災害等報告要 領に基づき災害情報 を総務省消防庁へ報 告する
- CBRN 等の危険物質を使用した複合的なテロ災害に関しては、消防庁長官指示による緊急消防援助隊の出動が考えられるため報告は迅速に行う。
- ⑤ 自衛隊(各都道府県 における陸上自衛隊 災害派遣連絡窓口)
- CBRN 等の危険物質 を使用した複合的な

テロ災害の発生の場合、都道府県知事からの災害派遣要請に より自衛隊の出動が 予測される

- 自衛隊の化学災害発 生時のシステムを認 知し、自衛隊に情報 提供を行う
- 自衛隊の除染活動が 円滑に行えるように 救助活動や避難誘導 完了エリアについて の情報を提供する。
- (3) メディア対応
 - ① 初動活動時 メディア対応は消防 対策本部で行うのが 原則。未設置の場合、 下記に注意して対応。
 - i. 立ち入り制限区 域を徹底する
 - ii. マスコミ対応が 困難な場合は、 その旨を伝え、 安全な場所で対 待機、 沖部立ち上が射 後の一括取材等 を依頼する
 - iii. 隊員個人がメディア対応を行わない。
 - iv. マスコミ担当者が一元的に対応し、窓口を一本

化する。

- v. 個人情報に関す る公表はプライ バシーに特に留 意する
- vi. 未確認情報等は、 明確にその旨を 伝える
- vii. 警察機関の捜査 に支障をきたさ ないように留意 する
- viii. 現地調整所設置 後は、そこでマ スコミ対応及び 発表にあたって の調整を行う。
- ② 消防対策本部立ち上がり以降 国、都道府県及び市区町村の対策本部、警察機関、自衛隊等の関係機関と緊密に調整し、情報の一元化を図る。
 - i. 担当者を決め、 一元的に対応す る
 - ii. 個人情報に関する公表はプライバシーに特に留意する
 - iii. 警察機関の捜査 に支障をきたさ ないように留意 する

- iv. 現地調整所にお ける後方内容と の整合性を図る
- 3. 爆弾テロ災害時における消防活動 1) 消防部隊の活動範囲と消防活
 - (1) 消防部隊は一次集結場所 を設定する
 - (2) 警察機関と情報共有し、連携する
 - (3) CBRN 等の危険物質を使 用した複合的なテロ災害 に対応した活動を行う
 - 2) 消防活動の実施要領
 - (1) 出動から現場到着まで
 - ① 出動時及び出動途上

 - 必要に応じて、化学 防護服及び防火衣の 着装、BC マニュアル 及び RN マニュアル に基づく各資機材の 積載等を行う。
 - 消防指令室、現場最 高指揮者等が一次集 結場所を設定する。
 - ② 現場到着

- 最先着隊は消防指令 室へ状況報告、必要 部隊数について応援 要請
- 一次集結場所に部隊 を集結させる
- 各機関等から情報収 集及び調整
- 進入統制ライン設定 位置まで前進
- 出動後、爆弾テロを 認知した場合は、安 全確保がなされた区 域へ退避
- ③ 部隊集結場所
- 安全確保
- 避難誘導先、救急救 護所、救急指揮所等 を設置する可能性を 考慮
- (2) 区域設定·現場管理
 - ① 進入統制ライン
 - 二次攻撃の危険性の 無い安全確保がなさ れた場所に設定
 - BC マニュアル及び RN マニュアルにお ける進入統制ライン 設定要領も考慮
 - 警察機関と情報共有 のうえ設定する
 - ② 消防警戒区域
 - 消防活動を効果的に 行うために必要となるエリアを確保
 - 住民の安全確保

- 進入統制ラインより 安全側の区域
- 警察機関に避難誘導及び進入規制について要請
- 新たな危険情報で変 更する場合は警察機 関と調整のうえ行う
- ③ 避難誘導
- パニックがおきないように避難場所を明確に指示し、迅速な避難誘導を実施する
- 不審者が紛れている 可能性を考慮して、 警察機関と連携して 安全確保を行う
- 避難場所で避難者に 対して状況説明等を 実施する
- ④ 現場指揮本部
- 警察機関の現場指揮 本部と近接した場所 に設置する
- ⑤ 現地調整所
 - i. 情報共有
 - 災害に関する情報、テロ攻撃による被害状況等
- 二次災害、二次攻撃 の状況
- 犯人の動向に関する 情報
- 危険物質の情報

- 交通に関する情報 など
 - 活動に関する情報
- 警察機関の部隊等の 種別、任務及び編成 状況
- 警察機関の活動状況 と今後の予定
- 広報に関する情報
 - 住民に関する情報
- 要救助者、傷病者等 の状況
- 住民の安否、避難状 況(場所、手段)
 - ii. 活動に関する確 認及び調整
- 災害発生現場の安全 性の評価
- 簡易検知·鑑定結果
- 消防活動、要救助者の救出(要救助者の 捜索、救出、除染、応 急処置等)
- 進入統制ライン及び 警戒区域の設定、交 通規制
- 避難住民の誘導
- 広報
- 証拠保全
- (3) 要救助者の救出・簡易検 知活動等
 - ① 救助活動の開始
 - 現場最高指揮者が進 入統制ライン内への

- 進入開始を判断する
- 原則として、消防単 独での現場活動を禁 止し、警察機関と連 携して活動する
- ② 要救助者の救出
- 安全監視隊(員)の配置を考慮する
- 大量出血の場合、早期に止血処置を行う。四肢の大量出血のコントロールとして、止血帯(CAT)の使用を考慮する。
- 状況によりショート ピックアップを考慮
- 火勢拡大、建物倒壊等の危険性を考慮
- CBRN 等の危険物質 の可能性を考慮
- ③ 簡易検知活動の検知 結果に応じた活動の 実施
 - i. 危険物質が検知 された場合
- BC マニュアル及び RN マニュアルに基 づく活動を実施する
- 火災発生中は化学防護服の上に防火衣を着装した部隊が消火活動、要救助者の救出、除染活動を行う
- 火勢制圧後は、ホットゾーンではレベルA 活動隊による再簡

易検知活動、要救助者の救出、ウォームゾーンでのレベル B活動隊もしくはレベル C活動隊による除染活動を行う。

- 傷病者の重症度が高い場合は、応急処置を除染と並行して実施する。二次災害発生防止のため、搬送先医療機関に対して情報共有を行う
 - ii. 危険物質が検知 されなかった場 合
- 各消防機関にて整備 している(爆発)火災 活動マニュアル及び 多数傷病者活動マニ ュアルに基づく活動 を実施する。
- 火災発生時は防火衣 を着装した部隊の投 入による火勢制圧、 進入統制ラインの再 設定
- ④ 火勢制圧後は進入統制ラインの解除、救急隊の災害現場直近での活動について考慮する。活動の中断

万一、危険要因が発生した場合は、1. 迅速に活動の中断を実施し、2. 活動部隊へ周知徹底するとと

もに、3. 現地調整所を通じた関係機関との情報共有を図る必要がある。 危険要因とは;不審物、不審者の発見、爆発による建物倒壊等の危険、火勢拡大等

- i. 現場最高指揮者 が、関係機関等 からの情報等を もって、活動の 中断を総合的に 判断する
- ii. 隊員は危険要因 を認知したら、 間髪入れずに隊 長、現場指揮本 部等へ報告し、 退避する
- iii. 要救助者の中に 犯人が紛れ込ん でいる可能性を 排除せず警察機 関と連携する
- iv. 退避は迅速に行 い、安全地域ま で距離がある場 合は一次退避す る。
- v. 危険要因が排除 されたのちに活 動を再開する。

(4) 傷病者管理

- 爆傷分類;1次~4時
 爆傷まである
- ② 重症度に影響を与え

る因子; 距離、遮蔽物 の有無、体位、場所、 危険物質の有無、

- ③ 傷病者観察;出血の 状況を観察する。局 部にとらわれず全身 観察を怠らない。
- ④ 応急処置
 - 基本的には外傷 に対する処置の 一般的な手順に 従い対処する
 - 現場では安定化 処置に努める
- ⑤ トリアージ 大都市市街地での爆弾テ 口災害において、目安と して、傷病者が20名程度 (重傷者がその約 50%) と想定される災害現場で あれば、必ずしも現場救 護所等を設置してすべて の傷病者の重症度を判断 し、医療機関への搬送順 位を決定する必要はなく、 傷病者に接触した直後に 重症度を判断し、入院が 必要と思われる重傷者を 近隣の適応医療機関へ分 散搬送することを念頭に
- 4. 隊員の体調・健康管理・惨事ストレ スケア

置く。

- 1) 爆弾テロ災害活動中の隊員の 体調・健康管理

事項

- ▶ 休憩や隊員の交代を計画 的に行う
- ▶ 適宜、体調を確認。異変が ある場合は速やかに隊長 に報告。
- ▶ 熱中症、脱水症の予防
- ▶ パルスオキシメーターの 使用
- 水分補給、脱水症;暑い時期に おける長時間の活動において は熱中症に留意
- 呼吸器系の粉塵、アスベスト、 ダイオキシン等の危険物質に 対して、空気呼吸器、RL3 ク ラスの防塵フィルターが取り 付けられたマスクを装着
- 2) 惨事ストレスケア
 - (1) 惨事ストレスケアの概要 客観的な判断が難しい。プラ イバシーに配慮する。積極的 な予見に努める
 - ① 惨事ストレスを受け た職員の把握 管理監督者等による把握、 自己診断による把握(「惨 事ストレスによる PTSD 予防チェックリスト」な ど)
 - (2) 消防庁における惨事スト レス対策;緊急時メンタ ルサポートチームの派遣

D. 考察

BC マニュアルにおける留意 2016(平成28)年、消防庁に「消防機関に

おける NBC 等大規模テロ災害時における 対応能力の高度化に関する検討会」が開催 され、消防機関における NBC 等のテロ対策 を充実するための議論、検討が行われた。本 検討会の報告書では第I編で検討会の概要 が述べられ、第Ⅱ編以降で化学災害・生物 災害 (第 Ⅱ 編)、原子力施設等における災害 (第 III 編)、爆弾テロ災害(第 IV 編)とな っている。第 IV 編 爆弾テロ災害の内容に ついては非公開となっているが、目次より 原因ごとに分けられて論じられていること が推察される。原因ごとの議論は各論的な 理解を深めるが、発災初動での現場活動や 救急医療機関の活動においては、原因が特 定されていない中での活動も十分に想定さ れる。そこで、本検討会報告書を参考とし て、極力、原因物質ごととならないように本 研究におけるシミュレーションでの整合性 について検討した。

また、本報告書は爆弾テロに関する検討を中心に会議は非公開で実施され、資料についても非公表となっているため、本研究におけるシミュレーションでの整合性については、これまで公開された議論から想定される内容として検討した。

対象事案は爆弾を使用したテロ災害となる。 災害発生要因が明らかな工場等の爆発事故 の場合は、各消防機関における火災・爆発・マニュアルに基づいて活動することになるが 駅やスタジアムなどの大規模集客施設な 駅やスタジアムなどの大規模集存 で発生要因が不明の場合は、爆弾テロを想 定した活動を行うことが求められる。 する で発生場所や時間等が予測できず警戒レ べルが高くないイベント会場、駅などの フトターゲットにおける爆弾テロ災害が想 定される。いわゆるマス・ギャザリング、大 規模イベントにおける警戒態勢中の場合は 災害対応に必要な車両・資機材があり、事前 に警戒・活動計画が策定されているが、その 際にも基本的な事項は共通していることが 求められる。爆弾という手段が単独で起こ るテロ以外にも化学剤、生物剤、放射性物質 等の危険物質を使用した爆弾テロが起こる ことは十分に想定される。また、立てこも り、大型自動車での暴走、銃乱射事案等と爆 弾テロの同時発生も考えられる。したがっ て、爆弾テロを中心としつつも、多数傷病者 活動マニュアル、化学災害、放射性物質によ る災害マニュアルとも整合性を持たせた総 合的な対応が必要となる。その際に重要な ことは、まず、多数傷病者活動マニュアルが 基本にあって、その次に爆弾テロ対応マニ ュアルであり、最後が化学剤、生物剤、放射 性物質等の危険物質によるテロ対応マニュ アルである。わが国では、1995年の地下鉄 サリン事件の影響が大きく、危険物質によ るテロ対応マニュアルが先行して整備され、 充実してきた経緯がある。各種対応マニュ アルの構造上の整理としては、多数傷病者 活動マニュアル、爆弾テロ対応マニュアル、 危険物質によるテロ対応マニュアルの順が 妥当である。爆弾事象が対象事案であるが、 "all hazard approach"を基本的な考え方とし て検討した。

爆弾テロ災害は、事例検討からいくつかの 特徴がみられる。①ソフトターゲットが狙 われる。大規模集客施設や駅、空港などやラ ッシュの時間帯などである。②爆発は一回 だけにおさまらず、爆発によって集結した 初動要員等を殺傷することを目的として第 二の爆発、銃撃等の二次攻撃が発生するこ とがある。③爆弾に加えて、危険物質等の使用や他のテロ手段の併用なども懸念される。 ④自爆テロも想定される。⑤爆発の威力が高まる閉鎖空間で起きることが多い。⑥爆傷は特徴ある外傷となるため診療にあたってのポイントがある。⑦凄惨な現場となることが多く、精神科的側面からの支援が必要である。

関係機関の原則は、警察にあっては、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕等、公共の安全と秩序の維持に当ること、消防にあっては、国民の生命・身体・財産の保護、災害の防除、被害の軽減及び傷病者の搬送であり、隊員の安全確保に関し最新の注意を払い、人員及び施設を有効に活用し効果的な消防活動を実施する。

関係機関は、災害の実態や二次攻撃の危険 性等の情報を早期に共有し、二次攻撃に関する災害発生現場の安全性の評価を共有し、 警察機関との連携の下で活動を行うなどの 調整が必要。消防機関、警察機関でそれぞれ 得意とする分野で評価、分析に必要な情報 について十分共有する。不審物が発見され た場合は、警察機関における不審物の除去 及び更なる不審物の検索の完了と確認の上、 活動することを原則とする。

関係機関活動の主眼は、①災害実態(犯罪の 鎮圧、捜査、被疑者の逮捕を含む)、二次攻 撃及び二次災害発生の危険性等についての 情報共有·災害発生現場の安全性の評価、② 化学剤、生物剤、放射性物質等の危険物質を 使用した複合的なテロ災害発生の可能性を 考慮した活動、③二次災害発生に対する活 動隊員の安全管理、④災害発生場所付近の 住民等に対する避難誘導、④関係者、避難者 等からの情報収集、⑤進入統制ライン及び 消防警戒区域の設定、⑥迅速な要救助者の 救出、⑦爆傷傷病者への応急処置、⑦傷病者 の医療機関への搬送、等である。

初動での対応

爆弾テロの初動時は、CBRN 対応のため化 学防護服の上に防火衣を着装した身体防護 措置で活動する場合もあるとされるため、 火災の発生がないことを確認後は、レベル A 着装による簡易検知活動等を実施するこ とが考慮される。爆破によって建物倒壊等 による粉塵等の危険物質が飛散している可 能性があるため、進入統制ライン内及び状 況によっては進入統制ライン外での活動に おいても空気呼吸器や RL3 クラスの防塵フ ィルターが取り付けられたマスク等を着装 する。危険物が検知されなかった場合は、多 数傷病者活動マニュアルを参考とした装備、 資機材、活動を参考とするとされるが、現実 的には装備の不完全な隊が初動することが 最も多いものと考えられる。

一次集結場所は、災害発生場所から風上側で、安全が確保されている場所に設定される。そこで警察機関の集結場所、犯人の動向、二次攻撃に関する情報について、消防指令室、現地で活動している警察機関等から情報収集及び調整を行う。次に、進入統制ラインを設定する。①二次攻撃の危険性の無い安全確保がなされた位置で、かつ、②化学剤、生物剤、放射性物質等の危険物質を使用した複合的なテロ災害の可能性を考慮したして120m以上離れた風上側とされており、④RNマニュアルでは、空間線量率の測定値がバックグラウンドレベルで、かつ、周辺状況(風上、高所、遮蔽物の外側、

液体の漏えい)など現場の状況が目視できると判断した位置とされている。風向きが変わったら進入統制ラインの再設定を考慮することをためらわない。

要救助者救出に際しての爆傷に対する応急 処置として、①活動性の動脈性出血に対す る止血帯(CAT:コンバット・アプリケーシ ョン・ターニケット)を積極的に使用し、② 爆傷に適したトリアージを実施し、③危険 物質が使用された爆弾テロの場合、除染が 必要となることに留意する。傷病者が重症 の場合は、救命処置が優先される場合があ り、除染が不完全なまま医療機関への搬送 を行うことも考えられる。その場合は、二次 汚染防止のため、搬送先医療機関に対して 情報共有を確実に行うことが重要である。 ④放射性物質による汚染が疑われる場合の 搬送では、汚染傷病者搬送用シートで傷病 者を被覆する等で汚染拡大防止措置を講じ る必要がある。

テロ・災害対応での連絡体制等

発災(119番・110番受信)出動指令まで 発生原因が不明、ソフトターゲットでの爆 発により、多数傷病者が発生した災害を 119 番受信した場合は、爆弾テロ災害に対応す る体制による出動の指令を考慮するととも に、CBRN 等の危険物質を使用した複合的 なテロ災害発生の状況を聴取した上で出動 について指令する。聴取の実施要領は BCマニュアル、RNマニュアルを参照とする。次の内容を聴取した場合は、爆弾テロ災害の 発生を疑う。①駅、空港、大規模集客施設等、 通常、爆発が発生することを想定しがたい 場所において、原因不明の爆発が発生した。 ②同時又は、連続して爆発が発生した。 ③自 爆行為を目撃した。 ④テロ行為の予告後に 爆発が発生した。⑤その他爆弾テロを疑う 事柄がある。爆弾テロ災害の発生が疑われる場合は、通報者の安全を確認したうえで、 通常の聴取(場所等)のほかに、次の情報を できる限り聴取する。①発生場所の詳細(建 物内、屋外、地下、廊下の幅、エレベーター の有無等)、②倒れている人及び気分不良を 訴えている人の人数及び症状、③爆発被害 の範囲(火災の発生、建物被害の状況等)、 ④住民、従業員等の避難状況、⑤現在までの 事故経過、⑥自爆行為者の目的者又は目撃 証言の有無、⑦不審者、不審物の有無(サイ ズ、外装、設置場所等)、⑧その他通報場所 周囲の異常な状況、などである。

関係機関での情報収集と共有は積極的に行 う。被害に関する情報(テロの認識の有無)、 二次攻撃に関する災害発生現場の安全性の 評価、犯人の動向(不審者、不審物等)に関 する情報、警察機関の活動部隊に関する情 報(機動隊や NBC 部隊、爆弾処理部隊の出 動の有無、到着時間等)、警察機関の集結場 所、現場指揮本部の設定位置に関する情報、 道路規制に関する情報、避難の範囲、避難方 法に関する情報、CBRN 等の危険物質を使 用した複合的なテロ災害発生の可否に関す る情報、危険物質の盗難等使用可能性のあ る危険物質の情報などが重要である。爆破 予告を受信した際は、警察、消防機関間で情 報共有するとともに、情報収集や住民に対 する避難誘導等を実施する。その際に、必要 に応じて一次集結場所を指定し、爆破予告 対象物への無秩序な接近を避け、予告対象 物が実際に爆発した場合には、本マニュア ルに基づいた活動に速やかに移行する。

爆弾テロ災害においては、消防庁では、初動の段階から、CBRN 等の危険物質を使用し

た複合的なテロ災害に備える方針をとって いる。従って、BC マニュアル及び RN マニ ュアルに基づく、レベル A 活動隊による要 救助者の救出及び簡易検知、除染等の活動 を行うための部隊について出動が考慮され る。進入統制ライン内で簡易検知活動を行 い、危険物質が検知された場合は、出動部隊 の任務はそのまま継続、危険物質が検知さ れなかった場合は、多数傷病者活動マニュ アルに基づく任務に変更することとなって いる。しかしながら、これまでの爆弾テロの 発生状況などを考慮すると、最初から爆弾 テロに危険性物質が検知されることありき でマニュアルが作成されると、その初動で 防護対策に時間を要してしまう可能性が高 い。時間がかかると、爆発などで想定される 四肢轢断など一刻も早く応急処置をするこ とによって救命できる可能性がある傷病者 への処置が遅れてしまう可能性がある。現 実的には、爆弾テロとしての任務を開始し ながら、同時に、検知活動を行い、検知され た段階で、BC マニュアル、RN マニュアル に則った形での運用に移行することが適当 であると考えられる。

消防本部における爆弾テロ災害時の対策本部は現場指揮本部から次の災害情報を入手する。災害発生場所、災害発生状況(連続爆破、自爆、不審物や不審者の目撃等)、消防警戒区域、救助活動に係る情報(要救助者の人数、救出完了時間、活動障害、要救助者の状態等)、避難誘導に係る情報(避難対象地域及び対象者数等)、消防機関で管理している傷病者の観察結果(傷病者の人数及び症状等)、化学剤、生物剤、放射性物質等の危険物質を使用した複合的なテロ災害発生に係る情報、応援部隊等の必要性の有無、救急

搬送状況、などである。収集した情報は、所 轄の警察機関、市区町村、都道府県及び自衛 隊に情報を提供し、必要に応じて関係機関 へ応援要請を行う。現地調整所には、消防対 策本部等から担当官を指定し、派遣する。 消防本部の対策本部は、所轄の警察機関、市 町村(防災主管部局、危機管理主管部局)、 都道府県(消防防災主管部局、危機管理主管 部局)総務省消防庁(応急対策室(夜間・休 日は宿直室))、自衛隊(各都道府県における 陸上自衛隊災害派遣連絡窓口)と連絡を取 り合い、情報共有に努めるとともに、必要に 応じて依頼、要請を行うことになっている。 メディア対応にも十分に留意する。

爆弾テロでの消防活動

次に、爆弾テロ災害時に想定される消防活動について考察する。

消防部隊は一次集結場所を設定し、警察機関と情報共有し、連携する。CBRN等の危険物質を使用した複合的なテロ災害に対応した活動を初動から行うことが想定されている。

駅や大規模集客施設等のソフトターゲットにおいて、原因不明の爆発災害があった場 険物質を使用した複合的なテロ災害を対 RN マニュアル及び RN で表 B にで接を要請する。一次集結場に でが進する。出動後、爆弾テロを認知して は、原子の表表に B において は、原子のを B において は、原子の B において B によいて B において B によいて B において B において B によいて B によい

た場合は、安全確保がなされた区域へ退避 する。消防活動を効果的に行うために必要 となるエリアを確保するため、消防警戒区 域を設定する。避難誘導では、パニックがお きないように避難場所を明確に指示し、迅 速な避難誘導を実施する。不審者が紛れて いる可能性を考慮して、警察機関と連携し て安全確保を行う。避難場所で避難者に対 して状況説明等を適宜、実施する。要救助者 の救出を行う場合、現場最高指揮者が進入 統制ライン内への進入開始を判断する。原 則として、消防単独での現場活動を禁止し、 警察機関と連携して活動する。要救助者の 救出では安全監視隊(員)の配置を極力行 い、大量出血の場合、早期に止血処置を行 う。四肢の大量出血のコントロールとして、 止血帯 (CAT) の使用を考慮する。状況によ りショートピックアップを考慮し、火勢拡 大、建物倒壊、CBRN 等の危険性・危険物質 の可能性を考慮する。簡易検知活動の検知 結果で、危険物質が検知された場合は、BC マニュアル及び RN マニュアルに基づく活 動を実施する。火災発生中は化学防護服の 上に防火衣を着装した部隊が消火活動、要 救助者の救出、除染活動を行う。火勢制圧後 は、ホットゾーンではレベル A 活動隊によ る再簡易検知活動、要救助者の救出、ウォー ムゾーンでのレベル B 活動隊もしくはレベ ルC活動隊による除染活動を行う。傷病者 の重症度が高い場合は、応急処置を除染と 並行して実施する。二次災害発生防止のた め、搬送先医療機関に対して情報共有を行 う。一方、危険物質が検知されなかった場合 は、各消防機関にて整備している(爆発)火 災活動マニュアル及び多数傷病者活動マニ ュアルに基づいた爆弾テロ対応活動マニュ

アルで運用する。火災発生時は防火衣を着 装した部隊の投入による火勢制圧、進入統 制ラインの再設定が必要となる。火勢制圧 後は進入統制ラインの解除、救急隊の災害 現場直近での活動について考慮し、適宜実 施する。万一、危険要因が発生した場合は、 1. 迅速に活動の中断を実施し、2. 活動部隊 へ周知徹底するとともに、3. 現地調整所を 通じた関係機関との情報共有を図る必要が ある。危険要因とは、不審物、不審者の発見、 爆発による建物倒壊等の危険、火勢拡大等 を指し、現場最高指揮者が、関係機関等から の情報等をもって、活動の中断を総合的に 判断する。隊員は危険要因を認知したら、間 髪入れずに隊長、現場指揮本部等へ報告し、 退避する。

傷病者管理では、爆傷の病態を踏まえて活 動する。爆傷の重症度に影響を与える因子 は、距離、遮蔽物の有無、体位、場所、危険 物質の有無である。傷病者観察では出血の 状況を観察し、局部にとらわれず全身観察 を怠らない。応急処置は基本的には外傷に 対する処置の一般的な手順に従い対処し、 現場では安定化処置に努める。大都市市街 地での爆弾テロ災害において、目安として、 傷病者が 20 名程度(重傷者がその約 50%) と想定される災害現場であれば、必ずしも 現場救護所等を設置してすべての傷病者の 重症度を判断し、医療機関への搬送順位を 決定する必要はなく、傷病者に接触した直 後に重症度を判断し、入院が必要と思われ る重傷者を近隣の適応医療機関へ分散搬送 することを念頭に置く。

爆弾テロ災害活動中の隊員の体調・健康管理では、休憩や隊員の交代を計画的に行い、 適宜、体調を確認。異変がある場合は速やか に隊長に報告する。熱中症、脱水症を予防する。呼吸器系の粉塵、アスベスト、ダイオキシン等の危険物質に対して、空気呼吸器、RL3 クラスの防塵フィルターが取り付けられたマスクを装着する。惨事ストレスケアでは、客観的な判断が難しいが、プライバシーに配慮して、積極的な予見に努める。惨事ストレスを受けた職員を把握し、必要に応じて、緊急時メンタルサポートチームを派遣する。

E. 結論

爆弾テロを想定した活動では、当初から化学災害・生物災害の複合を考慮して初動から対応するマニュアルが想定されるが、実際の動きに即した運用であることが望ましい。原因ごとの議論は各論的な理解を深めるが、発災初動での現場活動や救急医療機関の活動においては、原因が特定されていない中での活動も十分に想定されるため、"all hazard approach"を基本的な考え方とした活動を重視した爆弾テロの災害対応が重要である。

F. 健康危険情報

(分担研究報告書には記入せずに、総括研 究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

論文発表
 (発表氏名巻号・頁・発行年等も記入)

なし

- 2. 学会発表なし
- H. 知的財産権の出願・登録状況

- 1. 特許取得なし
 - 2. 実用新案登録なし
 - 3. その他 なし

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
なし							

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
なし					